平成３１年1月２１日
教 育 課 程 部 会
資料１

２０１９年度予算(案)主要事項

文部科学省初等中等教育局

目　　次

○　事項別表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

１．新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築（チームとしての学校運営体制の推進）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

◆義務教育費国庫負担金

◆専門スタッフ・外部人材の拡充

◆学校現場における業務の適正化

２．教育課程の充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19

３．情報教育・外国語教育の充実　・・・・・・・・・・・・・　22

４．道徳教育の充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　34

５．いじめ・不登校対応等の推進　・・・・・・・・・・・・・　36

６．子供の体験活動の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・　46

７．幼児教育の振興　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　48

８．キャリア教育・職業教育の充実　・・・・・・・・・・・・　63

９．学校健康教育の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・　68

１０．少子化に対応した活力ある学校教育の推進　・・・・・・　71

１１．切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実　・・　76

１２．学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　82

１３．私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　90

１４．高校生等への修学支援　・・・・・・・・・・・・・・・・　92

１５．Society5.0に向けた人材育成　・・・・・・・・・・・・・　95

１６．義務教育教科書の無償給与　・・・・・・・・・・・・・・・100

参考：2019年度予算（案）東日本大震災復興特別会計分

2019年度予算額(案)事項別表

（初等中等教育局）

事　　項	前　年　度 予　算　額	2019年度 予算額（案）	比　較　増 △　減　額	備　　考
	千円	千円	千円	
1．新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築（チームとしての学校運営体制の推進）	1,534,895,156	1,533,605,441	△ 1,289,715	説明資料1　参照 （1,522,781,000） 1．義務教育費国庫負担金　1,520,033,000 （12,010,197） 2．専門スタッフ・外部人材の拡充　13,469,504 （4,568,912） （1）スクールカウンセラーの配置拡充【後掲】　4,738,034 （1,483,581） （2）スクールソーシャルワーカーの配置拡充【後掲】　1,721,662 （9,819） （3）いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究【後掲】　8,118 （4,775,674） （4）補習等のための指導員等派遣事業　5,521,194 （3,071,674） ①学力向上を目的とした学校教育活動支援　3,073,194 （1,200,000） ②スクール・サポート・スタッフの配置　1,440,000 （504,000） ③中学校における部活動指導員の配置　1,008,000 （1,172,211） （5）特別支援教育専門家の配置【後掲】　1,480,496 （103,959） 3．学校現場における業務の適正化　102,937 （103,959） （1）学校現場における業務改善加速事業　102,937
	（参考）復興特別会計 1,883,000	1,777,194	△ 105,806	義務教育費国庫負担金

事　　項	前 年 度 予 算 額	2019年度 予算額（案）	比 較 増 △ 減 額	備　　考
	千円	千円	千円	
2. 教育課程の充実	2,461,152	2,477,863	16,711	説明資料2 参照 (258,045) 1. 学習指導要領等の趣旨徹底等及び新学習指導要領の円滑な実施に向けた取組の推進 199,565 (0) 2. 基礎学力に課題を抱える児童生徒への支援の充実【新規】 23,946 (69,351) 3. 次代を見据えた教育課程・指導方法等に関する先導的研究開発 69,716 (1,890,672) 4. 理数教育の充実のための総合的な支援等 1,916,886 (112,912) 5. 現代的課題に対応した教育の充実等 105,415 (103,872) 6. 特別支援学校学習指導要領等の趣旨徹底等及び学習・指導方法の改善・充実【後掲】 139,095 (26,300) 7. 幼稚園教育課程の理解の推進【後掲】 23,240
3. 情報教育・外国語教育の充実	2,246,806	2,093,054	△ 153,752	説明資料3 参照 (108,366) 1. 次世代の教育情報化推進事業 97,643 (19,679) 2. 情報モラル教育推進事業 31,434 (29,395) 3. ICTを活用した教育推進自治体応援事業 59,873 (51,881) 4. 遠隔教育システム導入実証研究事業 46,542 (311,337) 5. 統合型校務支援システム導入実証研究事業 134,992 (119,123) 6. 次世代学校支援モデル構築事業 0 (13,212) 7. 教育用コンテンツ奨励事業 13,255 (0) 8. 新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業【新規】【後掲】 257,391 (0) 9. 先端技術を活用した幼児教育分野の実証研究【新規】【後掲】 21,600 (14,077) 10. デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究 15,545 (736,701) 11. 小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業 626,558 (843,035) 12. スーパーグローバルハイスクール 423,794 (0) 13. WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業【新規】【後掲】 113,310 (0) 14. 地域との協働による高等学校教育改革推進事業【新規】【後掲】 251,117

事　　項	前　年　度 予　算　額	2019年度 予算額（案）	比　較　増 △　減　額	備　　考
	千円	千円	千円	
4. 道徳教育の充実	3,523,934	4,207,227	683,293	説明資料4　参照 （ 3,523,934 ） 1. 道徳教育の抜本的改善・充実等 4,207,227
5. いじめ・不登校対応等の推進	6,396,523	6,931,102	534,579	説明資料5　参照 （ 6,360,446 ） 1. いじめ対策・不登校支援等総合推進事業 6,885,319 （ 6,144,316 ） （1）外部専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等【再掲】 6,690,054 （ 190,382 ） （2）いじめ対策・不登校支援等推進事業 167,460 （ 25,748 ） （3）有識者会議等開催経費等 27,805 （ 36,077 ） 2. 夜間中学における就学機会の提供推進 45,783
	（参考）復興特別会計 2,450,227	2,378,272	△ 71,955	緊急スクールカウンセラー等活用事業
6. 子供の体験活動の推進	101,130	101,726	596	説明資料6 参照 （ 98,600 ） 1. 健全育成のための体験活動推進事業〔総合教育政策局に計上〕 99,365 （ 2,530 ） 2. 学校教育における長期宿泊体験活動の導入促進に関する調査研究 2,361

事　　項	前　年　度 予　算　額	2019年度 予算額（案）	比　較　増 △　減　額	備　　考
	千円	千円	千円	
7. 幼児教育の振興	32,425,875	76,233,223	43,807,348	説明資料7　参照
				（　28,282,831 ）
				1. 幼児教育無償化の実施 （幼稚園就園奨励費補助等）　70,090,846
				（　279,197 ）
				2. 幼児教育の質の向上　342,254
				（　71,427 ）
				（1）幼児教育実践の質向上総合プラン　307,766
				（　0 ）
				①幼児教育推進体制の充実・活用強化事業　147,532
				（　71,427 ）
				②幼稚園の人材確保支援事業　70,493
				（　0 ）
				③幼児教育の教育課題に対応した指導方法充実調査研究　41,217
				（　0 ）
				④幼児教育の質向上のための評価実施支援　27,913
				（　0 ）
				⑤幼稚園教諭免許法認定講習等推進事業　20,611
				（　26,300 ）
				（2）幼稚園教育課程の理解の推進　23,240
				（　7,024 ）
				（3）ECEC Network事業の参加　11,248
				（　174,446 ）
				前年度限りの経費　0
				（　3,863,847 ）
				3. 幼児教育の環境整備の充実　5,800,123
				（　3,348,000 ）
				（1）認定こども園等への財政支援　4,505,366
				（　515,847 ）
				（2）私立幼稚園の施設整備の充実　1,294,757
8. キャリア教育・職業教育の充実	184,268	367,355	183,087	説明資料8　参照
				（　27,046 ）
				1. 将来の在り方・生き方を主体的に考えられる若者を育むキャリア教育推進事業　23,077
				（　8,405 ）
				2. 地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業　8,443 〔総合教育政策局に計上〕
				（　148,817 ）
				3. スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール　84,718
				（　0 ）
				4. 地域との協働による高等学校教育改革推進事業 【新規】【再掲】　251,117
9. 学校健康教育の推進	223,421	181,424	△ 41,997	説明資料9　参照
				（　99,030 ）
				1. 学校保健推進事業 （がん教育総合支援事業等）　74,393
				（　124,391 ）
				2. 学校給食・食育総合推進事業 （つながる食育推進事業等）　107,031

事　　項	前年度 予算額	2019年度 予算額（案）	比較増 △減額	備　　考
	千円	千円	千円	
10. 少子化に対応した活力ある学校教育の推進	2,421,431	2,433,639	12,208	説明資料10　参照 (34,739) 1. 少子化・人口減少社会に対応した活力ある学校教育推進事業 36,401 (2,312,769) 2. へき地児童生徒援助費等補助金 2,331,741 (73,923) 3. 高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業 65,497
11. 切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実	2,398,318	2,586,073	187,755	説明資料11　参照 (1,599,954) 1. 切れ目ない支援体制整備充実事業【再掲】 1,795,638 (59,211) 2. 学校における医療的ケア実施体制構築事業 59,376 (280,328) 3. 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業 212,507 (0) 4. 学校と福祉機関の連携支援事業【新規】 10,115 (49,993) 5. 特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業 45,446 (103,872) 6. 学習指導要領等の趣旨徹底等及び学習・指導方法の改善・充実【再掲】 139,095 (86,405) 7. 学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進事業 51,101 (145,530) 8. 教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト 209,837 (73,025) 9. 特別支援教育充実事業等 62,958
12. 学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進	2,204,580	2,455,888	251,308	説明資料12　参照 (1,483,581) 1. スクールソーシャルワーカーの配置拡充【再掲】 1,721,662 (73,923) 2. 高校生等の就職・就学支援等 65,497 (647,076) 3. 要保護児童生徒援助費補助 668,729 (参考) (273,817) 被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害等対応分） 594,447
	（参考）復興特別会計 5,216,670	4,382,179	△ 834,491	被災児童生徒就学支援等事業
13. 私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業	1,193,610	995,310	△ 198,300	説明資料13　参照

事　　項	前　年　度 予　算　額	2019年度 予算額（案）	比　較　増 △　減　額	備　　考
	千円	千円	千円	
14. 高校生等への修学支援	384,113,814	387,328,490	3,214,676	説明資料14 参照 (367,811,996) 1. 高等学校等就学支援金交付金 370,894,255 (3,007,551) 2. 高等学校等就学支援金事務費交付金 2,489,830 (15,000) 3. 公立高等学校授業料不徴収交付金 13,425 (13,279,267) 4. 高校生等奨学給付金 13,930,980
15. Society5.0に向けた人材育成	0	643,418	643,418	説明資料15 参照 (0) 1. 新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業【新規】【再掲】 257,391 (0) 2. 先端技術を活用した幼児教育分野の実証研究【新規】【再掲】 21,600 (0) 3. WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業【新規】【再掲】 113,310 (0) 4. 地域との協働による高等学校教育改革推進事業【新規】【再掲】 251,117
16. 義務教育教科書の無償給与	43,249,000	44,791,302	1,542,302	説明資料16 参照 (43,249,000) 義務教育教科書購入費 44,791,302

１．新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築（チームとしての学校運営体制の推進）

（前　年　度　予　算　額　1,534,895百万円）
２０１９年度予算額（案）　1,533,605百万円
〔参 考 ： 復 興 特 別 会 計　　1,777百万円〕

１．要　　旨

新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革を目指し、学校における指導・運営体制の効果的な強化・充実を図り、「チーム学校」を実現するため、教職員定数の改善、専門スタッフや外部人材の配置拡充、業務の適正化などを一体的に推進する。

２．内　　容

◆義務教育費国庫負担金　　**1,520,033百万円(1,522,781百万円)**

義務教育費国庫負担制度は、公立の義務教育諸学校の教職員の給与費について都道府県及び指定都市が負担した経費の３分の１を国が負担するものである。

・教職員定数の改善	＋32億円（＋1,456人）
・教職員定数の自然減等	▲94億円（▲4,326人）
・教職員の若返り等による給与減	▲29億円
・人事院勧告の反映による給与改定	＋76億円
・教員給与の見直し	▲14億円　等

≪教職員定数の改善≫　　**＋1,456人**

１．学校における働き方改革　　**＋1,110人**

○教員の持ちコマ数軽減による教育の質の向上

①小学校専科指導の充実（小学校英語教育の早期化・教科化に伴う、一定の英語力を有し、質の高い英語教育を行う専科指導教員の充実）（※）
＋1,000人

（※１）専科指導教員の英語力に関する要件
①中学校又は高等学校英語の免許状を有する者
②２年以上の外国語指導助手(ＡＬＴ)の経験者
③CEFR*B2 相当以上の英語力を有する者　＊外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠
④海外大学、又は青年海外協力隊若しくは在外教育施設等で、２年以上の英語を使用した海外留学・勤務経験のある者
注：②～④は、小学校教諭免許状、又は中学校英語・高等学校英語の免許状のいずれの免許状も有しない者にあっては特別免許状を授与することが必要。
（※２）より質の高い英語教育を推進するため、教員の新規採用にあたって一定以上の英語力（CEFR B2相当以上等）を有する者を採用した割合を指標として、専科指導のための教員加配の仕組みを構築。

②中学校生徒指導体制の強化　　＋　50人

○学校運営体制の強化
①学校総務・財務業務の軽減のための共同学校事務体制強化
（事務職員） ＋ 30人
②主幹教諭の配置充実による学校マネジメント機能強化 ＋ 30人

２．複雑化・困難化する教育課題への対応【再掲を除く】 ＋ 346人
・教育課題への対応のための基礎定数化関連 ＋ 246人
（平成29年3月義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減）
（・通級による指導 ＋348人 ・日本語指導 ＋ 68人
・初任者研修 ＋ 72人 ・自然減等 ▲242人）
・いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の強化 ＋ 50人【再掲】
・貧困等に起因する学力課題の解消 ＋ 50人
・「チーム学校」の実現に向けた学校の指導体制の基盤整備
（養護教諭、栄養教諭等） ＋ 20人
・統合校・小規模校への支援 ＋ 30人

≪教員給与の見直し≫
・部活動ガイドラインを踏まえた部活動手当の見直し
（土日3時間程度2,700円）

（参考：復興特別会計）
震災に起因し厳しい教育環境下に置かれている児童生徒のための学習支援等のため784人の加配措置。
1,777百万円(1,883百万円)

≪関連施策≫
・教育政策に関する実証研究 28百万円（31百万円）
有識者や意欲ある自治体の協力を得つつ、時代の変化に対応した新しい教育への取組、いじめ・不登校、子供の貧困等の学校の課題に関する状況や、それらの課題に対応するための指導体制の在り方など、教育政策の効果を評価する実証研究を実施。

◆専門スタッフ・外部人材の拡充　　13,470百万円(12,010百万円)

○スクールカウンセラーの配置拡充【後掲】〔補助率１／３〕

4,738百万円（4,569百万円）

〔補助事業者：都道府県、政令指定都市〕

・スクールカウンセラーの全公立小中学校への配置(26,700校→27,500校)

【公立中学校：10,000校】
・通常配置(6,200校)
・小中連携型配置（3,600校）
・生徒指導上、大きな課題を抱える学校等における週5日配置（200校）
【公立小学校：16,700校→17,500校】
・通常配置(9,500校→10,300校)
・小中連携型配置(7,200校)

・貧困・虐待対策のための重点加配（1,000校→1,400校）
・教育支援センター（適応指導教室）の機能強化等、不登校支援のための配置（250箇所）　等

※ 支援が必要な学校に弾力的に派遣できるよう、地域の実情に応じ、教育委員会への配置も推進

［目標］2019年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校（27,500校）に配置
2019:27,500校（2018:26,700校）
（ニッポン一億総活躍プラン）
（ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト）

○スクールソーシャルワーカーの配置拡充【後掲】〔補助率１／３〕

1,722百万円（1,484百万円）

〔補助事業者：都道府県、政令指定都市、中核市〕

・スクールソーシャルワーカーの全ての中学校区への配置(7,500人→10,000人)
・高等学校のための配置（47人）
・貧困・虐待対策のための重点加配（1,000人→1,400人）
・スーパーバイザー（47人）の配置　等

［目標］2019年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区（約1万人）に配置
2019:10,000人（2018:7,500人）
（ニッポン一億総活躍プラン）
（ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト）

○いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究【後掲】

8百万円（10百万円）

・法律の専門家である弁護士が、その専門的知識・経験に基づき、学校において法的側面からのいじめ予防教育を行うとともに、いじめなどの諸課題の効率的な解決にも資する、学校における相談体制の整備に関する調査研究を実施（3地域）

○補習等のための指導員等派遣事業〔補助率１／３〕

5,521百万円（4,776百万円）

多彩な人材がサポートスタッフとして学校の教育活動に参画する取組を支援

（１）学力向上を目的とした学校教育活動支援　3,073百万円（3,072百万円）

児童生徒一人一人にあったきめ細かな対応を実現するため、教師に加えて学校教育活動を支援する人材の配置を支援。

＜当該分野に知見のある人材（退職教職員や教師志望の大学生など）＞（7,700人）

・実施主体：都道府県・指定都市

・負担割合：国１／３，都道府県・指定都市２／３

《具体例》

・補習や発展的な学習への対応
・外国人児童生徒等の学力向上への取組
・不登校・中途退学への対応、いじめへの対応
・キャリア教育支援、就職支援
・校長経験者による若手教員への授業指導
・体験活動の実施への支援

（２）スクール・サポート・スタッフの配置　1,440百万円（1,200百万円）

教師が児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備し、教師の負担軽減を図るため、学習プリント等の印刷などを教師に代わって行うサポートスタッフの配置を支援。

＜地域の人材（卒業生の保護者など）＞（3,000人→3,600人）

※教師の負担軽減を図るための事業として実施。各自治体において明確な成果目標を設定し、効果の検証を含めて実施するものに対し、補助を行う。

・実施主体：都道府県・指定都市

・負担割合：国１／３，都道府県・指定都市２／３

（３）中学校における部活動指導員の配置　　1,008百万円（504百万円）

適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている教育委員会を対象に、部活動指導員（注）の配置を支援。

＜指導する部活動に係る専門的な知識・技能を有する人材＞

（4,500人→9,000人）

（注）学校教育法施行規則第78条の2に該当する者

※スポーツ庁の運動部活動に係るガイドライン及び文化庁の文化部活動に係るガイドラインを遵守するとともに、教師の負担軽減の状況を適切に把握するなど、一定の要件を満たす学校設置者に対して支援を行う。

※支援に際しては、上記のガイドラインを遵守した上で、ガイドラインを上回る休養日の設定を行うなど、学校の働き方改革の取組を推進している学校設置者へ優先的に配分する。

・実施主体：学校設置者(主に市町村)

・負担割合：国１／３,都道府県１／３,市町村１／３

（指定都市にあっては国１／３,指定都市２／３）

○特別支援教育専門家の配置（切れ目ない支援体制整備充実事業の内数）

〔補助率１／３〕【後掲】　　1,480百万円（1,172百万円）

〔補助事業者：都道府県、市区町村、学校法人〕

・医療的ケアが必要な児童生徒のための看護師や理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の外部専門家の配置（2,148人）

≪関連施策≫

・いじめ問題等の解決に向けた外部専門家活用事業

・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究

・学校司書養成講習会

◆学校現場における業務の適正化

○学校現場における業務改善加速事業　　103百万円(104百万円)

教員の長時間勤務を見直すことで、教員自らが意欲と能力を最大限発揮できる環境を整備し、ひいては学校教育の質を向上させるため、国・教育委員会（都道府県・市町村）・学校が有機的に連携し、一体的・総合的に業務改善を推進する取組を実施する。

・業務改善加速のための実践研究

（業務改善に集中的に取り組むモデル自治体等において、各学校における勤務時間管理の徹底をはじめ、教員の業務の見直し、意識改革のための研修等、業務改善の取組を強力に推進）

・業務改善アドバイザーの派遣

・長時間勤務是正に向けた普及・啓発　　等

義務教育諸学校等の体制の充実（チームとしての学校）及び学校と地域との連携・協働体制の構築を図るための関連予算（2019年度予算案）

学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実や、学校と地域との連携・協働体制の構築を図ることにより、学校における働き方改革を進めるとともに、複雑化・多様化する諸課題に対応する学校の機能強化を一体的に推進

学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実

・教師を中心に、多様な専門性を持つスタッフを学校に配置し、**学校の教育力・組織力を向上**。
・校長のリーダーシップの下、**教職員や様々な専門スタッフがチームとして適切に役割分担**。
・併せて、平成29年12月に策定した**「学校における働き方改革に関する緊急対策」**を踏まえ、**業務改善を一層徹底**。
・これらにより、**学校における働き方改革を進め、教師は授業など子供への指導に一層専念**。

① 教職員（義務標準法で基幹的な教職員として規定）：2019年度予算案 1,456人の定数改善（義務教育費国庫負担金）

新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革　1,456人増

○加配定数の改善：1,210人増　○基礎定数の改善：　246人増

■学校における働き方改革
・小学校英語教育の早期化・教科化に伴う、一定の英語力を有し、質の高い英語教育を行う専科指導教員の充実
・中学校における生徒指導体制の強化に必要な教員の充実
・学校総務・財務業務の軽減による学校の運営体制の強化(事務職員)
・主幹教諭の配置充実による学校マネジメント機能強化

■複雑化・困難化する教育課題への対応
・平成29年の義務標準法改正に伴う基礎定数化関連（通級による指導、日本語指導、初任者研修）の定数の増減
・貧困等に起因する学力課題の解消
・「チーム学校」の実現に向けた学校の指導体制の基盤整備（養護教諭、栄養教諭等）
・統合校・小規模校への支援

② 資格等を有する専門スタッフ：学校の実情に応じ、補助金等により配置促進

スクールカウンセラー　2019年度予算額（案）：47億円（1．7億円増）

○全公立小中学校への配置：26,700校→27,500校
○うち週5日相談体制を実施：200校
○貧困・虐待対策のための重点加配：1,000校→1,400校
（主な業務内容）・児童生徒へのカウンセリング、教職員、保護者に対する助言・援助
・事件・事故等の緊急対応における児童生徒の心のケア　等

スクールソーシャルワーカー　2019年度予算額（案）：17億円（2．4億円増）

○全中学校区への配置　：7,500人→10,000人
○貧困・虐待対策のための重点加配　：1,000人→1,400人
○質向上のためのスーパーバイザーの配置　：47人
（主な業務内容）・福祉関係の関係機関・団体とのネットワーク構築、連携・調整
・保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供　等

特別支援教育専門家等　2019年度予算額（案）：18億円の内数

○切れ目ない支援体制整備充実事業
・就労支援コーディネーター（連携支援コーディネーターの1メニュー）
・医療的ケアのための看護師：1,500人→1,800人
・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の外部専門家：348人

※上記の他、スクールロイヤー活用に向けた調査研究を実施。

③ サポートスタッフ：学校の実情に応じ、補助金等により配置促進

スクール・サポート・スタッフの配置　2019年度予算額（案）：14億円（2億円増）

○配置人数　3,600人（+600人）　（主な業務内容）・学習プリント等の印刷、配布準備、授業準備の補助

中学校における部活動指導員の配置 2019年度予算額（案）：10億円（5億円増）

○配置人数　9,000人（+4,500人）　（主な業務内容）・部活動指導員は、部活動の顧問となることにより教員の負担を軽減

教育サポーター　2019年度予算額（案）：31億円

○配置人数　7,700人　（主な業務内容）・補充学習、発展的な学習への対応　等

学校と地域との連携・協働体制の構築

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進　2019年度予算額（案）：60億円

・保護者や地域住民等が学校運営に参画する学校運営協議会の設置・促進、及び持続可能な推進体制の構築
・組織的で安定的に継続できる「地域学校協働本部」の整備と地域学校協働活動推進員等の配置
・放課後子供教室や地域未来塾といった、幅広い地域住民・団体等の参画により行われる様々な個別の地域学校協働活動の総合化・ネットワーク化

新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築

2019年度予算額（案）
1兆5,200億円
（前年度予算額　1兆5,228億円）

文部科学省

学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、教職員定数を**+1,456人**改善。
学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実を図り、新学習指導要領の円滑な実施を実現

・教職員定数の改善　＋32億円（＋1,456人）
・教職員定数の自然減等　▲94億円（▲4,326人）
・教職員の若返り等による給与減　▲29億円
・人事院勧告の反映による給与改定　＋76億円
等
・教員給与の見直し　▲14億円
計　対前年度▲27億円＊

＊四捨五入の関係で上記予算額の差し引きと一致しない

学校における働き方改革　計　＋1,110人

加配定数 +1,210人

教員の持ちコマ数軽減による教育の質の向上

◆小学校専科指導の充実　+1,000人

小学校英語教育の早期化・教科化に伴う、一定の英語力を有し、質の高い英語教育を行う専科指導教員の充実（※）

（※１）専科指導教員の英語力に関する要件
①中学校又は高等学校英語の免許状を有する者
②２年以上の外国語指導助手（ＡＬＴ)の経験者
③CEFR* B2相当以上の英語力を有する者　*外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠
④海外大学、又は青年海外協力隊若しくは在外教育施設等で、２年以上の英語を使用した海外留学・勤務経験のある者
注：②～④は、小学校教諭免許状、又は中学校英語・高等学校英語の免許状のいずれの免許状も有しない者にあっては特別免許状を授与することが必要。
（※２）より質の高い英語教育を推進するため、教員の新規採用にあたって一定以上の英語力(CEFR B2相当以上等)を有する者を採用した割合を指標として、専科指導のための教員加配の仕組みを構築。

◆中学校生徒指導体制の強化　+50人

学校運営体制の強化

◆学校総務・財務業務の軽減のための共同学校事務体制強化（事務職員）　+30人
◆主幹教諭の配置充実による学校マネジメント機能強化　+30人

複雑化・困難化する教育課題への対応　計　＋346人（再掲除く）

基礎定数 +246人

教育課題への対応のための基礎定数化関連　+246人

（H29.3義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減）

◆発達障害などの障害を持つ児童生徒への通級指導の充実　+348人
◆外国人児童生徒に対する日本語指導教育の充実　+68人
◆初任者研修体制の充実　+72人
※基礎定数化に伴う自然減等　▲242人

◆いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の強化　+50人（再掲）
◆貧困等に起因する学力課題の解消　+50人
◆「チーム学校」の実現に向けた学校の指導体制の基盤整備（養護教諭、栄養教諭等）　+20人
◆統合校・小規模校への支援　+30人

給与関係　部活動ガイドラインを踏まえた部活動手当の見直し（土日3時間程度2,700円）

多彩な人材の参画による学校の教育力向上
～補習等のための指導員等派遣事業～

2019年度予算額（案）　55億円
(前年度予算額　48億円)

文部科学省

多彩な人材がサポートスタッフとして学校の教育活動に参画する取組を支援

公立学校の教育活動として実施する次のような取組を行うサポートスタッフ（非常勤）の配置に要する費用の1/3以内を補助

学力向上を目的とした学校教育活動支援

2019年度予算額(案)：31億円(対前年度同額)
＜7,700人＞

児童生徒一人一人にあったきめ細かな対応を実現するため、教師に加えて学校教育活動を支援する人材の配置を支援。

【当該分野に知見のある人材】
(退職教職員や教師志望の大学生など)

児童生徒の学習サポート

- 補習や発展的な学習への対応
- 外国人児童生徒等の学力向上への取組

学校生活適応への支援

- 不登校・中途退学への対応
- いじめへの対応

進路指導・キャリア教育

- キャリア教育支援
- 就職支援

その他(教師の指導力向上等)

- 校長経験者による若手教員への授業指導
- 子供の体験活動の実施への支援

（実施主体）都道府県・指定都市
（負担割合）国1/3、都道府県・指定都市2/3

スクール・サポート・スタッフの配置

2019年度予算額(案)：14億円（+2億円）＜3,000人→3,600人＞

教師がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備し、教師の負担軽減を図るため、学習プリント等の印刷などを教師に代わって行うサポートスタッフの配置を支援。【拡充】

【地域の人材】　(卒業生の保護者など)

※ 教師の負担軽減を図るための事業として実施。各自治体において明確な成果目標を設定し、効果の検証を含めて実施するものに対し、補助を行う。

（実施主体）都道府県・指定都市　（負担割合）国1/3、都道府県・指定都市2/3

中学校における部活動指導員の配置

2019年度予算額(案)：10億円(+5億円)＜4,500人→9,000人＞

適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている教育委員会を対象に部活動指導員(注)の配置を支援。【拡充】（1,500校→3,000校）

（注）学校教育法施行規則第78条の2に該当する者

【指導する部活動に係る専門的な知識・技能を有する人材】

※ スポーツ庁の運動部活動に係るガイドライン及び文化庁の文化部活動に係るガイドラインを遵守するとともに、教師の負担軽減の状況を適切に把握するなど、一定の要件を満たす学校設置者に対して支援を行う。

※ 支援に際しては、上記のガイドラインを遵守した上で、ガイドラインを上回る休養日の設定を行うなど、学校の働き方改革の取組を推進している学校設置者へ優先的に配分する。

（実施主体）学校設置者（主に市町村）
（負担割合）国1/3、都道府県1/3、市町村1/3 （指定都市：国１/３、指定都市２/３）

「チーム学校」の理念を踏まえ、教師と多様な人材の連携により、学校教育活動の充実と「働き方改革」を実現

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

2019年度予算額（案）6,460百万円
（前年度予算額 6,052百万円）

文部科学省

スクールカウンセラー等活用事業

2019年度予算額(案)　4,738百万円
(平成30年度予算額4,569百万円)補助率：1/3

スクールカウンセラー：児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者　（臨床心理士等）

学校教育法施行規則　第65条の2
スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。

[目標]2019年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校（27,500校）に配置　（ニッポン一億総活躍プラン）（ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト）

2019年度:27,500校

①全公立小学校に対する配置 17，500校(16，700校)
②全公立中学校に対する配置 10，000校(10，000校)

※支援が必要な学校に弾力的に派遣できるよう、地域の実情に応じ、教育委員会配置方式も推進。

＜学校・教職員(養護教諭等)＞

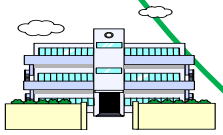

③貧困・虐待対策のための重点配置　1，400校(1,000校)
④不登校支援のための教育支援センターの機能強化
250箇所(250箇所)

スクールソーシャルワーカー活用事業

2019年度予算額(案)　1,722百万円
(平成30年度予算額1,484百万円)補助率：1/3

スクールソーシャルワーカー：福祉に関して専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者（社会福祉士、精神保健福祉士等）

学校教育法施行規則　第65条の3
スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。

[目標]2019年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区（約1万人）に配置　（ニッポン一億総活躍プラン）（ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト）

2019年度:10,000人

①小中学校のための配置　10，000人(7，500人)

＜教育委員会等＞

②貧困・虐待対策のための重点配置　1，400人(1，000人)
③高等学校のための配置　47人(47人)
④質向上のためのSV配置　47人(47人)

＜家庭＞

＜福祉関連機関＞

連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組

※(　　)は前年度

いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究

2019年度予算額（案）　８百万円
（前年度予算額　１０百万円）

文部科学省

背景説明

○　国は、困難な問題の解決に向けて相談できる弁護士等、多様な人材による支援体制を構築する。【いじめの問題等への対応について（第一次提言）（平成25年2月26日教育再生実行会議決定）】

○　いじめの防止のためには、いじめに向かわない態度・能力の育成が喫緊の課題である。発達の段階に応じて、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う必要がある。【いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定（平成29年3月14日最終改定））】

○　家庭との対応の関係で保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応が求められる場合や、児童生徒を取り巻く問題に関して法的側面からのアドバイスが必要な場合について、学校が組織として対応できるよう、教育委員会において支援体制を構築するほか、法的相談を受けるスクールロイヤー等の専門家の配置を進める。【学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文部科学大臣決定）】

目的・目標

法律の専門家である弁護士が、その専門的知識・経験に基づき、学校において法的側面からのいじめ予防教育を行うとともに、いじめなどの諸課題の効率的な解決にも資する、学校における相談体制の整備に関する調査研究を実施する。

事業内容 1

法的側面からのいじめ予防教育

弁護士が、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱い（刑事罰の対象となり得ることや、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等）について教える授業モデルの構築や実践的な教材の開発を行う。

事業内容 2

学校における法的相談への対応

学校が、児童生徒を取り巻く問題について弁護士に相談し法的アドバイスを受けることや、弁護士による教員向けの研修会を受けること等が、生徒指導上の諸課題の効率的な解決に資することについて検証を行う。

事業内容 3

法令に基づく対応の徹底

学校において、いじめ防止対策推進法等に基づいて、いじめ問題への対応が徹底されているかを弁護士が法的側面から確認することの有効性を検証する。

期待される効果

調査研究結果の分析・検証・周知、施策への反映を通じて、いじめの防止、校務の効率化・負担軽減を図る。

学校現場における業務改善加速事業

2019年度予算額（案）　１０３百万円
(前年度予算額　　１０４百万円)

文部科学省

■学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文部科学省）や学校における業務改善等に係る取組の徹底に関する通知（平成30年2月9日付）等を踏まえ、教員自らの意欲と能力を最大限に発揮できるような勤務環境を整備するため、業務改善の取組を一体的・総合的に推進。

業務改善加速のための実践研究事業の実施

文部科学省

業務改善に集中的に取り組む重点モデル地域を指定し、**業務改善の加速**についての**実践研究を実施**。具体的なノウハウや成果を分析し、全国に発信し普及。

都道府県・政令市

市町村と連携し、小中学校における業務改善を促進。重点モデル地域の成果を県下に波及。

■重点モデル地域に対する教職員や業務アシスタント等の配置
■**県としての業務改善ポリシーの策定・指導助言**
■**管理職等の意識改革のための研修の実施**

■取組のフォローアップ、成果の県下全域への発信

重点モデル地域：市町村（政令市含む）

■**自治体の業務改善ポリシーの策定**
■**業務改善の取組の実施**
・教員の行う業務の明確化（事務職員や他のスタッフ等との連携・分担等）
・部活動に関する休養日の明確な設定
・時間管理の徹底、研修の実施　等

外部専門家による分析・助言

■**勤務状況の改善の成果を分析**
勤務時間（総勤務時間や事務作業・部活動に関する時間等）や負担感の変化、創出した時間による教育面での効果などの成果を分析
■成果を挙げたＧＰを管下全域に波及

エビデンスとして蓄積

※国立・私立学校も対象

業務改善アドバイザリーボード

■業務改善アドバイザーの派遣による指導助言
■先進モデルの横展開
■業務改善の取組の継続したフォロー

長時間勤務是正キャンペーンの実施

長時間勤務是正のための周知・啓発を行い、全国的な気運を醸成
・マネジメントフォーラムの開催
・各種広報媒体等による普及啓発
・実践事例集の作成　等

業務改善の基礎的調査研究の実施

■研究機関等による業務改善の推進に資する基礎的調査研究を実施

新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための環境整備 【2019年度予算額(案)】

Ⅰ. 学校指導・運営体制の効果的な強化・充実

- **学校の指導体制の充実－教師の持ちコマ数軽減による教育の質の向上－**
  - 小学校専科指導の充実（英語教育の早期化・教科化に伴う、一定の英語力を有し、質の高い英語教育を行う専科指導教員の充実（新学習指導要領への対応））・・・＋1,000人
  - 中学校生徒指導体制の強化・・・＋50人
- **学校の運営体制の強化－校長・副校長・教頭等の事務関係業務の軽減－**
  - 学校総務・財務業務の軽減のための共同学校事務体制強化（事務職員）・・・＋30人
  - 主幹教諭の配置充実による学校マネジメント機能強化・・・＋30人

※ 教職員定数については、複雑化・困難化する教育課題への対応分を含め、合計で＋1,456人の改善。

Ⅱ. 教員以外の専門スタッフ・外部人材の活用

- **スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充**・・・64.6億円【SC:27,500校(+800校)】【SSW:10,000人(+2,500人)】
- **スクール・サポート・スタッフの配置**・・・14.4億円【3,600人(+600人)】
  ※ 学習プリント等の印刷業務、授業準備の補助等、教師のサポート
- **中学校における部活動指導員の配置**・・・10.1億円【9,000人(+4,500人)】
- **理科の観察・実験の支援等を行う観察実験補助員の配置促進**・・・2.0億円【3,100校】
- **いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究**・・・0.1億円

Ⅲ. 学校が担うべき業務の効率化及び精選

- **学校現場の業務改善を加速するための実践研究やアドバイザー派遣**・・・1.0億円
- **都道府県単位での統合型校務支援システムの導入促進**・・・1.3億円
- **地域と学校の連携・協働を通じた、登下校等の見守り活動の充実**・・・1.2億円

２．教育課程の充実

（前　年　度　予　算　額　　2,461百万円）
2019年度予算額（案）　　2,478百万円

１．要　　旨

これからの時代に求められる資質・能力を育成する観点から、学習指導要領の改訂を踏まえ、「社会に開かれた教育課程」を実現するため、教員の資質・能力向上方策とも連携しながら、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点からの学習・指導方法の改善やカリキュラム・マネジメントの推進など新学習指導要領の趣旨の周知・徹底、基礎学力定着に向けた取組、理数教育の充実、現代的な課題に対応するための取組などを推進し、初等中等教育の教育課程の充実を図る。

２．内　　容

○学習指導要領等の趣旨徹底等及び新学習指導要領の円滑な実施に向けた取組の推進

200百万円(258百万円)

学習指導要領の改訂を踏まえ、「社会に開かれた教育課程」を実現するため、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点からの学習・指導方法の改善やカリキュラム・マネジメントの推進など新学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図る。

○基礎学力に課題を抱える児童生徒への支援の充実　　24百万円（ 新 規 ）

読解力をはじめとする基礎学力をすべての児童生徒が確実に習得できるよう、義務教育段階の早い時期から適切な支援を行うなど、基礎学力に課題を抱える児童生徒に対する効果的な取組等について調査研究を実施する。

○次代を見据えた教育課程・指導方法等に関する先導的研究開発

70百万円（69百万円）

今後の教育課程の基準の改善等に資する実証的資料を得るため、現行の学習指導要領等によらない教育課程の編成・実施を認める研究開発学校を指定し、新しい教育課程、指導方法等についての研究開発を実施する。

○理数教育の充実のための総合的な支援等　　1,917百万円(1,891百万円)

観察、実験の充実を図るため、理科観察実験アシスタントの配置支援や、理科教育振興法に基づいた、観察、実験に係る理科設備の整備充実を行う。

○現代的課題に対応した教育の充実等　　105百万円(113百万円)

現代的な課題に対応した資質・能力を子供たちに育むため、環境教育や放射線教育等の充実を図るための取組等を実施する。

【(参考：復興特別会計) 放射線副読本の普及（58百万円)】

○ 特別支援学校学習指導要領等の趣旨徹底等及び学習・指導方法の改善・充実【後掲】
139百万円(104百万円)

教科書等の作成や新学習指導要領の周知・徹底等を着実に実施し、改訂を踏まえた特別支援学校における学習・指導方法の改善・充実を図るための実践研究等を行う。

○幼稚園教育課程の理解の推進【後掲】　23百万円(26百万円)

新幼稚園教育要領について、各幼稚園が適切な教育課程を編成、実施する上での参考資料を作成するとともに、指導上の諸課題等に関して中央及び都道府県において研究協議会を行う。

教育課程の充実

2019年度予算額(案)　2,478百万円
(前年度予算額　2,461百万円)

文部科学省

＜概要＞
これからの時代に求められる資質・能力を育成する観点から、**学習指導要領の改訂を踏まえ、「社会に開かれた教育課程」を実現するため**、教員の資質・能力向上方策とも連携しながら、**主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点からの学習・指導方法の改善やカリキュラム・マネジメントの推進など新学習指導要領の趣旨の周知・徹底、基礎学力定着に向けた取組、理数教育の充実、現代的な課題に対応するための取組など**を推進。

現代的課題に対応した教育の充実等

＜2019年度予算額（案）：105百万円＞

現代的な課題に対応した資質・能力を子供たちに育むため、環境教育や放射線教育等の充実を図るための取組等を実施。

【（参考：復興特別会計）放射線副読本の普及（58百万円）】

理数教育の充実のための総合的な支援等

＜2019年度予算額（案）：1,917百万円＞

観察、実験の充実を図るため、理科観察実験アシスタントの配置支援や、理科教育振興法に基づいた、観察、実験に係る理科設備の整備充実。

次代を見据えた教育課程・指導方法等に関する先導的研究開発

＜2019年度予算額（案）：70百万円＞

今後の教育課程の基準の改善等に資する実証的資料を得るため、現行の学習指導要領等によらない教育課程の編成・実施を認める研究開発学校を指定し、新しい教育課程、指導方法等についての研究開発を実施。

基礎学力に課題を抱える児童生徒への支援の充実

＜2019年度予算額（案）：24百万円(新規)＞

読解力をはじめとする基礎学力をすべての児童生徒が確実に習得できるよう、義務教育段階の早い時期から適切な支援を行うなど、基礎学力に課題を抱える児童生徒に対する効果的な取組等について調査研究を実施する。

新学習指導要領の円滑な実施に向けた取組の推進

＜2019年度予算額（案）：200百万円＞

教科等の本質的な学びを踏まえた主体的・対話的で深い学びの視点からの学習・指導方法の改善の推進

主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点から、不断の授業改善を図るための実践的な調査研究を行い、効果的な学習・指導方法の開発、優れた授業実践や校内研修の実施に取り組み、その成果の普及を図る。

高等学校における総合的な探究の時間の抜本的改善・充実

新学習指導要領における高等学校の「総合的な探究の時間」が各学校において円滑に行われるよう、育成すべき資質・能力を確実に身に付けるために必要な教材の開発などの調査研究を行い、学校における指導の抜本的改善・充実。　等

初等中等教育の教育課程の一層の充実

３．情報教育・外国語教育の充実

（前　年　度　予　算　額　　2,247百万円）
2019年度予算額（案）　　2,093百万円

１．要　　旨

新学習指導要領を踏まえた「情報活用能力」の育成、特に小学校プログラミング教育の円滑な実施や情報モラル教育の充実に向けた取組を推進する。また、児童生徒の学びの維持・充実を図るため、遠隔教育システムの導入促進に係る実証事業など、教育の情報化を推進する。さらに、小・中・高等学校を通じた英語教育強化のための条件整備等を行うとともに、グローバル人材育成のため、高等学校等における質の高いカリキュラムの開発・実践を支援する。

２．内　　容

○　小・中・高等学校を通じた情報教育強化事業

（１）次世代の教育情報化推進事業　　98百万円（　108百万円）

新学習指導要領の趣旨を踏まえ、全ての学習の基盤となる「情報活用能力」の育成に向けた教科等横断的で体系的なカリキュラム・マネジメント事例等の創出・普及を目指す。また、必修となった小学校プログラミング教育の円滑な実施に向けて、指導事例の創出・普及や教員研修用教材の開発等を実施する。さらに、新学習指導要領に対応した高等学校情報科担当教員の研修用教材の開発を行う。

（２）情報モラル教育推進事業　　31百万円（　20百万円）

携帯電話・スマートフォンやＳＮＳが子供たちにも急速に普及し、それらの利用に伴う犯罪被害等が生じている中で、児童生徒に情報モラルを身に付けさせることが一層重要となっていることから、指導資料の改善・充実や児童生徒向け啓発資料の作成・配布等により、新学習指導要領の下での情報モラル教育の充実を図る。

（３）ＩＣＴを活用した教育推進自治体応援事業　　60百万円（　29百万円）

児童生徒の情報活用能力の把握や学校におけるＩＣＴ活用の健康面への影響に関する調査研究を実施する。また、ＩＣＴ環境の整備・充実等を図る取組を支援するため、「ＩＣＴ活用教育アドバイザー」の自治体への派遣を行うとともに、その成果を全国の教育関係者に普及することにより、自治体における教育の情報化の推進を支援する。

○　学校ＩＣＴ環境整備促進実証研究事業

（１）統合型校務支援システム導入実証研究事業（再掲）　　135百万円（　311百万円）

教員の業務負担軽減及びそれを通じた教育の質の向上を図る観点から、学校における校務の情報化を効率的に進めるため、都道府県単位での統合型校務支援システムの共同調達・運用の促進に係る実証事業を行う。

（２）遠隔教育システム導入実証研究事業　　47百万円（　52百万円）

多様性ある学習環境や専門性の高い授業の実現等、児童生徒の学びの質の向上を図るため、遠隔教育システムの導入促進に係る実証事業を行う。

○　教育用コンテンツ奨励事業　　13百万円（　13百万円）

教育に利用される映像等の教育用コンテンツについて、教育上価値が高く、学校教育及び社会教育に広く利用されることが適当と認められるものを選定し、広く一般に普及・奨励を図る。

○　新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業（後掲）

257百万円　（　新　　規　）

「公正に個別最適化された学び」の実現や、教師の指導の充実による教育の質の向上に向け、これまで実施していた「次世代学校支援モデル構築事業」の取組も活用しつつ、学校現場と企業等との協働により、学校教育において効果的に活用できる先端技術の導入について実証を行うとともに、その実証成果を全国へ普及・展開する。

○　先端技術を活用した幼児教育分野の実証研究（後掲）

22百万円　（　新　　規　）

Society5.0時代の先端技術の活用を通じて、園内環境や幼児行動、教師の働きかけ等を総合的・多角的に捕捉・可視化し、幼児の豊かな行動を引き出す環境の構築や教師による適切な指導を支援するための取組を推進する。

○　デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究　16百万円（　14百万円）

学習者用デジタル教科書の制度化に伴い、その使用による教育上の効果・影響を把握・検証するための実証研究を行う。

○　小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業等　　627百万円（ 737百万円）

（※前年度予算額には前年度で終了した小学校高学年教材整備分198百万円を含む）

小・中・高等学校を通じた英語教育の強化のための取組を総合的に実施する。

（１）新たな外国語教育に対応した条件整備事業

・小学校中学年用教材整備

・新学習指導要領への移行のための中学校補助教材整備等

（２）生徒の発信力強化のための英語指導力向上事業

・各都道府県の「英語教育改善プラン」に基づいた研修の改善・充実等のための取組支援

・中・高等学校英語教師を対象としたオンライン・オフラインを融合した研修の実証等

（３）小学校外国語教科化に対応した外部人材活用促進等のための講習の実施

等

○　スーパーグローバルハイスクール　　424百万円（　843百万円）

グローバルな社会課題を発見・解決し、国際的に活躍できる人材の育成に取り組む指定校の質の高いカリキュラム開発・実践を支援するとともに事業検証を実施し、事業の成果の普及を図る。

・指定校数：67校

・事業検証の実施

○　ＷＷＬ（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業

（後掲）113百万円（　新　　規　）

これまでのスーパーグローバルハイスクール（ＳＧＨ）などの取組の実績を活用し、高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が協働し、海外連携校等とも連携したテーマを通じた高校生国際会議の開催等、高校生へより高度な学びを提供する仕組み（アドバンスト・ラーニングネットワーク）の形成により、ＷＷＬ（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアムにおける拠点校を目指す。（拠点校数：10校程度）。

○　地域との協働による高等学校教育改革推進事業（後掲）

251百万円（　新　　規　）

新高等学校学習指導要領を踏まえ、Society5.0を地域から分厚く支える人材の育成に向けた教育改革を推進するため、「経済財政運営と改革の基本方針2018」や「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」に基づき、高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を推進することで、地域振興の核としての高等学校の機能強化を図る。（50校程度）。

小・中・高等学校を通じた情報教育強化事業

２０１９年度予算額（案）　１８９百万円
（前年度予算額　　１５７百万円）

文部科学省

事業概要と趣旨

新学習指導要領の趣旨を踏まえ、全ての学習の基盤となる「情報活用能力」の育成に向けて、次の取組により情報教育の強化・充実を図る。

（１）次世代の教育情報化推進事業

９８百万円（１０８百万円）

①新学習指導要領の趣旨の実現に向けた情報教育の推進等に関する調査研究　１６百万円（２４百万円）

新学習指導要領の趣旨の実現に向けて、推進校における実践研究を通じた優れた事例及びモデルの創出を目指す

情報活用能力を育む教科等横断的で体系的なカリキュラム・マネジメント事例（GP）等の創出

②小学校プログラミング教育支援推進事業

６９百万円（７０百万円）

小学校プログラミング教育の円滑な実施に向けて、指導事例の創出・普及や研修充実のための教材開発等を実施

① 全国の小学校において参考となる、新学習指導要領の趣旨を踏まえたプログラミング教育の指導事例（GP）の創出と普及
② 各小学校の校内研修において活用できる教員研修用教材（映像教材やeラーニング教材）を発展・充実
③ 地域の研修リーダーとなる教員等を対象としたセミナーの実施

③新学習指導要領に対応した高等学校情報科担当教員の指導力向上　１３百万円（１４百万円）

情報科担当教員を対象とした都道府県等の研修でも活用できる教員研修用教材の作成・配布

（２）情報モラル教育推進事業

３１百万円（２０百万円）

スマートフォンやSNSの急速な普及を踏まえ、情報モラル教育の指導資料の改善・充実や児童生徒向け啓発資料の作成・配付等を実施

①情報モラル教育の推進に係る指導資料の改善
②児童生徒向け啓発資料の作成・配布
③情報モラル教育指導者セミナーの開催

（３）ＩＣＴを活用した教育推進自治体応援事業

６０百万円（２９百万円）

児童生徒の情報活用能力の把握や、学校におけるICT活用による健康面への影響に関する調査研究、自治体における教育の情報化を加速化させるためのアドバイザーの派遣

①教育の情報化の推進等に関する調査研究
②ＩＣＴ活用教育アドバイザー派遣事業

次世代の教育情報化推進事業

2019年度予算額（案）　９８百万円
（前年度予算額　　１０８百万円）

文部科学省

趣旨

全国の小・中・高等学校において新学習指導要領の趣旨を踏まえ、全ての学習の基盤となる「情報活用能力」の育成に取り組めるよう、優れた指導事例の創出・普及や教員研修用教材の開発等の支援策を講じる。
とりわけ、新たに必修化された小学校におけるプログラミング教育の推進に重点的に取り組む。

新学習指導要領
（小学校学習指導要領、中学校学習指導要領　平成29年3月31日公示、高等学校学習指導要領　平成30年3月30日公示）

- 「情報活用能力」を「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、「教科横断的な視点から教育課程の編成を図」り、育成していく
- 「コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切に活用した学習活動の充実を図る」
- 小学校においては、「児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動」を、「各教科等の特質に応じて」、「計画的に実施する」
- 高等学校情報科については、共通必履修科目「情報Ⅰ」を新設し、全ての生徒が、プログラミング、ネットワーク（情報セキュリティを含む）やデータベースの基礎等について学ぶよう改訂・充実する。
- 発展的な内容の「情報Ⅱ」を新設し、データサイエンスや情報システムの設計等について取り扱う

小学校　2020年度から全面実施
中学校　2021年度から全面実施
高等学校　2022年度から学年進行で実施

○新学習指導要領の趣旨の実現に向けた情報教育の推進等に関する調査研究

新学習指導要領の趣旨の実現に向けて、推進校における実践研究を通じた優れた事例及びモデルの創出を目指す

情報活用能力を育む教科等横断的で体系的なカリキュラム・マネジメント事例（GP）等の創出

○小学校プログラミング教育支援推進事業

小学校プログラミング教育の円滑な実施に向けて、指導事例の創出・普及や研修充実のための教材開発等を実施

① 全国の小学校において参考となる、新学習指導要領の趣旨を踏まえたプログラミング教育の指導事例（GP）の創出と普及
② 各小学校の校内研修において活用できる教員研修用教材（映像教材やeラーニング教材）を発展・充実
③ 地域の研修リーダーとなる教員等を対象としたセミナーの実施

（正三角形を正しくかくためのプログラム例）

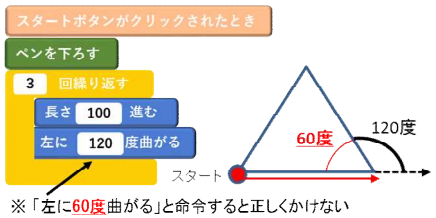

※「左に60度曲がる」と命令すると正しくかけない

未来投資戦略2018【抜粋】
（平成30年6月15日閣議決定）

・平成32 年度から全ての小学校でプログラミング教育を効果的に実施するために、来年度から教員が教材や指導方法等に習熟できるよう、未来の学びコンソーシアムの活動等により、全国の教育委員会や学校、企業等と協働して、ポータルサイト等を活用しながら教材開発や教員研修の質の向上を実現する。
・AI 活用のための基礎的な素養を身に付けさせるため（略）、学習指導要領の改訂を全国の学校現場で着実に実現する。このため、ｅラーニング等による効果的な教員の研修や教材の充実、外部人材の活用等に取り組む。

「未来の学びコンソーシアム」と連携
・創出された指導事例等を全国の小学校への情報提供（コンソーシアムのポータルサイトを通じて発信）

○新学習指導要領に対応した高等学校情報科担当教員の指導力向上

情報科担当教員を対象とした都道府県等の研修でも活用できる教員研修用教材の作成・配布

データサイエンス、プログラミング、サイバーセキュリティなどの最新の情報技術の知識や、新学習指導要領に対応した指導方法等に関する研修について、各都道府県教育委員会等の計画的な実施を支援

情報モラル教育推進事業

２０１９年度予算額（案） 31百万円
（前年度予算額 20百万円）

文部科学省

趣 旨

携帯電話・スマートフォンやSNSが子供たちにも急速に普及する中で、児童生徒が、自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任を持つとともに、犯罪被害を含む危険を回避し、情報を正しく安全に利用できるようにするため、学校おける情報モラル教育は極めて重要である。
指導資料の改善・充実や児童生徒向け啓発資料の作成・配布等により、学校段階、児童生徒の発達段階等に応じて、情報モラル教育の着実な実施を図る。

【子供たちを取り巻く状況】

- 高校生の95.9%、中学生の58.1%、小学生（満10歳以上）の29.9%がスマートフォンを所有
  高校生の74.2%、中学生の56.7%、小学生の33.4%がインターネットを１日（平日）に２時間以上利用
  （内閣府「平成29年度青少年のインターネット利用環境実態調査」）
- SNS等で被害にあった子供の数は増加傾向が継続し、平成29年度に1,813人で過去最多
  （警察庁「平成29年度におけるSNS等に起因する被害児童の現状と対策について」）
- 若年層が不正アクセス等の加害者となる事案も発生

【学習指導要領の改訂】

- 新学習指導要領においても従前に引き続き情報モラルの育成を重視
- 学習指導要領解説においては、インターネット利用に伴う犯罪被害の防止の必要性や、児童生徒の発達の段階に応じて情報や情報技術の特性についての理解に基づく情報モラルを身に付けさせることを強調

【SNS等に起因する犯罪被害の防止】

- 座間市における事件をふまえ、学校教育では「情報モラル教育に関する教師用指導資料を改訂し配布するとともに、児童生徒向け啓発資料を作成するなど、学校における情報モラル教育の充実を図る。」
  （「座間市における事件の再発防止策について」 平成29年12月19日
  座間市における事件の再発防止に関する関係閣僚会議【抜粋】）

１．情報モラル教育の推進に係る指導資料の改善〈委託〉14百万円

平成27年度に作成した指導資料（動画教材を含む。）について、インターネットやスマートフォン利用者の低年齢化、最新のトラブルや被害の状況等を踏まえて、内容の改善・充実を図る。

主な改善点

- 低年齢層(小１～４年生)に対応した指導資料や動画教材を作成
- 実践校の調査研究をもとにモデル指導案等を作成
- ネット依存・ネット被害やSNS等におけるトラブルに係る内容の充実、その他最新の状況・動向の反映

２．児童生徒向け啓発資料の作成・配布〈委託〉14百万円

携帯電話・スマートフォンやSNSを適切に利用できるようにするため、児童生徒向け啓発資料を作成・配布する。

３．情報モラル教育指導者セミナーの開催〈委託〉3百万円

学校における今日的課題を踏まえた情報モラル教育の取組の推進に資するため、教員等を対象とした実践等を含めたセミナーを実施する。

ICTを活用した教育推進自治体応援事業

２０１９年度予算額（案）　６０百万円
（前年度予算額　　２９百万円）

文部科学省

背景

ＩＣＴを活用した教育の取組に地域間で差異が生じているため、自治体の状況に応じた支援を行うことが重要。

目的

１．情報活用能力調査や授業におけるＩＣＴ活用の健康面への影響に関する調査を実施し、その成果を全国の教育関係者に普及することにより、自治体における教育の情報化の推進を支援
２．「ＩＣＴ活用教育アドバイザー」の派遣により、ＩＣＴ環境の整備・充実等を図る取組を支援

1．教育の情報化の推進等に関する調査研究

児童生徒の情報活用能力の把握に関する調査研究

児童生徒の情報活用能力（情報及び情報活用技術を適切かつ効果的に活用し、問題解決等を行うために必要な力）を客観的に測定し、我が国における情報活用能力の現状を把握するための調査研究を実施。

○第３期教育振興基本計画（2018年度～2022年度）
5．教育政策推進のための基盤を整備する
目標（17）ICT利活用のための基盤の整備
初等中等教育段階について、①必要な情報を収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力（情報活用能力）の育成およびこれを支えるICTの基本的な操作スキルの習得（中略）に取り組む。
（参考指標）・児童生徒の情報活用能力

ICT活用による健康面への影響に関する調査研究

学校におけるタブレットPC等の情報機器の使用による、児童生徒の健康面への影響及びその対応策に関する調査研究を実施。

2．ＩＣＴ活用教育アドバイザー派遣事業（委託事業：平成27年度より実施）

ＩＣＴ環境の整備を図ろうとする自治体のニーズに応じて「ＩＣＴ活用教育アドバイザー」を派遣

【30地域へ派遣】
※H27：31地域、H28：46地域、H29：48地域、H30：33地域

↓

ICTを活用した教育の推進計画やICT環境整備計画の策定等についての留意事項等の助言を実施。

↓

事例を集約し、教育委員会担当者の参考となる実践的なマニュアルを作成し、全国の自治体へ配布。

↓

ICT環境整備計画の策定等、自治体における教育の情報化の推進の契機となる。

児童生徒の情報活用能力の向上、学校ＩＣＴ環境整備の促進等を目指す

学校ICT環境整備促進実証研究事業

2019年度予算額（案）　１８２百万円
（前年度予算額　　３６３百万円）

文部科学省

事業概要

教員の長時間勤務が喫緊の課題となっている中で、「統合型校務支援システム」の効率的な導入を促進することにより、全国の学校における校務の情報化を通じた教員の長時間勤務の改善に資する。

・「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう。
・「統合型校務支援システム」導入による勤務時間減効果：大阪市（26年度）224時間/年（クラス担任），北海道（27年度）：117時間/年

また、多様性のある学習や専門性の高い授業の実現等、質の高い学習（※）の実現に資するため、遠隔教育システムの活用を促進する。

※ＡＬＴを活用した外国語指導、特別な配慮を必要とする児童生徒へのきめ細やかな指導の充実など

１．統合型校務支援システム導入実証研究事業　〈委託〉135百万円

教員の業務負担軽減及びそれを通じた教育の質の向上を図る観点から、学校における校務の情報化を効率的に進めるため、都道府県単位での統合型校務支援システムの共同調達・運用の促進に係る実証事業を行う。

複数の市区町村が統合型校務支援システムを共同利用

２．遠隔教育システム導入実証研究事業　〈委託〉47百万円

多様性ある学習環境や専門性の高い授業の実現等、児童生徒の学びの質の向上を図るため、遠隔教育システムの導入促進に係る実証事業を行う。

＜中央教育審議会特別部会　中間まとめ＞

【H29.12.22】

統合型校務支援システムの導入により、（略）業務の電子化による効率化などを図る（略）ことが必要である。その際、都道府県と域内の市区町村との連携により、都道府県単位での統合型校務支援システムの共同調達・運用に向けた取組を進めることが重要である。

＜第３期教育振興基本計画　答申＞

【H30.3.8】

○　校務のICT化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上・教職員の業務負担軽減に効果的な統合型校務支援システムの整備を図るため、調達コスト及び運用コスト抑制に向け、都道府県単位での共同調達・運用を促進する。

＜規制改革実施計画＞

【H29.6.9】

遠隔教育は現行制度においても実施可能であるが、教育の一層の質の向上の観点から、その本格的推進について、幅広い視点から施策方針の取りまとめを行い、学校関係者等への周知その他必要な方策を講ずる。

教育用コンテンツ奨励事業

2019年度予算額（案）　１３百万円
(前年度予算額　１３百万円)

文部科学省

事業内容

教育に利用される映像等の教育用コンテンツ及び教育用デジタルコンテンツについて、教育上価値が高く、学校教育及び社会教育に広く利用されることが適当と認められるものを選定し、広く一般に普及・奨励を図る。

審査体制等

◎ 審査体制

申請作品については、有識者による審査会が、教育映像等審査規程に定める審査基準に照らして審査実施し、教育上価値が高いと認められた作品を「文部科学省選定」又は「文部科学省特別選定」（特に優れたもの）として選定。最終的には、文部科学大臣が選定の可否を決定。

◎ 審査対象

審査対象は映画、ＤＶＤ等の映像教材、紙芝居及び教育デジタルコンテンツ。

◎ 申請作品の対象別、教科別の分類

学校教育教材・・・幼稚園、小学校（低、中、高学年）、中学校、高等学校向き
社会教育教材・・・幼児、少年、青年、成人向き
一般劇映画等・・・幼児、少年、青年、成人向き、家庭向き

◎ 選定された作品について

「文部科学省選定」又は「文部科学省特別選定」となった作品については、毎月その題名・内容等をまとめた「選定一覧」を文部科学省ホームページに掲載。パンフレットなどに選定された旨の掲載を許可。

◎ 審査件数等について

（件数）

平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度		
審査数	選定数	特選数	審査数	選定数	特選数	審査数	選定数	特選数	審査数	選定数	特選数
161	88	9	129	81	11	122	79	12	116	68	17

審査の流れ

申請

審査会（有識者）

大臣の決定

選定 又は
特別選定

デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究

2019年度予算額（案） 15,545千円
(前年度予算額 14,077千円)

文部科学省

背 景

・平成31年度から、必要に応じ、学習者用デジタル教科書を紙の教科書に代えて使用することができることとなるが、学習者用デジタル教科書の使用が**プラスとマイナスの両面の効果・影響を持ち得る**ことなどから、段階的にその導入を進める。

・今後、**学習者用デジタル教科書の使用による教育上の効果・影響等を把握・検証**し、その成果等を踏まえながら、**学習者用デジタル教科書の在り方について検討していく**ことが必要。

目 的

・学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関する**ガイドラインの改善に向けた検討**や、**学習者用デジタル教科書の在り方の検討**に資する。

・**「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善**や**障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援**に資するような学習者用デジタル教科書の活用の普及。

事 業 内 容

・学習者用デジタル教科書の使用による教育上の効果・影響等について、平成30年度に策定の「学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン」を踏まえつつ、実証研究を行う。

・実証研究においては、教科や学校種等の違いを考慮するとともに、中長期的な効果・影響等について調査・分析を行う。

主 な 研 究 内 容

①学力

②学習態度

③教師・児童生徒の意識

④健康面の影響　　等

実 施 体 制

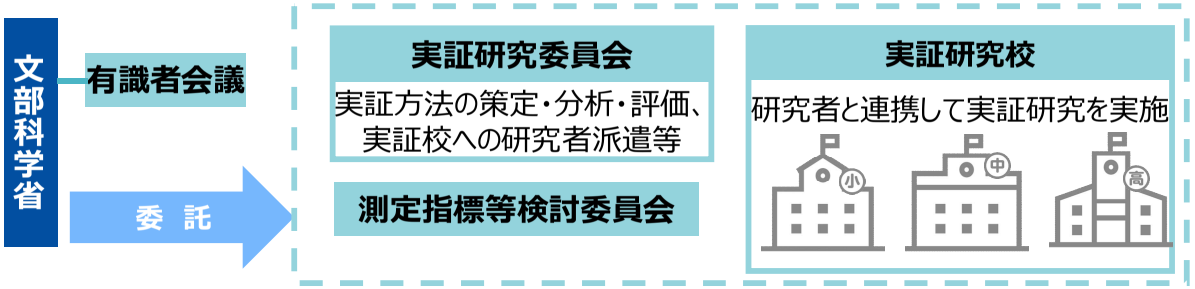

小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業

2019年度予算額（案）　627百万円
(前年度予算額　　737百万円)
(※前年度予算額には前年度で終了した小学校高学年教材整備分198百万円を含む)

文部科学省

事業概要と背景

「教育再生実行会議第三次提言」（平成25年5月28日）、文部科学省が提言した「グローバル化に対応した英語教育改革実行計画」（平成25年12月）等を踏まえ実施してきた本事業について、平成29年3月及び平成30年３月に公示された新学習指導要領、「第３期教育振興基本計画」（平成30年６月15日）等を踏まえ、ICTの効果的な活用や多様な人材の活用等を図りながら、外国語教育の更なる強化を図る。

民間機関や外部人材の活用による英語教育強化

○小学校外国語教科化に対応した外部人材活用促進等のための講習の実施
101百万円（70百万円）

特別免許状等を利用した外部人材の活用促進のため、外部人材による質の高い指導が可能となる講習の実施を大学等に委託。小学校教員の中学校英語免許状取得を促進。
【委託先：教育委員会・大学等】

○民間機関を活用した小学校英語の効果的な指導法等の開発及び成果普及事業
27百万円（30百万円）

新学習指導要領への円滑な実施に向けて、民間機関を活用し、国が作成した新教材及びICT教材を使用した効果的な指導法等の開発を行い、その成果を全国に普及する。
【委託先：民間機関】

教師の指導力向上や条件整備による英語教育強化

○新たな外国語教育に対応した条件整備事業

【小学校教材整備】 111百万円(110 百万円)
・小学校3・4年生で使用する教材の整備を引き続き実施。

【中学校補助教材整備】 181百万円（新規）
・新学習指導要領への移行期間中に指導内容が追加される中学校英語について、教科書に準拠した補助教材を作成し、生徒に配布する。
（2019年度中に配布予定）

※その他、小・中・高等学校の指導法等の映像資料の作成及びポータルサイトを設置。

○生徒の発信力強化のための英語指導力向上事業

【英語教育改善プラン】推進事業
（委託先：都道府県・指定都市教育委員会）
124百万円（123百万円）
・各都道府県・指定都市における英語教育推進リーダーによる研修実施、「英語教育改善プラン」に基づいた研修の改善・充実、研修協力校における取組等を支援。

【オンライン・オフライン研修実証事業】
30百万円（新規）
・中・高等学校の生徒の英語の発信力向上のため、民間機関に委託し英語科教師対象のオンライン研修プログラムを作成。
・特定の地域、学校等においてオンラインとオフラインを融合した研修による英語指導力向上効果を検証。全国へ普及を図る。

先進的な取組支援・成果普及による英語教育強化

○中学校・高等学校における英語教育の抜本的改善のための指導方法等に関する実証研究
32百万円（35百万円）

先進的な指導・評価方法、ICT教材、ALTの活用等、授業実践を通じたエビデンスベースの実証研究を実施し、指導改善に活用する。【委託先：国立大学法人】

○グローバル化に対応した外国語教育推進事業
7百万円(8百万円)

英語以外の外国語について、新学習指導要領に基づいたカリキュラムや教材の開発等を実施。（英語以外の外国語：中、韓・朝、仏、独、西、露　等）
【委託先：都道府県・指定都市教育委員会、国立大学法人、学校法人】

関連事業

・遠隔教育システム導入実証研究事業：　多様性のある学習環境や英語教育等における専門性の高い授業の実現に向けた遠隔教育システムの導入・活用を促進
・教職員定数の改善　：　小学校英語教育の早期化・教科化に伴う専科指導に必要な教員充実

外国語教育改革スケジュール

2020年度	2021年度	2022年度
・新学習指導要領：小学校全面実施 ・大学入試で外部検定試験活用開始	新学習指導要領：中学校全面実施	新学習指導要領：高等学校学年進行で実施

スーパーグローバルハイスクール

2019年度予算額（案）：424百万円
（前年度予算額：　　843百万円）

文部科学省

目的

◆ 急速にグローバル化が加速する現状を踏まえ、社会課題に対する関心と深い教養、コミュニケーション能力、問題解決力等の国際的素養を身に付け、将来、国際的に活躍できるグローバル・リーダーを高等学校段階から育成する。

事業概要

◆ 国際化を進める国内の大学のほか、企業、国際機関等と連携して、グローバルな社会課題を発見・解決し、様々な国際舞台で活躍できる人材の育成に取り組む高等学校等を「スーパーグローバルハイスクール」に指定し、質の高いカリキュラムを開発・実践する。

- ◆ 委託事業：委託先（都道府県市教育委員会、国立大学法人、学校法人）
- ◆ 対象学校：国公私立高等学校及び中高一貫教育校（中等教育学校、併設型及び連携型中学校・高等学校）
- ◆ 指定期間：原則５年間
- ◆ 指定校数：継続校67校（2015年度指定56校、2016年度指定11校：国8校・公39校・私20校）

取組

- ✓ 英語等によるディスカッション、プレゼンテーション、論文作成、探究型学習、成果発表会等の実施
- ✓ 企業や海外の高校・大学等と連携した国内外研修
- ✓ 英語等で指導する帰国・外国人教員等の派遣や、外国人留学生による英語等によるサポート

実施体制

成果

①減少傾向にあった「課題研究に関する国外研修参加者数」は、SGHが開始された2014年度から着実に増加している。
②「SGH受講生の卒業時のCEFR B1～B2レベル」（英検2級～準1級程度）は、SGH開始時から13ポイント向上し、非受講生との差異は、11ポイントから24ポイントへと２倍以上に拡大している。
③「将来留学や国際キャリアをめざす生徒の比率」について、SGH受講生は６割に達する（「日本企業の新入社員の海外赴任希望者の4割＊（2017）」を反転する高比率）のに対し、非受講生は、４割弱でありグローバル化に逆行した漸減傾向がみられる。

＊学校法人産業能率大学（東京都世田谷区）による「第7回新入社員のグローバル意識調査」http://www.sanno.ac.jp/research/global2017.html

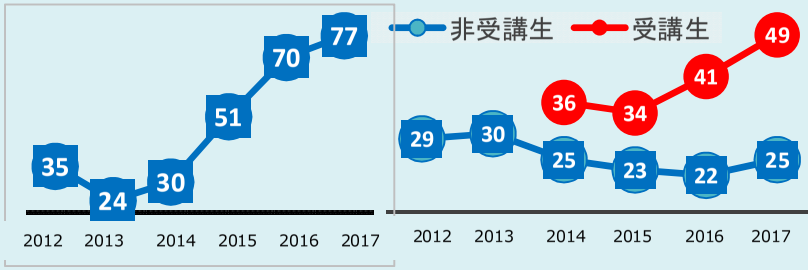

①課題研究に関する国外研修参加平均人数

②卒業時生徒のCEFR B1～B2レベル比率（%）

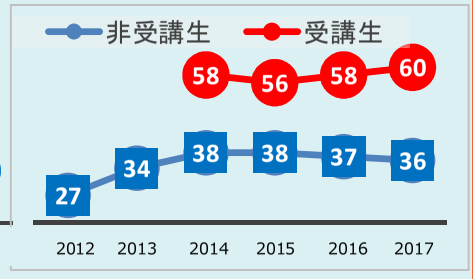

③将来留学・国際キャリアをめざす比率（%）

出所：SGH事業検証に関する有識者会議中間まとめ（2018年7月25日）より

◆ グローバルな社会課題を発見・解決し、様々な国際舞台で活躍できる人材（国際機関職員、社会起業家、グローバル企業の経営者、政治家、研究者等）の輩出

４．道徳教育の充実

（前　年　度　予　算　額　　3,524百万円）
2019年度予算額（案）　　4,207百万円

１．要　　旨

2015年３月に、道徳教育に係る学習指導要領等の一部改正を行い、これまでの小・中学校における道徳の時間を教育課程上、「特別の教科　道徳」（以下「道徳科」という。）と新たに位置付けるとともに、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものとする観点からの内容の改善、問題解決的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫を図ることなどを示した。また、高等学校の道徳教育においても、2018年３月に公示した高等学校学習指導要領において充実を図った。

本改正は、道徳教育について「考える道徳」、「議論する道徳」へと質的に転換を図るものであり、これらを踏まえた道徳の指導が着実に実施されるよう、改正学習指導要領の趣旨を生かした効果的な指導や評価、推進体制を構築するため研究協議会の開催等を通じた教員の指導力向上を図る。さらに、「親子道徳の日」といった学校・家庭・地域の連携による道徳教育の取組の支援等を行う。

２．内　　容

○ 道徳教育の抜本的改善・充実等　　4,207百万円(3,524百万円)

（１）道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援

小・中学校における道徳科及び高等学校における道徳教育の効果的な指導方法や、道徳科の評価及び推進体制等に係る指導主事・教員等の研究協議会を開催するとともに、地域教材等の活用による地域の特色を生かした道徳教育の実践・普及、「親子道徳の日」といった家庭・地域との連携を強化する取組などを支援する。

（２）道徳教育アーカイブの整備

道徳科の趣旨やねらいを踏まえた効果的な指導方法や評価方法について、現在、各学校等で取り組まれている好事例や優れた教材を収集・集約・発信するための機能を有した「道徳教育アーカイブ」の充実を図る。

（３）道徳科の教科書の無償給与

小学校及び中学校の道徳科の教科書を無償給与する。

道徳教育の抜本的改善・充実

2019年度予算額(案)　4,207百万円
(前年度予算額　　3,524百万円)

文部科学省

背景

2013年　2月　教育再生実行会議「いじめ問題等への対応について（第一次提言）」
ーいじめ問題の根本的な解決に向けた道徳教育の抜本的な充実を提言

12月　「道徳教育の充実に関する懇談会」報告ー「特別の教科　道徳」（仮称）の設置等について提言

2014年　2月　中央教育審議会に「道徳に係る教育課程の改善等について」諮問

10月　中央教育審議会から「道徳に係る教育課程の改善等について」答申
ー「特別の教科　道徳」（仮称）に係る学習指導要領の具体的な在り方等について提言

2015年　3月　学習指導要領の一部改正等（2015年度から内容の一部又は全部を先行実施することが可能。）

2018年　3月　新高等学校学習指導要領公示

2018年　4月　小学校において「特別の教科　道徳」が全面実施　※教科書の無償給与開始

2019年　4月　中学校において「特別の教科　道徳」が全面実施　※教科書の無償給与開始
高等学校において新学習指導要領（道徳教育関係）が実施

1．道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援

①特色ある道徳教育の取組の支援

小・中学校における「特別の教科　道徳」（道徳科）及び高等学校における道徳教育の効果的な指導方法や、道徳科の評価及び推進体制等に係る指導主事・教員等の研究協議会を開催するとともに、地域教材等の活用による地域の特色を生かした道徳教育の実践・普及、「親子道徳の日」といった家庭･地域との連携を強化する取組などを支援する。

②道徳教育アーカイブの整備

道徳科の趣旨やねらいを踏まえた効果的な指導方法や評価方法について、現在、各学校等で取り組まれている好事例や優れた教材を収集・集約・発信する機能を有した「道徳教育アーカイブ」の充実を図る。

③社会全体の機運の醸成

社会全体に対して「考え、議論する道徳」の趣旨や内容の理解を広め、学校・家庭・地域が連携して社会全体で子供たちの道徳性を育む機運を醸成するため、シンポジウム等の取組を実施する。

2．道徳科の教科書の無償給与（小・中学校分）

2018年度から使用する小学校及び2019年度から使用する中学校の道徳科の教科書を無償給与する。

５．いじめ・不登校対応等の推進

（前　年　度　予　算　額　6,397百万円）
2019年度予算額（案）　6,931百万円

１．要　　旨

「ニッポン一億総活躍プラン」や教育再生実行会議、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応や相談体制の整備及びインターネットやＳＮＳを通じて行われるいじめへの対応など、地方公共団体等にいじめ問題をはじめとする生徒指導上の諸課題への対応等のための支援体制を整備するほか、専門スタッフの配置充実等を図る。

また、平成２８年に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」及び同法に基づき策定した基本指針を踏まえ、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保の推進のため、教育委員会・学校、関係機関の連携等による不登校児童生徒へのきめ細かな支援体制を整備するとともに、夜間中学の設置促進等を図る。

２．内　　容

◆　いじめ対策・不登校支援等総合推進事業　　6,885百万円（ 6,360百万円）

（１）外部専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等
6,690百万円（ 6,144百万円）

①スクールカウンセラーの配置拡充〔補助率１／３〕

〔補助事業者：都道府県、政令指定都市〕

・スクールカウンセラーの全公立小中学校への配置(26,700校→27,500校)

【公立中学校：10,000校】
・通常配置(6,200校)
・小中連携配置（3,600校）
・生徒指導上、大きな課題を抱える学校等における週5日配置（200校）
【公立小学校：16,700校→17,500校】
・通常配置(9,500校→10,300校)
・小中連携型配置(7,200校)

・貧困・虐待対策のための重点加配（1,000校→1,400校）
・教育支援センター（適応指導教室）の機能強化等、不登校支援のための配置（250箇所）　等

※ 支援が必要な学校に弾力的に派遣できるよう、地域の実情に応じ、教育委員会への配置も推進

［目標］2019年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校（27,500校）に配置
2019:27,500校（2018:26,700校）　（ニッポン一億総活躍プラン）
（ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト）

②スクールソーシャルワーカーの配置拡充〔補助率１／３〕

〔補助事業者：都道府県、政令指定都市、中核市〕

・スクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置(7,500人→10,000人)
・高等学校のための配置（47人）
・貧困・虐待対策のための重点加配（1,000人→1,400人）
・スーパーバイザー（47人）の配置　等

[目標]2019年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区（約1万人）に配置
2019:10,000人（2018:7,500人）　（ニッポン一億総活躍プラン）
（ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト）

③２４時間子供ＳＯＳダイヤル

・いじめ等を含む子供のＳＯＳを受け止めるための通話料無料の電話相談の実施

④幅広い外部専門家を活用していじめ問題等の解決に向けて調整、支援する取組の促進等

・第三者的立場から調整・解決する取組（67地域）〔補助率１／３〕
・外部専門家を活用して学校を支援する取組（67地域）〔補助率１／３〕
・インターネットを通じたいじめ問題等に対応するための学校ネットパトロール等への支援〔補助率１／３〕

⑤ＳＮＳ等を活用した相談事業

いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対するＳＮＳ等を活用した相談体制の構築を図る。

・ＳＮＳ等を活用した相談体制構築事業（30地域）〔補助率：定額〕

（参考：委託事業）

・ＳＮＳ等を活用した相談体制の在り方に関する調査研究【新規】（１箇所）〔後掲〕

（２）いじめ対策・不登校支援等推進事業　167百万円(190百万円)

①自殺予防に対する効果的な取組に関する調査研究
②脳科学・精神医学・心理学等に関する研究と学校教育の連携による調査研究
③いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究
④スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究
⑤学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究
⑥ＳＮＳ等を活用した相談体制の在り方に関する調査研究【新規】

等

≪関連施策≫

○教職員定数の改善

（いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の対応強化 50人）

○道徳教育の抜本的改善・充実等

◆ **夜間中学における就学機会の提供推進　　46百万円（ 36百万円）**

平成２８年１２月に成立した教育機会確保法及び第３期教育振興基本計画等を踏まえ、①夜間中学の設置促進、②既設の夜間中学における教育活動の充実、③夜間中学における多様な生徒の受け入れ拡大を図ること等により、夜間中学における就学機会の提供を推進する。

（参考：復興特別会計）

◇緊急スクールカウンセラー等活用事業　　2,378百万円（ 2,450百万円）

被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を支援。

いじめ対策・不登校支援等総合推進事業

2019年度予算額（案）　6,885百万円
(前年度予算額　　6,360百万円)

文部科学省

「ニッポン一億総活躍プラン」や教育再生実行会議、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応や教育相談体制の整備及びインターネットやＳＮＳを通じて行われるいじめへの対応など、地方公共団体等におけるいじめ問題をはじめとする生徒指導上の諸課題への対応のための支援体制を整備するほか、専門スタッフの配置充実等を図る。
　また、平成２８年に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」及び同法に基づき策定した基本指針を踏まえ、不登校児童生徒に対する教育機会の確保の推進のため、教育委員会・学校、関係機関の連携等による不登校児童生徒へのきめ細かな支援体制を整備する。

■早期発見・早期対応（外部専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等）　6,690百万円（6,144百万円）

①スクールカウンセラーの配置拡充

・スクールカウンセラーの配置の増：全公立小中学校への配置（26,700校→27,500校）
　・全公立中学校の通常配置に加え、週５日相談体制を実施
　・全公立小学校の通常配置に加え、小中連携型配置による公立小中学校の相談体制の連携促進
・貧困対策・虐待対策のための重点加配（1,000校→1,400校）
・教育支援センター（適応指導教室）の機能強化等、不登校支援のための配置
・連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組の支援

【目標】2019年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校（27,500校）に配置
（ニッポン一億総活躍プラン等）
2019年度:27,500校

②スクールソーシャルワーカーの配置拡充

・スクールソーシャルワーカー配置の増：全中学校区への配置（7,500人→10,000人）
・高等学校のための配置（47人）
・貧困対策・虐待対策のための重点加配（1,000人→1,400人）
・ｽｰﾊﾟｰﾊﾞｲｻﾞｰ（47人）の配置
・連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組の支援

【目標】2019年度までに、スクールソーシャルワーカーを全中学校区（約１万人）に配置
（ニッポン一億総活躍プラン等）
2019年度:10,000人

③幅広い外部専門家を活用していじめ問題等の解決に向けて調整、支援する取組の促進等

・第三者的立場から調整・解決する取組、外部専門家を活用して学校を支援する取組、学校ネットパトロール等への支援
・重大事態等発生時の指導助言体制の強化
（現状調査や現地支援を行うため職員を派遣）

④ＳＮＳ等を活用した相談体制構築事業

・いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対するＳＮＳ等を活用した相談体制の構築を支援（30箇所）する。

■いじめ対策・不登校支援等推進事業　167百万円（190百万円）

【いじめ対策、不登校支援等に対応するため、先進的調査研究を委託】

①自殺予防に対する効果的な取組に関する調査研究（２箇所）
・子供の自殺予防のため、いじめ被害の相談率の低い高校生に対し、SCによる悉皆面談を実施するとともに、自殺総合対策大綱に盛り込まれた「SOSの出し方に関する教育」の在り方を調査研究

②脳科学・精神医学・心理学等に関する研究と学校教育の連携による調査研究（１箇所）
・情動に関する研究機関のプラットフォームを構築し、学校教育における科学的知見の活用が進展する仕組み作りに向けた調査研究

③学校教育における長期宿泊体験活動の導入促進に関する調査研究（１箇所）
・学校教育における長期宿泊体験活動の導入促進のため、学校の参考となるモデルカリキュラム等の開発のための調査研究

④いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究（３箇所）
・法律の専門家である弁護士が、その専門的知識・経験に基づき、学校において法的側面からのいじめ予防教育を行うとともに、いじめなどの諸課題の効率的な解決にも資する、学校における相談体制の整備に関する調査研究

⑤スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究（１箇所）
・学校教育法等においてSC及びSSWが正規の職員として規定された場合を想定し、チーム学校の一員としてＳＣ及びＳＳＷの連携の在り方や、週５日配置へ向けた働き方及び学校・関係機関との連携方策について検証するための調査研究

⑥学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究（２４箇所）
・教育委員会や学校を中心に、関係者間の連携の下、不登校児童生徒の学校外での様々な学習をきめ細かに支援する体制の整備に向けた実践研究及び不登校児童生徒を受け入れている民間団体の自主的な取組を促進するための仕組み等に関する調査研究

⑦ＳＮＳ等を活用した相談体制の在り方に関する調査研究（１箇所）
・ＳＮＳ等を活用した相談体制の展開を図りつつ、効果的・効率的な相談受付日や受付時間等、適正規模の相談体制の在り方、相談技法やシステムの確立等の研究を行うとともに、ＳＮＳ等を活用した相談と電話相談の有機的な連携の仕組みを明らかにする調査研究

■【関連施策】

①教職員定数の改善

新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革実現のための指導・運営体制の構築に向け、教職員定数を改善。その中で、いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の強化のため、＋５０人の定数改善を計上。

②教員研修の充実

教職員支援機構において、いじめの問題に関する情報共有や組織的対応を柱とした指導者養成研修の実施

③道徳教育の抜本的改善・充実等

教育委員会等が行う研修や地域教材等の活用による地域の特色を生かした道徳教育の実践・普及への支援、道徳科の教科書の無償給与（小・中学校）　等

④健全育成のための体験活動の推進

児童生徒の社会性を育む農山漁村等での体験活動の推進

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

2019年度予算額（案）6,460百万円
（前年度予算額 6,052百万円）

文部科学省

スクールカウンセラー等活用事業

2019年度予算額(案)　4,738百万円
(平成30年度予算額4,569百万円)補助率：1/3

スクールカウンセラー：児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者　（臨床心理士等）

学校教育法施行規則　第65条の2
スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。

[目標]2019年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校（27,500校）に配置　（ニッポン一億総活躍プラン）（ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト）

2019年度:27,500校

①全公立小学校に対する配置 17，500校(16，700校)
②全公立中学校に対する配置 10，000校(10，000校)

※支援が必要な学校に弾力的に派遣できるよう、地域の実情に応じ、教育委員会配置方式も推進。

＜学校・教職員（養護教諭等）＞

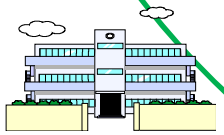

③貧困・虐待対策のための重点配置　1，400校(1,000校)
④不登校支援のための教育支援センターの機能強化
250箇所(250箇所)

スクールソーシャルワーカー活用事業

2019年度予算額(案)　1,722百万円
(平成30年度予算額1,484百万円)補助率：1/3

スクールソーシャルワーカー：福祉に関して専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者（社会福祉士、精神保健福祉士等）

学校教育法施行規則　第65条の3
スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。

[目標]2019年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区（約1万人）に配置　（ニッポン一億総活躍プラン）（ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト）

2019年度:10,000人

①小中学校のための配置　10，000人(7，500人)

＜教育委員会等＞

②貧困・虐待対策のための重点配置　1，400人(1，000人)
③高等学校のための配置　47人(47人)
④質向上のためのSV配置　47人(47人)

＜家庭＞

＜福祉関連機関＞

連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組

※(　　)は前年度

ＳＮＳ等を活用した相談事業

2019年度予算額（案）　２１０百万円
(前年度予算額：５０百万円)

文部科学省

＜背景＞

○　いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談体制の拡充は、相談に係る多様な選択肢を用意し、問題の深刻化を未然に防止する観点から喫緊の課題。

○　また、座間市におけるＳＮＳを利用した高校生3人を含む9人の方が殺害された残忍な事件を受け、ネットを通じて自殺願望を発信する若者が適切な相談相手にアクセスできるよう、これまでの取組の見直しが求められている。

○　スマートフォンの普及等に伴い、最近の若年層の用いるコミュニケーション手段においては、ＳＮＳが圧倒的な割合を占めるようになっている。

（参考）
Ｈ29年 [平日1日]コミュニケーション系メディアの平均利用時間（Ｈ30.7総務省情報通信政策研究所調査）
10代：携帯通話0.6分、固定通話0.3分、ネット通話4.0分、ソーシャルメディア利用54.0分、メール利用17.8分

＜事業概要＞ ①ＳＮＳ等を活用した相談体制の構築に対する支援
②ＳＮＳ等を活用した相談体制の在り方に関する調査研究（新規）

○事業形態：①補助事業（補助率：定額）　②委託事業

○実施主体：①原則、都道府県・指定都市
※　但し、指定都市を除く市区町村は、将来的な都道府県等による広域的な相談体制の構築に資すると認められる場合に限る。
②民間団体等

○実施箇所：①30箇所　②1団体

○事業内容：

・相談対象者　：原則、児童生徒

・相談受付時間：児童生徒が相談しやすい平日午後5時～午後10時までや、長期休業明け前後や日曜日など。

・実施内容　：

①既に相談体制が立ち上げられている地域において、児童生徒が相談しやすいよう改善を図った相談体制を構築。（既に文部科学省の事業を実施した自治体に限る。）

②相談体制が立ち上げられていない地域においてSNS等を活用した相談を行いつつ、効果的・効率的な相談受付日や受付時間等、適正規模の相談体制の在り方、相談技法やシステムの確立等の研究を行うとともに、SNS等を活用した相談と電話相談の有機的な連携の仕組みを明らかにする調査研究。

【イメージ】SNS等を活用した相談

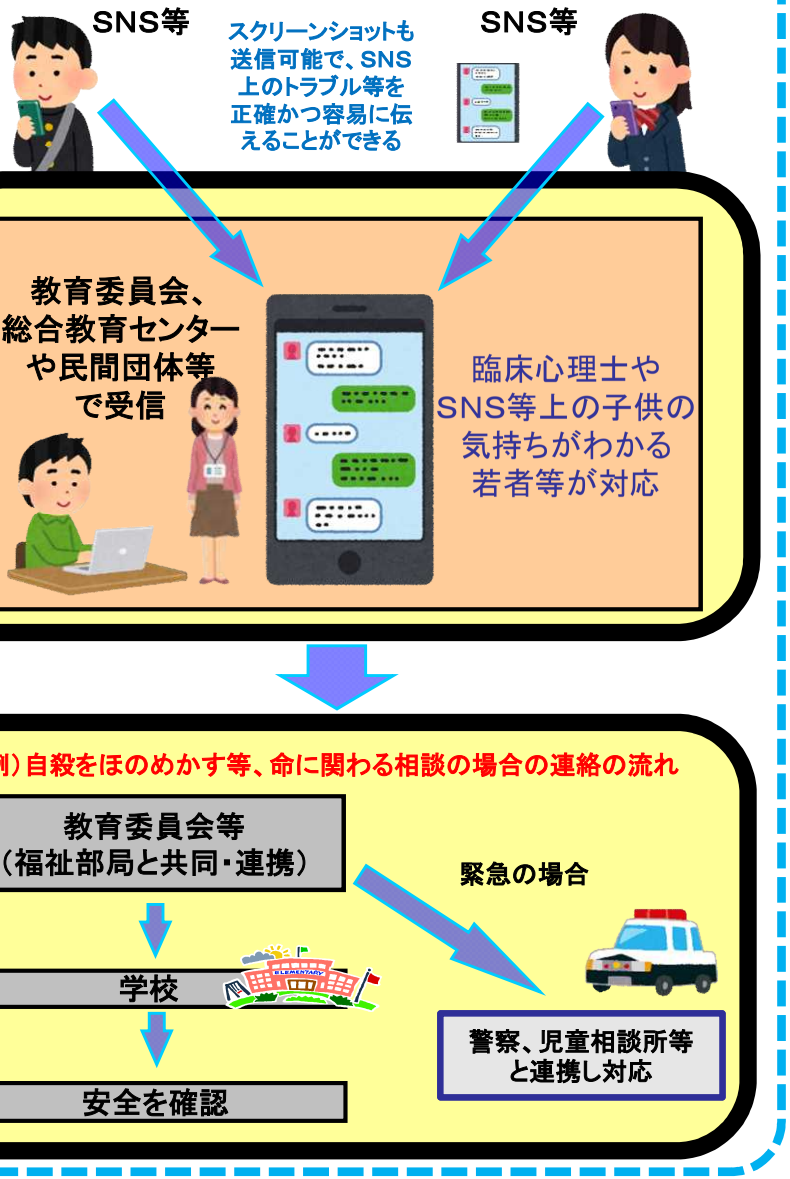

さらに、広く若者一般を対象としたSNSによる相談事業を実施する厚生労働省と、児童生徒を対象とする文部科学省がそれぞれの取組から得た知見を共有するなど連携し、SNS等を活用した相談対応の強化を図る。

いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究

2019年度予算額（案）　８百万円
（前年度予算額　　１０百万円）

文部科学省

背景説明

○　国は、困難な問題の解決に向けて相談できる弁護士等、多様な人材による支援体制を構築する。【いじめの問題等への対応について（第一次提言）（平成25年2月26日教育再生実行会議決定）】

○　いじめの防止のためには、いじめに向かわない態度・能力の育成が喫緊の課題である。発達の段階に応じて、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う必要がある。【いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定（平成29年3月14日最終改定））】

○　家庭との対応の関係で保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応が求められる場合や、児童生徒を取り巻く問題に関して法的側面からのアドバイスが必要な場合について、学校が組織として対応できるよう、教育委員会において支援体制を構築するほか、法的相談を受けるスクールロイヤー等の専門家の配置を進める。【学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文部科学大臣決定）】

目的・目標

法律の専門家である弁護士が、その専門的知識・経験に基づき、学校において法的側面からのいじめ予防教育を行うとともに、いじめなどの諸課題の効率的な解決にも資する、学校における相談体制の整備に関する調査研究を実施する。

事業内容 1

法的側面からのいじめ予防教育

弁護士が、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱い（刑事罰の対象となり得ることや、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等）について教える授業モデルの構築や実践的な教材の開発を行う。

事業内容 2

学校における法的相談への対応

学校が、児童生徒を取り巻く問題について弁護士に相談し法的アドバイスを受けることや、弁護士による教員向けの研修会を受けること等が、生徒指導上の諸課題の効率的な解決に資することについて検証を行う。

事業内容 3

法令に基づく対応の徹底

学校において、いじめ防止対策推進法等に基づいて、いじめ問題への対応が徹底されているかを弁護士が法的側面から確認することの有効性を検証する。

期待される効果

調査研究結果の分析・検証・周知、施策への反映を通じて、いじめの防止、校務の効率化・負担軽減を図る。

学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究

2019年度予算額（案） 128百万円
(前年度予算額 155百万円)

文部科学省

背　景

○ 不登校児童生徒数は４年連続増加（平成28年度の小・中学校における不登校児童生徒数：約１３万４千人）
○ 平成２８年１２月７日、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、同法第７条を踏まえ、平成２９年３月、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」を策定
⇒ **不登校児童生徒への多様で適切な教育機会の確保が重要**

事業内容 1
教育支援センター・民間団体における支援体制の整備

教育委員会や学校を中心に、関係者間の連携の下、学校以外の場における不登校児童生徒の様々な学習をきめ細かに支援するための体制の整備に向けた実践研究（22箇所）

①教育支援センター等の新規設置促進
②教育支援センターにおける機能の拡充
③訪問型支援やICT機材等を活用した支援のための支援員等の配置
④教育委員会と民間団体等との連携による支援の実施
（民間団体に通う子供に対する訪問型支援の実施等）
⑤学習活動への経済的支援

事業内容 2
民間団体の自主的な取組の促進に関する調査研究

不登校児童生徒を受け入れている民間団体の自主的な取組の促進に関する調査研究（２箇所）

平成30年度に実施した調査研究の成果等を踏まえ、フリースクール等がその特色・自主性を損なわずに量的拡充と地域偏在の解消が図られるよう、
①民間団体の相互評価の実施
②中間支援組織の設置促進・機能充実
③効果的な官民連携の在り方
について調査研究を行う

期待される効果

不登校児童生徒一人一人の状況に応じ、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的自立に向けて学習等の活動に取り組むことができるよう、学校や教育行政機関はもとより、フリースクールを運営する民間団体等とも連携する体制が構築されることで、不登校児童生徒に対する経済面・学習面の支援を通じた、きめ細かな支援体制の整備等が促進される。

夜間中学における就学機会の提供推進

2019年度予算額(案)　45,783千円
(前年度予算額　36,077千円)

文部科学省

背景説明

○ 全国には義務教育未修了が少なくとも約12.8万人いるほか、近年不登校児童生徒が増加している。
○ 平成28年12月に、全ての地方公共団体に夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることを義務付ける「教育機会確保法」が成立した。
○ 夜間中学は、義務教育を受ける機会を実質的に保障する場として重要な役割を果たしているが、現在は全国８都府県25市区に31校の設置に止まっている。

目的・目標

教育機会確保法等に基づき、義務教育の機会を実質的に保障するため、

- 全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学を設置
- 夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大

第３期教育振興基本計画（H30.6.15閣議決定）

＜設置促進＞

● 都道府県・市町村の役割分担に係る調査研究

3，968千円（箇所数：8）

教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用を促進するため、都道府県において就学機会提供に係る役割分担の在り方を検証。

● 夜間中学新設準備に係る調査研究

12，490千円（箇所数：5）

夜間中学新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた準備の在り方を都道府県又は市町村において検証。

＜広報活動＞

◆ 教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学の活動等を周知するための説明会の開催や、夜間中学を周知するポスターを作成・配布等し、国民の理解を増進。

＜教育活動の充実＞

● 夜間中学における教育活動充実に係る調査研究【新規】

16，385千円（箇所数：27）

夜間中学における教育活動を充実するため、生徒の実態等を踏まえた必要な環境整備の在り方を検証。

＜受け入れる生徒の拡大＞

● 夜間中学における教育機会提供拡充に係る調査研究

6，099千円（箇所数：27）

義務教育未修了者に加えて、外国籍の者、入学希望既卒者など多様な生徒の受入れ拡大を図る方策を検証。

◆ 必要な日本語指導を充実するため夜間中学に携わる教職員に向けた研修を実施。

◆は文部科学省が直接執行する予算を表す。

成果、事業を実施して、期待される効果

義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわりなく、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができる。（教育機会確保法第３条）

緊急スクールカウンセラー等活用事業

2019年度予算額（案）2,378百万円
（前年度予算額： 2,450百万円）
【東日本大震災復興特別会計】

文部科学省

○被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を支援する。〔補助率10／10〕

※平成23～27年度は、委託費として実施。平成28年度からは、従来の委託費の方式を改め、新たに国庫補助の事業を創設するとともに、スクールカウンセラー等を学校等で活用するなど、被災した幼児児童生徒や教職員の心のケアに資する取組を中心とした事業としている。

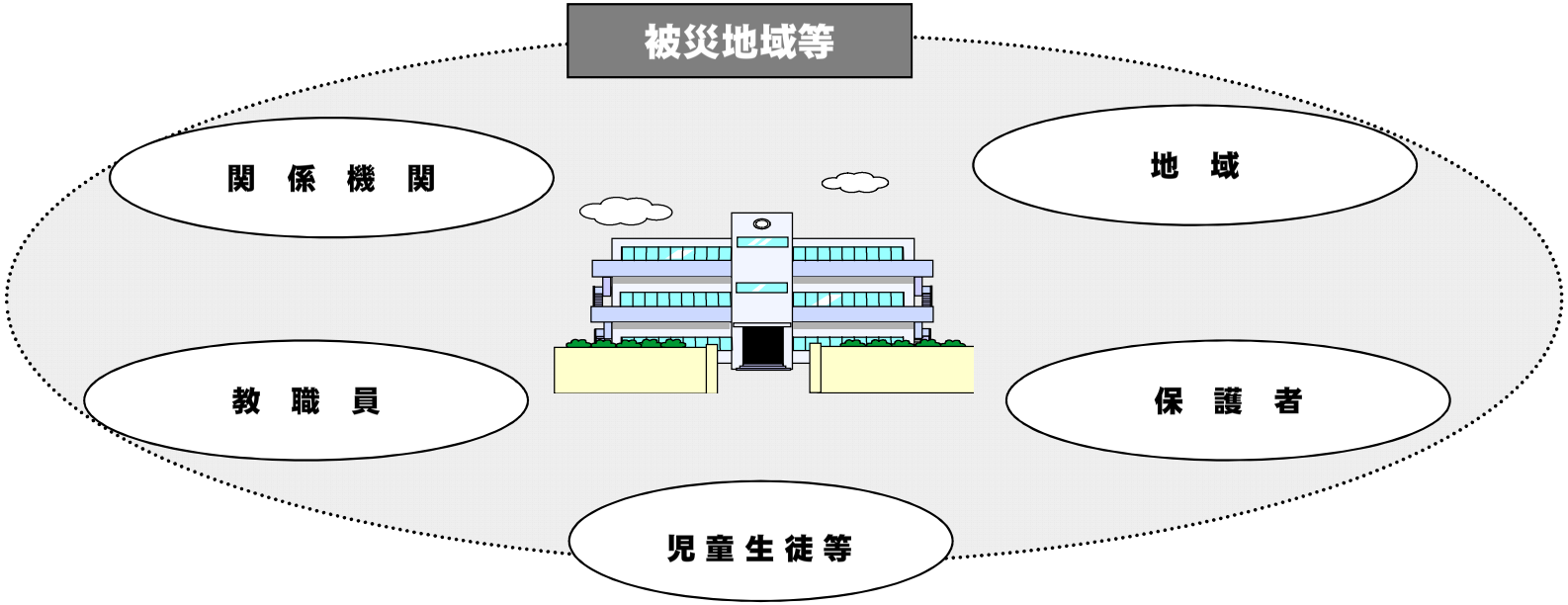

心のケア・助言・援助等及び
新たな課題への対応

・スクールカウンセラーの活用
臨床心理士、精神科医　等

・スクールカウンセラーに準ずる者の活用
相談業務経験者、教育分野の専門的知識を有する者　等

・心のケアに資するためのソーシャルワーク、学習支援

６．子供の体験活動の推進

（前　年　度　予　算　額　　101百万円）
2019年度予算額（案）　　102百万円

１．要　　旨

農山漁村等における様々な体験活動を通じ、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育み、自己有用感を高め、将来のキャリアへの意欲を喚起する。

「子ども農山漁村交流プロジェクト」として総務省、文部科学省、農林水産省が連携して事業を実施する。

２．内　　容

（１）健全育成のための体験活動推進事業　　99百万円（ 99百万円）

（学校を核とした地域力強化プランの一部）

【総合教育政策局に計上】〔補助率１／３〕

宿泊体験事業

・小学校、中学校、高等学校等における取組(322校)
・学校教育における農山漁村体験活動の導入のための取組(134地域)
・教育支援センター(適応指導教室)等における体験活動の取組(134地域)

（２）学校教育における長期宿泊体験活動の導入促進に関する調査研究

2百万円（ 3百万円）

長期宿泊体験活動の導入促進のため、民間シンクタンク等を活用して、学校の参考となるモデルカリキュラムを開発する。

≪関連施策≫

○補習等のための指導員等派遣事業

・公立学校における体験活動の実施に係るサポートスタッフの配置を支援〔補助率１／３〕

子供の体験活動の推進

2019年度予算額（案）102百万円
(前年度予算額　　101百万円)
※百万円未満は端数処理をしているため合計と一致しない

文部科学省

農山漁村等における様々な体験活動を通じ、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育み、自己有用感を高め、将来のキャリアへの意欲を喚起する。
また、内閣官房、総務省、文部科学省、農林水産省、環境省が連携して農山漁村体験を充実することとしており、地域人材や地域資源を活用することにより、異世代間交流や都市農村交流を図り、地域の活性化につなげる。

学校等における宿泊体験活動の取組に対する支援

■健全育成のための宿泊体験活動の推進
2019年度予算額（案）　９９百万円
（「学校を核とした地域力強化プラン」の一部）

１．事業内容
（１）宿泊体験事業
宿泊体験活動を行う学校等における取組に対する補助。

①小学校、中学校、高等学校等における取組　（３２２校）
学校教育活動における２泊３日以上の宿泊体験活動の取組に対する事業費の補助。

②学校教育における農山漁村体験活動の導入のための取組
（１３４地域）
ア　教育委員会が主催する夏休み期間中等に希望者を募って行う取組に対する事業費の補助。
イ　農山漁村体験活動をこれまで実施していない高等学校等の取組に対する事業費の補助。

③教育支援センター（適応指導教室）等における体験活動の取組
（１３４地域）
教育委員会が主催する教育支援センター（適応指導教室）等における取組に対する事業費の補助。

（２）体験活動推進協議会　　３２２地域（各都道府県・市区町村）
各都道府県・市区町村において、様々な体験活動を推進していく上での課題や成果について協議を行ったり、好事例の収集、各学校への情報提供や取組の普及を図るために開催する協議会への補助。

２．補助事業者　　都道府県・市区町村

３．補助率　　１／３

ロング・アクティビティ・ラーニング推進事業

■学校教育における長期宿泊体験活動の導入促進に関する調査研究
2019年度予算額（案）　２百万円
（「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」の一部）

学校教育における長期宿泊体験活動の導入促進のため、学校の参考となるモデルカリキュラムや教職員研修マニュアルを開発する。

体験活動の実施等に当たり学校をサポートする人材の配置　（関連施策）

■補習等のための指導員等派遣事業
2019年度予算額（案）　3,073 百万円の内数

１．事業内容
公立学校の体験活動の実施・計画時における指導・助言を行う体験活動アドバイザー、体験活動専門指導員、看護師、引率ボランティア、引率教員の代替教員等の派遣に要する経費の補助。

２．補助事業者　　都道府県・指定都市
（市区町村は間接補助）

３．補助率　　１／３

７．幼児教育の振興

（前　年　度　予　算　額　　32,426百万円）
２０１９年度予算額（案）　　76,233百万円
※内閣府計上予算含む。

１．要　　旨

幼児教育幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに鑑み、2019年10月から幼児教育無償化を実施するとともに、幼児教育の質の向上及び環境整備を促進することにより幼児教育の振興を図る。

２．内　　容

（１）幼児教育無償化の実施

幼稚園就園奨励費等　70,091百万円（ 28,231百万円）
※内閣府計上予算含む。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての子供に質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育に係る保護者負担の軽減を段階的に推進してきた。今般「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年６月15日閣議決定）等を踏まえ、2019年10月からの全面的な無償化措置を実施し、幼児教育無償化を一気に加速する。

（２）幼児教育の質の向上　　342百万円（ 279百万円）

◆幼児教育実践の質向上総合プラン　　308百万円（新　　規）

・幼児教育推進体制の充実・活用強化事業　　148百万円（新　　規）

地方公共団体において、公私立幼稚園・保育所・認定こども園に対して一体的に域内全体の幼児教育の質の向上を図るため、担当部局の教育・保育内容面に係る事務の一元化や幼児教育センターの設置等、幼児教育の推進体制を構築している都道府県及び市町村を対象に、幼児教育アドバイザーの配置及びそれらを活用した研修支援、幼小接続の推進等に必要な費用の一部を補助する。

【補助率：国1/2、都道府県・市町村1/2】

・幼稚園教諭免許法認定講習等推進事業　　21百万円（新　　規）

幼稚園教諭は二種免許状の保有率が高い一方で、上進のための免許法認定講習等の開設数が少ないことから、講習等の開設支援を通じて一種免許状の取得機会を拡大し、幼稚園教諭の専門性の向上を図る。

【委託事業：大学、都道府県、指定都市、中核市の教育委員会】

・幼稚園の人材確保支援事業　　70百万円（　71百万円）

幼稚園における優秀な人材の安定的な確保を図るため、離職防止のための研修や働きやすい環境の整備、離職者の再就職促進のためのマッチング制度の構築など、各地域における先導的な人材確保策を支援し、有効な方法を検証・普及する。

【委託事業：都道府県、市町村、幼稚園関係団体等】

・幼児教育の質向上のための評価実施支援事業　　28百万円（新　　規）

幼稚園等が教育活動や園運営について評価し更なる質の改善を図るとともに、評価結果を踏まえた自園の現状や改善の状況を保護者や地域住民等に伝えていくことが現在求められている。そのため自治体等が各園に対し、評価の実施を支援するモデル的な取組を開発し普及する。

【委託事業：都道府県・市町村、幼稚園関係団体等】

・幼児教育の教育課題に対応した指導方法等充実調査研究　41百万円（新　　規）

今後の教育課程の基準の改善等に向けた資料・データの収集や、小学校教育との接続、特別な支援を要する幼児への指導、家庭教育との連携等、教育課題に対応した指導の在り方を調査研究する。（Society5.0時代の先端技術の活用を通じて、幼児の豊かな行動を引き出す環境の構築や教師による適切な指導を支援するための実証研究を含む。）

【委託事業：都道府県・市町村、大学、教育関係団体等】

◆幼稚園教育課程の理解の推進　　23百万円（ 26百万円）

新幼稚園教育要領について、各幼稚園が適切な教育課程を編成、実施する上での参考資料を作成するとともに、指導上の諸課題等に関して中央及び都道府県において研究協議会を行う。

◆ECEC Network事業の参加　　11百万円（　7百万円）

OECD において計画されている「OECD国際幼児教育・保育従事者調査」及び「幼児教育の多面的な質に関する調査研究」に参加し、質の高い幼児教育の提供に向けた施策展開に向けて重要な基礎情報を収集する。

※ECEC ： Early Childhood Education and Care

（３）幼児教育の環境整備の充実　　5,800百万円（ 3,864百万円）

◆認定こども園等への財政支援　　4,505百万円（ 3,348百万円）

認定こども園の施設整備・園舎の耐震化・防犯対策に要する経費の一部を補助するとともに、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進、研修等の実施、

園務改善のためのICT化等を支援する。

認定こども園施設整備交付金　　3,424百万円（ 2,248百万円）
【負担割合：国1/2　市町村1/4　事業者1/4　等】
※平成30年度補正予算額（案）： 10,829百万円（第1次補正予算額含む。）
教育支援体制整備事業費交付金　 1,081百万円（ 1,100百万円）
【負担割合：国3/4　事業者1/4　等】

◆私立幼稚園の施設整備の充実　　1,295百万円（ 516百万円）

緊急の課題となっている耐震化のための耐震補強、耐震改築、非構造部材の耐震対策等に要する経費とともに、防犯対策、アスベスト対策やエコ改修等に要する経費の一部を補助することにより、幼稚園の環境整備を図る。

【補助率：1/3（Is値0.3未満の耐震補強は1/2)】

※平成30年度補正予算額（案）：1,509百万円（第1次補正予算額含む。）

幼児教育の振興

2019年度予算額（案）　762億円 ※内閣府計上予算含む
（前年度予算額　324億円）

文部科学省

1．幼児教育無償化の実施（幼稚園就園奨励費補助等）　701億円（283億円）

※内閣府計上予算含む

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての子供に質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育に係る保護者負担の軽減を段階的に推進してきた。今般「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年６月15日閣議決定）等を踏まえ、2019年10月からの全面的な無償化措置を実施し、幼児教育無償化を一気に加速する。

※2019年4月から9月までは、現行の幼稚園就園奨励費補助を実施。10月以降は新たな事業により無償化を実施する（予算計上は内閣府）。
また、現在、幼稚園就園奨励費補助の対象となっていない国立大学附属幼稚園や特別支援学校幼稚部等も無償化の対象とする。

2．幼児教育の質の向上　3.4億円（2.8億円）

○幼児教育実践の質向上総合プラン　3.1億円（2.5億円）

幼児教育の無償化とあわせて、幼児教育の質の向上も極めて重要。平成30年４月から実施された新しい幼稚園教育要領等を踏まえつつ、幼児教育の実践の更なる質の確保・向上を図る必要がある。そのため、地方公共団体における幼児教育推進体制の充実・活用強化、幼稚園等における人材確保の取組や質向上のための評価の実施への支援、幼稚園教諭の専門性向上に向けた免許上進を推進するとともに、Society5.0時代の先端技術を活用した幼児教育分野の実証研究等の事業を実施する。

○幼稚園教育課程の理解の推進・ ECEC Network事業の参加　0.3億円（0.3億円）

新幼稚園教育要領の理解の下、適切な教育課程が編成・実施されるよう、研究協議会の開催や指導資料の作成を行う。また、OECDにおいて計画されている調査に参加し、幼児教育の質の向上を図るための政策立案に資するデータや各国の事例を収集する。

3．幼児教育の環境整備の充実　58億円（39億円）

平成30年度補正予算額（案）123億円

○私立幼稚園施設整備費　13億円（5億円）

平成30年度補正予算額（案）15億円

緊急の課題となっている耐震化のための耐震補強・改築、非構造部材の耐震対策等の安全対策等の防災機能強化工事に要する経費とともに、防犯対策、アスベスト対策、エコ改修等に要する経費の一部を補助し、幼稚園の環境整備を図る。

※「防災・減災、国土強靭化のための３か年緊急対策」への対応として、に約８億円を計上。
※補正予算額（案）には一次補正予算額含む。

○認定こども園等への財政支援　45億円（33億円）

平成30年度補正予算額（案）108億円

認定こども園の設置促進のため、認定こども園の施設整備・園舎の耐震化・防犯対策に要する経費の一部を補助するとともに、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進、研修等の実施、園務改善のためのICT化等を支援し、子供を安心して育てることが出来る体制の整備を促進する。

◆認定こども園施設整備交付金　34億円
◆教育支援体制整備事業費交付金　11億円

※「防災・減災、国土強靭化のための３か年緊急対策」への対応として、に約11億円を計上。
※補正予算額（案）には一次補正予算額含む。

幼児教育無償化の実施（幼稚園就園奨励費補助等）

2019年度予算額（案） 701億円 ※内閣府計上予算含む
(前年度予算額 283億円)

文部科学省

幼児教育無償化の実施

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての子供に質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育に係る保護者負担の軽減を段階的に推進してきた。今般「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年６月15日閣議決定）等を踏まえ、2019年10月からの全面的な無償化措置を実施し、幼児教育無償化を一気に加速する。

幼稚園就園奨励費補助事業＜2019年4月～9月＞　予算額案141億円

2019年4月から9月までの間は、引き続き幼稚園就園奨励費補助事業を実施。補助対象、補助率（原則1/3以内）、国庫補助限度額等については、平成30年度と同様。

国庫補助限度額（平成30年度）

階層区分		補助単価 第1子	第2子	第3子以降
第Ⅰ階層　生活保護世帯		308,000円（0円）		
第Ⅱ階層　市町村民税非課税世帯等（年収約270万円未満相当）		272,000円（3,000円）	308,000円（0円）	
	ひとり親世帯等の特例	308,000円（0円）		
第Ⅲ階層　市町村民税所得割課税額77,100円以下の世帯（年収約360万円未満相当）		187,200円（10,100円）	247,000円（5,050円）	308,000円（0円）
	ひとり親世帯等の特例	272,000円（3,000円）	308,000円（0円）	
第Ⅳ階層　市町村民税所得割課税額211,200円以下の世帯（年収約680万円未満相当）		62,200円（20,500円）	185,000円（10,250円）	308,000円（0円）
第Ⅴ階層　市町村民税所得割課税額211,201円以上の世帯（年収約680万円以上）		0円（25,700円）	154,000円（12,850円）	308,000円（0円）

※　上記表の（）内の金額は、保護者が実際に負担する月額の目安。補助限度額は保育料の全国平均単価（308,000円）。
※　市町村民税所得割課税額（補助基準額）及び年収は、夫婦（片働き）と子供２人世帯の場合の金額であり、年収はおおまかな目安。
※　ひとり親世帯等には、在宅障害児（者）のいる世帯、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯等を含む。
※　就園奨励事業は市町村が行う事業であり、実際の補助額は市町村により異なる。

新しい無償化事業＜2019年10月～＞

予算額案560億円
※内閣府計上予算

2019年10月から新しい無償化事業を実施（幼稚園就園奨励費補助事業は廃止）。新しい事業の対象等は以下のとおり。

○**対　　象：子ども・子育て支援新制度未移行の私立幼稚園、特別支援学校幼稚部、国立大学附属幼稚園の園児**
※下線部は現行の幼稚園就園奨励費補助の対象外施設。

○**負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4**
※国立大学附属施設は国10/10。

○**上 限 額：月額25,700円**
※子ども・子育て支援新制度における利用者負担額を上限。
※これまでの年額算定から月額算定に変更。
※国立大学附属施設は、幼稚園 月額8,700円、特別支援学校幼稚部 月額400円。

※　これまで幼稚園就園奨励費補助事業において、階層判定のために行っていた所得や子供の数の確認等は不要となる。
※　支給方法（償還払い、現物給付など）については、幼稚園就園奨励費と同様に、市区町村が実情に応じて選択する仕組みとする。

幼児教育実践の質向上総合プラン

2019年度予算額（案）　308百万円
(新規)

文部科学省

幼児教育の無償化とあわせて、**幼児教育の質の向上も極めて重要**。平成30年４月から実施された新しい幼稚園教育要領等を踏まえつつ、幼児教育の実践の更なる質の確保・向上を図る必要がある。そのため、**地方公共団体における幼児教育推進体制**の充実・活用強化、**幼稚園等における人材確保**の取組や**質向上のための評価の実施**への支援、**幼稚園教諭の専門性向上**に向けた免許上進の推進するとともに、**Society5.0時代の先端技術の活用**を活用した幼児教育分野の実証研究等、以下の事業を実施する。

【新規】幼児教育推進体制の充実･活用強化事業　148百万円

地方公共団体において、公私立幼稚園・保育所・認定こども園に対して一体的に域内全体の幼児教育の質の向上を図るため、担当部局の教育・保育内容面に係る事務の一元化や幼児教育センターの設置等、幼児教育の推進体制を構築している都道府県及び市町村を対象に、幼児教育アドバイザーの配置及びそれらを活用した研修支援、幼小接続の推進等に必要な費用の一部を補助する。

→ 公私・施設類型に関わらず域内全体の幼児教育の質の向上を一体的に推進

【新規】幼稚園教諭免許法認定講習等推進事業　21百万円

幼稚園教諭免許状の上進のための免許法認定講習等の開設数が少ないことから、講習等の開設支援を通じて一種免許状の取得機会を拡大し、幼稚園教諭の専門性の向上を図る。

→ 幼稚園教諭の専門性の向上、社会的地位の向上

【継続】幼稚園の人材確保支援事業　70百万円

幼稚園教諭の新規採用促進、離職防止・定着促進など、各地域における幼稚園の人材確保に向けた先導的な取組を支援し、有効な方法を検証・普及する。

【新規】幼児教育の質向上のための評価実施支援事業　28百万円

幼稚園等が教育活動や園運営について評価し更なる質の改善を図るとともに、評価結果を踏まえた自園の現状等を保護者などに伝えていくため、自治体等が各園の評価の実施を支援するモデル的な取組を開発し普及する。

→ 幼稚園等における安定・継続的な学校運営、教育活動等の改善

【新規】幼児教育の教育課題に対応した指導方法等充実調査研究　41百万円
（先端技術を活用した幼児教育分野の実証研究含む）

幼児教育の教育課題についての実態把握や効果的な指導の在り方について調査研究を実施する。
(ex.幼小の円滑な接続に向けた教育課程や指導の在り方、教員のキャリア形成を支える研修の在り方)
また、Society5.0時代の先端技術の活用などを通じて、園内環境や幼児行動、教員の働きかけ等を総合的・多角的に捕捉・可視化し、幼児の豊かな行動を引き出す環境の構築や教師による適切な指導を支援するための実証研究を実施する。

→ 指導方法や園内環境改善のための手法の開発

幼児教育推進体制の充実・活用強化事業

2019年度予算額（案）　148百万円
(前年度予算額　新規)

文部科学省

背景

地方公共団体の体制に関する現状と課題

○ 幼児教育は**複数の施設類型**が存在し、その**多くが私立**であるため、教育内容面の支援に関して、公立中心の小学校以降とは異なる対応が必要
- ３～５歳児の約半数ずつが幼稚園、保育所にそれぞれ在園
- 幼稚園児数の約８割、保育所在所児数の約６割、認定こども園在園児数の約９割が私立

○ 約６割の地方公共団体で**公私、施設類型により担当部局が異なり、一体的な取組の実施に課題がある**

○ **教育委員会**では、他学校種と比べて**幼稚園に係る体制が手薄**
幼児教育担当指導主事を配置する都道府県・市町村は、約半数、うち専門性を有するのは、約４割

教育内容面での質向上を担う地方公共団体の体制が、必ずしも十分ではない

幼児教育現場における現状と課題

○ 教科書のような主たる教材を用いない**「環境を通して行う教育」の難しさを乗り越える人材育成**が必要。

○ **新幼稚園教育要領等の着実な実施、小学校教育への円滑な接続**、特別な配慮を必要とする幼児への対応など、現場での研修ニーズは高い。

○ **若年保育者が多く離職率の高い**職場において、園長のリーダーシップの下、学び・育て合う仕組み作りと支援が必要。

○ 関係団体が独自の研修を実施しており、既存の資源やネットワークを生かした連携が必要。

保育者の専門性の向上は公私・施設類型に共通する課題

【H28~30のモデル構築】

幼児教育センターの設置、幼児教育アドバイザーの配置

【成果と課題】
- 研修機会・参加者数の増（特に保育所、私立幼稚園）、幼小接続の進展、保育実践の質の向上等に貢献。
- 担当部局の教育・保育内容面に係る事務が一体的に行われていないと、私立幼稚園や保育所に対しての支援が広がりにくい。
- 取組を域内全体へ、日本全国へと広げる必要がある。

54

事業概要

地方公共団体において、公私立幼稚園・保育所・認定こども園に対して一体的に域内全体の幼児教育の質の向上を図るため、担当部局の教育・保育内容面に係る事務の一元化や幼児教育センターの設置等、幼児教育の推進体制を構築している都道府県及び市町村を対象に、幼児教育アドバイザーの配置及びそれらを活用した研修支援、幼小接続の推進等に必要な費用の一部を補助する。

主な補助内容：

体制の充実
- **幼児教育アドバイザーの配置、質向上のための取組、新規アドバイザーの育成**

体制活用のための人材育成方針
- **幼児教育の実践の質向上のためのガイドラインの作成・活用**
  保育者に必要な資質・能力の明確化、それに基づくキャリアステージに応じた人材育成の内容・方法の明確化　など

体制の活用
- **研修支援、幼小接続の推進**
  保育者の専門性の向上や幼小接続等に関する公私・施設類型を超えた一体的な研修支援、巡回訪問、園内研修の中核となるミドルリーダーの育成　など

域内全体への波及
- **都道府県・市町村の連携を含めた域内全体の質向上を図るための仕組み作り**
  都道府県・市町村アドバイザーの連携、行政関係者、園長会、関係団体等による関係者協議会の開催　など

- 事業期間：３年間
- 補助対象者：都道府県・市町村
- 補助率：１／２

主な要件

✓ **担当部局を一元化していること**
※　教育・保育内容面に係る事務のみの一元化でも可
※　平成32年度当初からでも可

✓ **幼児教育センターを設置していること**

✓ **小学校指導担当課との連携体制確保**

国の役割

国は、地方公共団体同士が互いに情報交換できるよう、横のネットワーク化を図るとともに、本事業の評価・分析を実施する。

幼稚園教諭免許法認定講習等推進事業

2019年度予算額（案）　21百万円
(前年度予算額　新規)

文部科学省

背景

○　現職の幼稚園教諭は、二種免許状所有者が中心であり、他学校種と比べてもその割合が極めて高い。（幼稚園：68%、小学校：14%、中学校：3.9%）

各学校における保有免許状別の教員構成（%）

	幼稚園				小学校				中学校			
		国立	公立	私立		国立	公立	私立		国立	公立	私立
専修	0.5	9.8	0.7	0.4	5.1	17.1	5.0	6.3	8.4	25.9	7.6	17.1
一種	27.2	64.3	42.6	23.6	78.9	73.6	79.2	61.9	87.3	71.3	88.2	77.2
二種	**68.0**	22.5	54.0	71.3	**14.0**	8.2	14.0	16.9	**3.9**	2.5	4.0	2.3
その他	4.3	3.4	2.7	4.7	2.0	1.1	1.8	14.9	0.4	0.3	0.2	3.4

※　各学校に勤務する養護教諭、栄養教諭を含む。「その他」は臨時免許状、特別免許状等を含む。文部科学省「平成28年度学校教員統計調査」より作成。

○　保育士資格の併有率は約82%と高い。　※　文部科学省「平成28年度幼児教育実態調査」

○　上級免許状取得のための単位は大学等で修得する必要があるが、休日や長期休業期間中に履修するなど、現職教員が働きながら上進できる環境が求められている。

○　現状では、そうした単位修得に資する免許法認定講習等は、半数以上の都道府県で実施されておらず、実施件数等も少ない。

平成30年度

開設者数				開設状況	
教育委員会	大学	計（都道府県数）		科目数	単位数
20	3	23	(20)	65	69

※例えば、特別支援学校教諭免許状に関する認定講習等は全都道府県で開設されている。

本来要請されている一種免許状所有者の増加を促進する必要

○　教育職員免許法　（昭和二十四年法律第百四十七号）
（二種免許状を有する者の一種免許状の取得に係る努力義務）
第九条の五　教育職員で、その有する相当の免許状（中略）が二種免許状であるものは、相当の一種免許状の授与を受けるように努めなければならない。

事業内容

幼稚園教諭免許状の上進のための免許法認定講習等の開設数が少ないことから、講習等の開設支援を通じて一種免許状の取得機会を拡大し、幼稚園教諭の専門性の向上を図る。

■委託先：大学*、都道府県、指定都市、中核市の教育委員会

*短期大学は専攻科を有する場合に限る。

<事業イメージ>

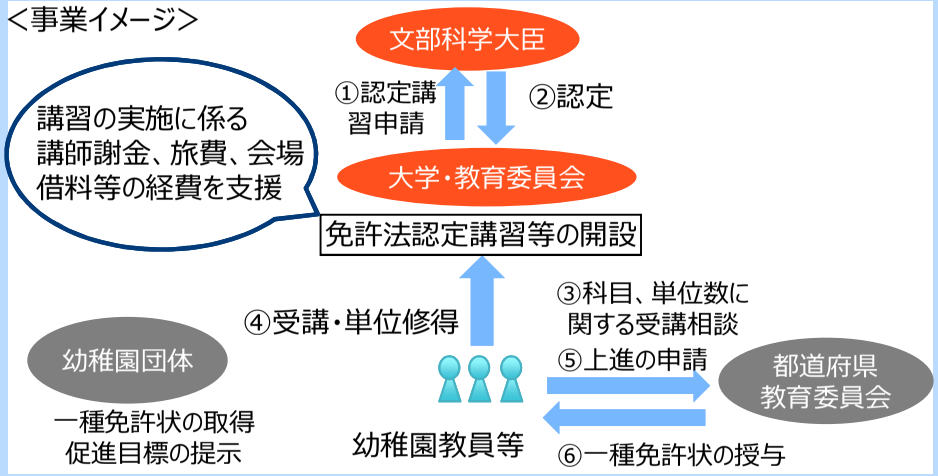

期待される効果

- 保育者の専門性の向上（特に、中堅教師のキャリアアップとして活用）
- 園運営の改善、幼児教育の質の向上、幼稚園教員等の社会的地位の向上

幼稚園の人材確保支援事業

2019年度予算額（案）　70百万円
(前年度予算額　71百万円)

文部科学省

背景・課題

【近年の動向】

子ども・子育て支援関係の人材需要の急速な増加を受けて、幼児教育の質を支える優秀な人材の確保が喫緊の課題

（※）待機児童対策としての保育所等の増設及び保育士確保に向けた様々な取組の影響もあり、幼稚園関係者からは、幼稚園の人材確保がこれまで以上に困難となっているとの指摘。

幼稚園教諭の有効求人倍率の推移（H25～H30）

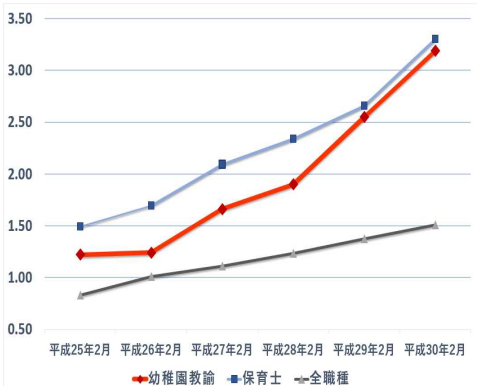

【主な課題】

- 免許取得者が他業種に就職　⇒　新規採用促進
  幼稚園教諭免許取得者の幼稚園・認定こども園への就職率 ： 約25%
  （小学校教諭免許状取得者の小学校への就職率 ： 約50%）
- 若年離職者が多い　⇒　離職防止・定着促進
  幼稚園教諭離職者のうち30歳未満の割合 ： 約61%（小学校教諭 ： 約8%）
  幼稚園教諭の平均勤続年数 ： 約7年（小学校教諭 ： 約17年）
- 離職者の再就職が少ない　⇒　再就職促進
  幼稚園教諭採用者のうち元教員の割合 ： 約13%（小学校教諭 ： 約27%）

事業の内容

◆各地域における幼稚園の人材確保に向けた先導的な取組を支援し、有効な方法を検証・普及

平成31年度は、新たに、効果が見込まれる優良な取組（※）について他地域等において更なる効果検証を行うとともに、事業開始からこれまで3年間の取組全体について、第三者機関による客観的な分析を実施
（※）医師等の派遣による教員の負担感軽減、再就職支援コーディネーターによるマッチング、社会保険労務士等を活用した働き方改革　等

◆委託先・事業規模（予定）①先導的な取組の支援：12団体（都道府県及び幼稚園団体等）　／ 300万円～800万円程度
②第三者機関による分析：1団体（シンクタンク等）　／ 1500万円程度

養成校（学生）　→　幼稚園　⇄　離職者

新規採用促進
- 合同就職説明会、魅力発信
- 養成校との連携強化　等

離職防止・定着促進（働き方改革）
- 労務環境改善に係る巡回指導・研修
- メンタルヘルス研修や専門家による相談　等

再就職促進
- 離職時の登録制度、情報提供
- コーディネーターによるマッチング　等

期待される効果

・各地域において、安定的な人材確保を可能とし、幼稚園の継続的な運営を保障する。
・各園における人材の定着及び経験者の再就職を促進することにより、経験豊かで力量のある幼稚園教諭を増加させ、幼児教育の質の更なる向上を推進する。

幼児教育の質向上のための評価実施支援事業

2019年度予算額（案）　28百万円
(前年度予算額　新規)

文部科学省

背景　幼児教育の無償化の実施や、新しい幼稚園教育要領において「社会に開かれた教育課程」の理念が示される中、幼稚園等は教育活動や園運営について評価し更なる質の改善を図るとともに、評価結果を踏まえた自園の現状や改善の状況を保護者や地域住民等に伝えていくことが求められている。

【評価の現状と課題】

・幼稚園には自己評価の義務、学校関係者評価の努力義務があるが、外部の視点が入った評価は一定程度行われているものの実施が進んでいない。

・各園における評価の結果活用が十分ではなく園内・家庭・地域間のコミュニケーション・ツールとして一層活用していくことが必要。

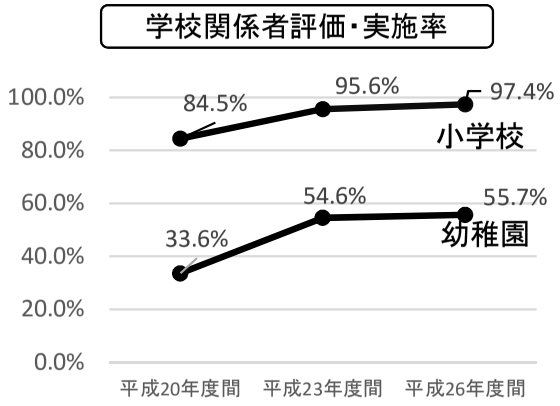

【幼稚園現場での実施上の課題】

・幼稚園は１園あたりの教員数平均人数が９名と規模が小さく評価の実施体制が弱い。

・他校種に比べ、評価を実施しない理由について、実施方法がわからない、時間的余裕がない等の回答割合が高い。

○　園の自主性に任せるだけでは評価の実施が進まないことが考えられるため、都道府県・指定都市等が各園の評価実施を支援する取組を開発。

○　各幼稚園において評価に基づいた教育活動や園運営の改善が図られることを目指す。

事業内容

◆委託先：７団体（都道府県、指定都市、幼稚園団体等）

◆委託先における調査研究の内容

・必要に応じて専門家（※）と連携しながら、各園の評価実施を支援する有効な方法を検証する

※各園や地域の実態に即した学校評価について知見のある人材（元園長、大学教授、公開保育コーディネーター等）

（支援の観点例）

・各園に応じた評価項目の設定や評価指標の立て方　・園の教育内容等に関する評価者との情報共有の在り方

・カリキュラム・マネジメントと関連させた学校評価の実践方法

・負担軽減に留意した効率的・効果的な評価結果のとりまとめや公表の方法　など

◆１団体あたりの事業規模：４００万円程度

＜事業イメージ＞

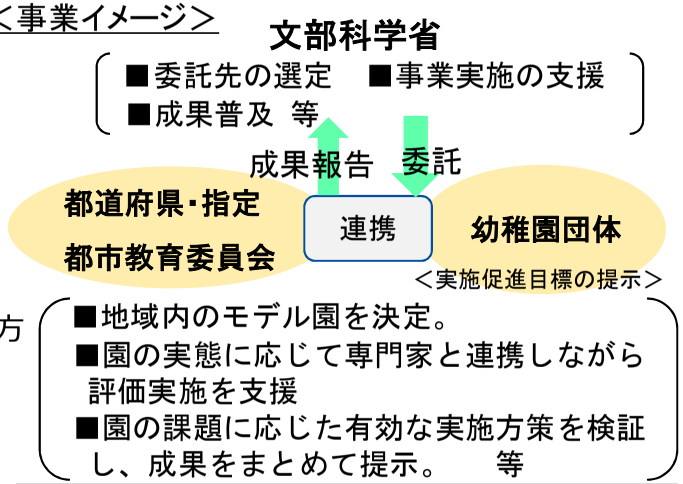

※自治体・団体間の連携については専門家の情報を共有したり、モデル園で保育を公開する機会を共有し域内の園に参加を働きかけることなどが考えられる。

調査研究を通じて期待される効果　都道府県・指定都市等による幼稚園への評価実施の支援が進み、各園における評価に基づいた教育活動・学校運営の改善が図られる。

幼児教育の教育課題に対応した指導方法等充実調査研究

2019年度予算額（案）　41百万円
(前年度予算額　新規)

文部科学省

背景

○ 国では、全国的に一定の教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保障するため、大綱的基準である幼稚園教育要領を定めている。

○ これまで概ね１０年に一度改訂が行われてきているところであり、次期検討に向けて資料やデータを蓄積しておく必要がある。

目的

○ 幼稚園教育要領は大綱的な基準であるため、それを踏まえ各園が自らの課題や強みを踏まえた教育課程や指導計画、指導方法を改善していく必要がある。
　ついては、幼稚園教育要領実施初年度の現場での取組状況を把握し、次期改訂の検討の際に、平成30年改訂の成果や課題を把握する際の基礎的な資料・データとする。

○ また、幼児教育の教育課題に対応する調査研究を進め、次期改訂の検討の際の資料や、文部科学省が作成する指導資料の資料として活用する。

※前回の改訂スケジュール
2014年11月諮問 → 2016年12月答申 →2017年３月告示→2018年４月実施

58

事業内容

（１）幼稚園教育要領の実施状況の調査
　次期幼稚園教育要領の改訂に向け、新幼稚園教育要領が実施された平成３０年度における教育課程や指導方法の改善状況等についての資料やデータを収集・分析する。【委託先：大学、研究機関等　１件】

事業実施期間：１年間

（２）幼児教育における教育課題に応じた指導方法等の調査研究
　今後の教育課程の基準の改善等に向けた資料・データの収集や、小学校教育との接続、特別な支援を要する幼児への指導、家庭教育との連携等、教育課題に対応した指導の在り方を調査研究する。
（Society5.0時代の先端技術の活用を通じて、幼児の豊かな行動を引き出す環境の構築や教師による適切な指導を支援するための実証研究を含む）　【委託先：大学、研究機関等　10件程度】

事業実施期間：３年間

調査研究を通じて期待される効果　改訂の検討の際に必要となる幼児教育の実践に関する資料やデータを収集し蓄積しておくことで、次期幼稚園教育要領の内容や、国が作成する指導資料の内容の充実が図られる。

幼稚園教育課程の理解の推進

2019年度予算額（案）　23百万円
(前年度予算額　26百万円)

文部科学省

背景・目的

○　平成29年3月に新しい幼稚園教育要領が示され、平成30年4月から全面実施されている。
○　各幼稚園において新幼稚園教育要領の正しい理解の下、適切な教育課程が編成・実施されるよう、研究協議会の開催や指導資料の作成を行い、新幼稚園教育要領に基づく充実した教育活動の展開を促進する。

事業内容

幼稚園教育理解推進事業

各都道府県において行う幼稚園教育に関する専門的な研究協議等の成果を、中央協議会において発表・共有することで、さらなる幼稚園教育の振興・充実を図る。

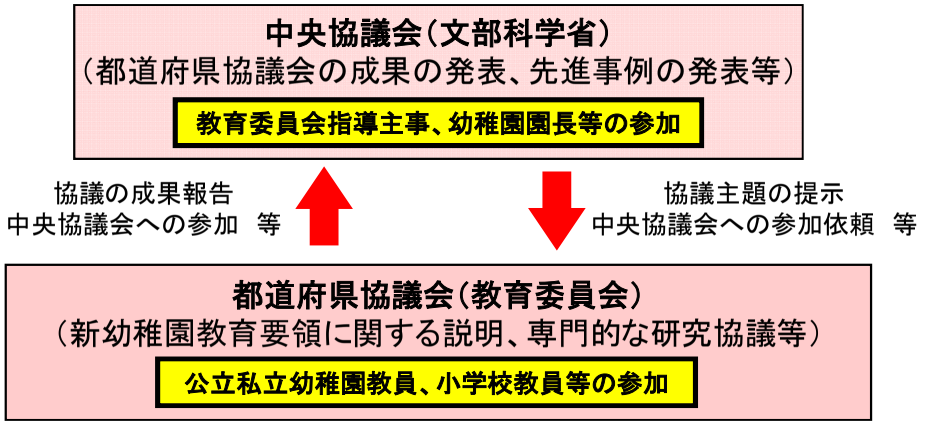

幼稚園教育要領の実施のための指導資料の作成

新しい幼稚園教育要領に基づく教育活動を着実に実施するため、その内容を踏まえた具体的な教育課程の編成や指導の在り方等に関する指導資料を作成する。

○平成30年度
指導資料第３集「幼児理解と評価」について、幼稚園教育要領の改訂とそれに伴う幼稚園幼児指導要録の改善を踏まえ、「幼稚園教育において育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」などの内容を加筆し、改訂を行う。

○平成31年度（案）
新幼稚園教育要領に基づいた以下の内容の指導資料を作成する。
・特別な支援を要する幼児への指導の在り方について
・幼児理解と教材研究の在り方について

期待される成果

幼稚園教育要領の内容や、幼稚園教育要領に基づいた先進的な実践について理解することで、各幼稚園における適切な教育課程の編成・実施が促進される。

OECD　ECEC Network事業への参加

2019年度予算額（案）　11百万円
(前年度予算額　7百万円)

文部科学省

背景・目的

○　平成27年4月より質の高い幼児期の教育の提供を基本理念とする「子ども・子育て支援新制度」が始まったが、国際的にも幼児教育への関心が高まっている。現在、OECDにおいて、質の高い幼児教育を提供するための基礎データとなる国際比較調査事業等が計画されている。

○　これらの事業等への参加により、現在は収集されていない国際比較可能な幼児教育・保育施設の保育者の活動実態に関するデータや、幼児教育の質の向上に関する各国の好事例など、質の高い幼児教育の提供に向けた施策展開のための重要な基礎情報を得ることができる。

事業の主な概要

下記の事業へ参加し、幼児教育の質向上のための施策立案に活かす。

園レベルでの実態調査

- **OECD国際幼児教育・保育従事者調査**（International ECEC Staff　Survey）　※9カ国が参加中
  勤務環境や研修などの保育者の資質・能力の向上に関する状況等を2018年に調査し、分析結果を2019～2020年度にかけて公表予定。

行政レベルでの調査

- **幼児教育の多面的な質に関する調査研究**（Quality beyond Regulations in ECEC）※参加国数未定
  2019～2020年に各国における幼児教育の質向上に関する政策について調査し、幼児教育の多面的な質に関する政策フレームワークを作成予定。

両事業のデータをあわせて分析し、2021年度に最終報告書（幼児教育・保育白書第6巻）を公表予定。

※　拠出金については、文部科学省、厚生労働省、内閣府で按分して負担。
※　国内における調査実施の事務的経費については国立教育政策研究所で負担。

認定こども園等への財政支援

2019年度予算額（案）　4,505百万円
（前年度予算額　3,348百万円）

文部科学省

事業概要

認定こども園の設置促進のため、認定こども園の施設整備・園舎の耐震化・防犯対策に要する経費の一部を補助するとともに、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進、研修等の実施、園務改善のためのICT化等を支援し、子供を安心して育てることが出来る体制の整備を促進する。

認定こども園施設整備交付金　3,424百万円（2,248百万円）

認定こども園整備

○　認定こども園の施設整備に要する費用の一部を補助
（新増改築、大規模改修等）
・幼保連携型認定こども園の教育を実施する部分
（いわゆる幼稚園部分）
・幼稚園型認定こども園の幼稚園部分
・保育所型認定こども園の幼稚園機能部分
○　負担割合：　国１／２、市町村１／４、事業者１／４
※　年度内に自治体の定める認定基準を満たす必要がある。
既存の幼保連携型認定こども園の機能拡充も補助の対象。

幼稚園耐震化整備

○　認定こども園への移行を予定する私立幼稚園について、園舎の耐震指標等の状況に応じて実施する耐震化を支援。
（改築、増改築等）
・私立幼稚園の耐震化経費
○　負担割合：　国１／２、事業者１／２
※　既に認定こども園に移行した場合を含む。

防犯対策整備

○　幼稚園型認定こども園における門、フェンス、ブロック塀、防犯カメラ等の設置に要する費用の一部を補助。
・幼稚園型認定こども園の防犯対策整備
○　負担割合：　国１／２、市町村１／４、事業者１／４
※幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園における防犯対策整備については、厚生労働省所管の保育所等整備交付金で対応。

教育支援体制整備事業交付金　1,081百万円（1,100百万円）

保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業

○　幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有の促進を支援するため、幼稚園教諭免許状を取得等するための受講料、及び保育士資格を取得する幼稚園教諭の代替に伴う雇上費を補助。
○　負担割合：　国１／２、都道府県・指定都市・中核市１／２

幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

○　施設における遊具・運動用具・教具・衛生用品等の整備費用を支援。
○　負担割合：　認定こども園の場合・・・国１／２、事業者１／２

認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

○　認定こども園における質の向上に関する研修、幼稚園・保育所の教職員の合同研修等の実施費用等を支援。
○　負担割合：　国１／２、事業者１／２
※　都道府県や関係団体等が主催する研修が対象。

認定こども園等への円滑な移行のための準備支援

○　認定こども園等に移行する幼稚園の準備に必要な経費を支援。
○　負担割合：　国１／２、事業者１／２

園務改善のためのICT化支援

○　認定こども園等における園務を改善するため、園のICT化を促進し、事務負担の大幅な軽減を図る。
○　負担割合：　国３／４、事業者１／４

私立幼稚園施設整備費補助金

平成31年度予算額（案）　1,295百万円
（前年度予算額　516百万円）

文部科学省

事業概要

学校法人立幼稚園等の緊急の課題となっている耐震化のための耐震補強、耐震改築、非構造部材の耐震対策等に要する経費とともに、防犯対策、アスベスト対策やエコ改修等に要する経費の一部を補助することにより、幼稚園の環境整備を図る。

※「防災・減災、国土強靭化のための３か年緊急対策」への対応として、園舎の耐震化や外壁・天井等の非構造部材の耐震対策支援に約769百万円を計上。

対象事業内容

1. 耐震補強工事	・・・	耐震補強、非構造部材の耐震対策、防災機能強化（ブロック塀等の安全対策を含む）
2. 防犯対策工事	・・・	門・フェンス・防犯監視システム等の設置工事
3. 新築・増築・改築事業	・・・	新築、増築、耐震改築、その他危険建物の改築
4. アスベスト等対策工事	・・・	吹き付けアスベストの除去等
5. 屋外教育環境整備	・・・	アスレチック遊具、屋外ステージ等の整備
6. エコ改修事業	・・・	太陽光発電の設置、省エネ型設備の設置

補助率

○ 地震による倒壊等の危険性が高い（※）施設の耐震補強工事
（※）非木造：Is値0.3未満、木造：Iw値0.7未満　・・・【1/2以内】

○ 上記以外　・・・【1/3以内】

８．キャリア教育・職業教育の充実

（前　年　度　予　算　額　　184百万円）
2019年度予算額（案）　　367百万円

１．要　　旨

「ニッポン一億総活躍プラン」や「教育再生実行会議」の提言等を踏まえ、小学校からの起業体験や中学校の職場体験活動、高校におけるインターンシップ等のキャリア教育を推進するとともに、専門高校においては、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するための先進的な卓越した取組の実践研究を推進する。

２．内　　容

（１）将来の在り方・生き方を主体的に考えられる若者を育むキャリア教育推進事業

23百万円（ 27百万円）

①小学校における進路指導の在り方に関する調査研究

新学習指導要領において小学校段階からのキャリア教育（進路指導を含む）が明確に位置付けられるとともに、中学校の入学者選抜が広がりを見せるなどの状況を踏まえ、小学校での進路指導の在り方等について調査研究を実施する。（2地域）

②小・中学校等における起業体験推進事業

児童生徒がチャレンジ精神や他者と協働しながら新しい価値を創造する力など、これからの時代に求められる資質・能力の育成を目指した起業体験活動を実施する。（11地域）

③キャリア教育推進連携シンポジウムの開催等

（２）地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業

8百万円（ 8百万円）

（学校を核とした地域力強化プランの一部）【総合教育政策局に計上】〔補助率１／３〕

「キャリアプランニングスーパーバイザー」を都道府県等に配置し、地元企業等と連携した職場体験やインターンシップ及び地元への愛着を深めるキャリア教育の推進等を通じ、地元に就職し地域を担う人材を育成する。（15人）

（３）スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール　　85百万円(149百万円)

高度な知識・技能を身に付けた専門的職業人を育成するため、専攻科を含めた５年一貫のカリキュラムの研究や大学・研究機関等との連携など先進的な卓越した取組を行う専門高校を指定した実践研究を実施し、成果の普及を図るとともに、専門高校の魅力発信に関する調査研究を行う。

（４）地域との協働による高等学校教育改革推進事業【再掲】251百万円（新規）

新高等学校学習指導要領を踏まえ、Society5.0を地域から分厚く支える人材の育成に向けた教育改革を推進するため、「経済財政運営と改革の基本方針2018」

や「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」に基づき、高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を推進することで、地域振興の核としての高等学校の機能強化を図る。（50校程度）

将来の在り方・生き方を主体的に考えられる若者を育むキャリア教育推進事業

2019年度予算額（案） 32百万円
（前年度予算額 35百万円）

文部科学省

事業目的

児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる能力や態度を育成するため、学校が地域や産業界等と連携した小学校からの起業体験、中学校の職場体験活動及び高等学校のインターンシップを促進するとともに、児童生徒が主体的に進路を選択することができるよう、キャリア・パスポート等の教材を活用しつつ、体系的なキャリア教育を推進する。

取組内容

1. キャリア教育の普及・啓発　1百万円（ 1百万円）

◆キャリア教育推進連携シンポジウムの開催、連携表彰等の実施

キャリア教育の意義の普及・啓発と推進に資するため、学校、地域・社会及び産業界等の関係者が一堂に会したシンポジウムを、文科省・経産省・厚労省の共催で開催するとともに、キャリア教育の充実・発展に優れた取組を実施している団体等を表彰する。

2. キャリア教育推進体制の構築　30百万円（34百万円）

◆小学校における進路指導の在り方に関する調査研究　2百万円（ 2百万円）

新学習指導要領において小学校段階からのキャリア教育が明確に位置づけられるとともに、中学校の入学者選抜が広がりを見せるなどの状況を踏まえ、小学校での進路選択等のキャリア教育の在り方等について調査研究を行う。

【委託先：都道府県教育委員会等、2地域】

◆小・中学校等における起業体験推進事業　17百万円（17百万円）

小・中学校等において、児童生徒がチャレンジ精神や、他者と協働しながら新しい価値を創造する力など、これからの時代に求められる資質・能力の育成を目指した起業体験活動を行うモデルを構築し、全国への普及を図る。【委託先：都道府県教育委員会等、11地域】

◆地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業　8百万円（ 8百万円）

【学校を核とした地域力強化プランの一部（地方創生関連施策）】

「キャリアプランニングスーパーバイザー」を都道府県等に配置し、地元企業等と連携した職場体験やインターンシップ及び地元への愛着を深めるキャリア教育の推進等を通じ、地元に就職し地域を担う人材を育成する。

【補助対象：都道府県・市区町村（補助率1/3）、配置人数：15人】

◆子供と社会の架け橋となるポータルサイトの運用　2百万円（ 2百万円）

職場体験活動、社会人講話及び出前授業等の推進に当たり、「学校側が望む支援」と「地元企業や地域社会が提供できる支援」のマッチングを図るためのポータルサイトを運用する。

※前年度限り経費：「キャリア・パスポート（仮称）普及・定着事業（4百万円）」
※各事項の予算額の千円未満は端数処理しているため、これらを足し合わせた額と合計の額は一致しない。

スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール

2019年度予算額（案）85百万円
（前年度予算額　　149百万円）

文部科学省

（１）「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール」の継続指定

社会の変化や産業の動向等に対応した、高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、
先進的な卓越した取組を行う専門高校（専攻科を含む）において、実践研究を行う。

先進的な卓越した取組

管理機関
（教育委員会、学校法人、国立大学法人）

指導・助言等

文部科学省

学校の指定（指定期間3年（最大5年））
指導・助言・評価

スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール
（農業・工業・商業・水産・家庭・看護・情報・福祉）

企業等
- 熟練技能者による実践的な技術指導
- 長期の就業実習
- 共同商品開発
- 外部人材の積極的な活用　など

連携・協力

専門高校　3年
- 特色あるカリキュラム
（実験・実習、起業家教育　等）
- 技術開発研究の推進
- 高度な技術・技能の習得、高度資格への挑戦
- 他学科との連携　など

専門高校（本科）　5年一貫
- 特色あるカリキュラム
（実験・実習、起業家教育　等）
- 高度な技術・技能の習得
- 高度資格への挑戦　など

専門高校（専攻科）

5年一貫の教育

連携・協力

大学・高専・研究機関等
- 生徒を対象とした講座の実施
- 最先端の研究指導　など

連携・協力　⇕　成果の普及

地域の他の専門高校

・我が国の産業の発展のため、社会の第一線で活躍できる専門的職業人の育成
・成果モデルを全国に普及し、専門高校全体の活性化を推進

（２）専門高校の魅力発信に関する調査研究

HACCPの実践や認証の取得の先進事例に関する調査研究を行い、その成果を広く全国に発信することで、農業高校及び水産高校における
HACCP認証の取得等を促進し、専門高校の魅力を向上させる。

地域との協働による高等学校教育改革推進事業

2019年度予算額（案）　251百万円(新規)

文部科学省

新高等学校学習指導要領を踏まえ、Society5.0を地域から分厚く支える人材の育成に向けた教育改革を推進するため、「経済財政運営と改革の基本方針2018」や「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」に基づき、高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を推進することで、地域振興の核としての高等学校の機能強化を図る。

高校生と地域課題のマッチングを効果的に行うためのコンソーシアムを構築

高等学校

- 地域との協働による活動を学校の活動として明確化
- 専門人材の配置等、学内における実施体制を構築

✓地域における活動を通じた探究的な学びの実現（新高等学校学習指導要領への対応）
✓学校の中だけではできない多様な社会体験

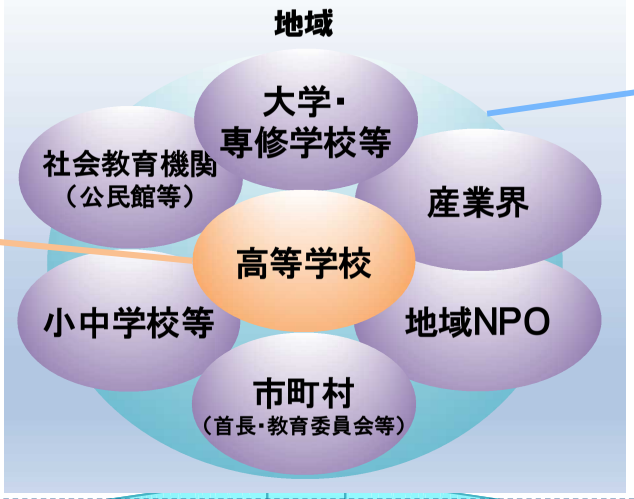

コンソーシアム

- 将来の地域ビジョン・求める人材像の共有や協働プログラムの開発
- 学校と地域とをつなぐコーディネーターを指定

✓高校生のうちに地元地域を知ることにより、地元への定着やUターンが促進される
✓地域の活動に高校生が参画することにより、地域活力の向上へ貢献

標準スキームを踏まえつつ、地域の実情や人材ニーズに応じた取組を展開

【プロフェッショナル型】
〈専門学科中心10校程度〉

地域の産業界等との連携・協働による実践的な職業教育を推進し、地域に求められる人材を育成

～特徴・取組例～
- 地域の特産物の付加価値を高め安定的な食料生産により地域の発展を担う人材を育成
- ものづくりに関する専門的な技術を身に付け、地場産業を支える人材を育成　など

【地域魅力化型】
〈普通科中心20校程度〉

地域課題の解決等を通じた学習を各教科・科目や学校設定科目等において体系的に実施するためのカリキュラムを構築し、地域ならではの新しい価値を創造する人材を育成

～特徴・取組例～
- 地域との連携に係る教科横断的な単位を設定
- 衰退しつつある地域の振興方策を地域との連携により研究・実践　など

【グローカル型】
〈学科共通20校程度〉

グローバルな視点を持ってコミュニティーを支える地域のリーダーを育成。

～特徴・取組例～
- グローバルな社会課題研究のカリキュラム研究開発
- 海外研修等をカリキュラムの中に体系的に位置づけ
- 海外からの留学生を受け入れるなど外国人生徒と一緒に授業・探究活動等を履修
- コミュニケーション能力を重視した外国語（複数外国語含む）の先進的な授業を実践　など

９．学校健康教育の推進

（前　年　度　予　算　額　　223百万円）
２０１９年度予算額（案）　　181百万円

１．要　　旨

児童生徒が生涯にわたって健康で安全に生活できるよう、がん教育をはじめとする学校保健、学校を核として家庭を巻き込んだ食育の推進を図る。

２．内　　容

（１）学校保健推進事業　　74百万円（ 99百万円）

・がん教育総合支援事業　　33百万円（ 33百万円）

新学習指導要領等に対応したがん教育の取組を推進するため、全国でのがん教育の実施状況を踏まえ、それぞれの地域の実情に応じた取組を支援するとともに、先進事例の普及・啓発を図る。

（２）学校給食・食育総合推進事業　　107百万円（124百万円）

・つながる食育推進事業　　51百万円（ 51百万円）

栄養教諭を中核として家庭を巻き込んだ取組を推進し、子供の日常生活の基盤である家庭における食に関する理解を深めることにより、子供の食に関する自己管理能力の育成を目指す。

また、家庭、地域、生産者等と連携した食育を教科等横断的な視点をもって推進し、栄養教諭を中核とした全校体制による指導・評価方法の開発を行うとともに、栄養教諭間の連携強化、研修を行うことにより、栄養教諭の実践的な指導力の向上を目指す。

≪関連施策≫

・学校安全推進事業
・地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業

がん教育総合支援事業

2019年度予算額（案）　33百万円
(前年度予算額　33百万円)

文部科学省

背景

- 平成28年12月に改正されたがん対策基本法第23条では、「国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。」というように、がん教育の文言が新たに記載された。
- 平成29年度から平成34年度までの6年間を対象とした第三期がん対策推進基本計画では、がん教育について、「国は、全国の実施状況を把握した上で、地域の実情に応じた外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実に努める。」ことが目標とされている。
- 平成29年3月に小学校及び中学校、平成30年3月に高等学校の学習指導要領がそれぞれ改訂され、中学校及び高等学校においては、がんについても取り扱うことを新たに明記され、移行期間中に新学習指導要領の対応を検討する必要がある。

課題

①教員のがんについての知識・理解が不十分

健康については、子供の頃から教育することが重要であり、学校でも健康の保持増進と疾病の予防という観点からがん教育に取り組んでいるが、教員のがんに関する知識が不十分であることや外部講師が学校で指導する際の留意点等の認識が不十分である。

②がん教育の全国への普及・啓発が必要

がん教育に対して地域により温度差があるため、全国で実施する新学習指導要領に対応したがん教育の指導内容を充実させ、全国への普及・啓発を図る必要がある。

③外部講師の活用体制の一層の充実が必要

がん教育における外部講師の活用状況が十分とは言えず、学校が外部講師を活用するための体制を充実させる必要がある。

課題解決のための事業概要

新学習指導要領に対応したがん教育の実施

継続

新学習指導要領に対応したがん教育の普及・啓発

新学習指導要領を踏まえたがん教育について、教員や外部講師の質の向上を図るとともに、各都道府県で行っている先進事例の紹介等を行い、全国への普及・啓発を図る。［８箇所］

- 教員・外部講師に対する実践的ながん教育研修会の実施
- 公立以外の国・私立学校も対象としたがん教育シンポジウムの開催

相互に連携

拡充

地域の実情に応じたがん教育の実施

全国でのがん教育の実施状況調査の結果を踏まえ、新学習指導要領及びそれぞれの地域の実情に応じた、がん教育の取組を支援する。

- 教育委員会等によるがん教育に関する教材の作成・配布
- 学校医、がん専門医、がん経験者等の外部講師によるがん教育の実施
- **都道府県等で外部講師名簿作成等、活用体制の整備【新規】［12箇所］**

成　果

- **本事業により、がんに対する正しい知識、がん患者への正しい理解及び命の大切さに対する認識の深化を図る。**
- **新学習指導要領に対応したがん教育の確実な実施に向けた、取組の充実を促す。**
- **外部講師の積極的な活用を図るため体制を整備する。**

つながる食育推進事業

2019年度予算額（案）　51百万円
(前年度予算額　51百万円)

文部科学省

現状と課題

食育については、これまで学校を中心とした多様な取組による成果が見られたものの、食を取り巻く環境が大きく変化する中、児童生徒の食に関する課題を解決するには、学校における取組だけでは限界があり、家庭を巻き込んだ取組が必要である。

事業概要

① 栄養教諭を中核とした関係者の連携による家庭へのアプローチ手法の開発や、望ましい食生活への理解促進を目的とした親子による体験活動等の実施など、学校を核として家庭を巻き込んだ取組を推進し、子供の日常生活の基盤である家庭における食に関する理解を深めることにより、子供の食に関する自己管理能力の育成を目指す。

② 学校において、家庭、地域、生産者等と連携した食育を教科等横断的な視点をもって推進し、栄養教諭を中核とした全校体制による指導・評価方法の開発を行うとともに、栄養教諭間の連携強化、研修を行うことにより、栄養教諭の実践的な指導力の向上を目指す。

あわせて、新しい学習指導要領に基づき食育を推進するため、給食の時間や各教科等の中で活用できるよう食育を体系的にまとめた中学生向けの教材の作成を行う。

事業イメージ（各モデル地域）

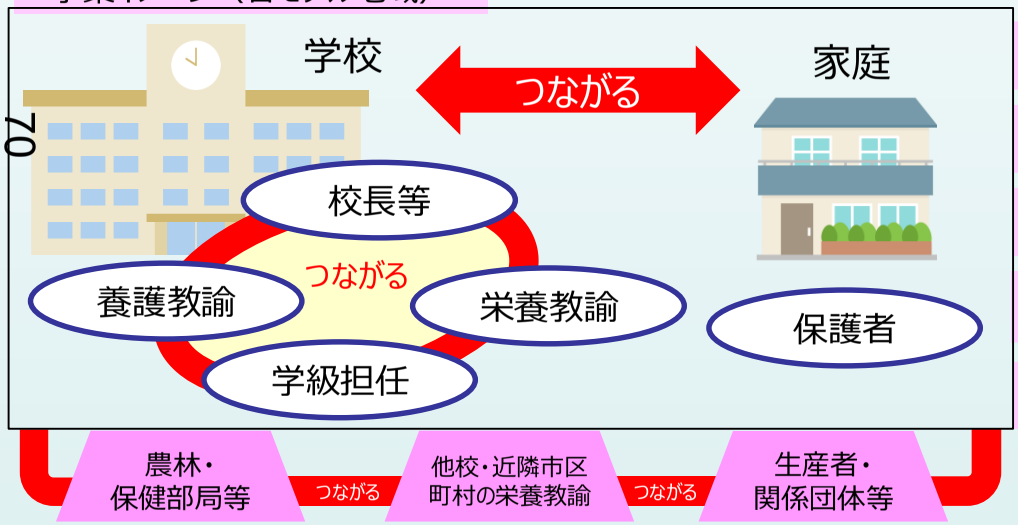

- 関係者の連携による家庭へのアプローチ手法の開発
- 望ましい食生活への理解促進を目的とした親子による体験活動等の実施
- 栄養教諭を中核とした全校体制による指導・評価方法の開発
- 栄養教諭間の連携強化（新規採用や任用換えの栄養教諭への支援）
- 中核となった栄養教諭や実践事例の研修（校内・地域）での活用

→ 児童生徒の食に関する自己管理能力の育成

→ 栄養教諭の実践的な指導力の向上

取組の実施・検証（各モデル地域）

児童生徒や保護者の変化に係る指標をあらかじめ設定
- 朝食摂取、共食、栄養バランスを考えた食事、ゆっくりよく噛んで食べることや食事マナーに対する意識の向上及び実践、伝統的な食文化や行事食の学び、食事の際の衛生的な行動

栄養教諭の実践的な指導力向上の取組の推進
- モデル地域の栄養教諭間の連携強化、研修の実施

効果検証・普及（文部科学省）

事業終了後に全国の取組の効果を検証
- 各モデル地域の取組を共通指標等を基に取りまとめ

実効性のある取組を全国へ普及
- 報告書の作成、ＨＰでの公表、事例発表会・会議等での周知

教材作成により、食に関する指導を充実
- 栄養教諭を中核とした食に関する実践的な指導の普及・充実

１０．少子化に対応した活力ある学校教育の推進

（前　年　度　予　算　額　　2,421百万円）
２０１９年度予算額（案）　　2,434百万円

１．要　　旨

現下の少子化・人口減少社会を踏まえ、地域の実情に応じて、少子化に対応した活力ある学校教育を推進するため、学校統合を契機とした魅力ある学校づくりや小規模校における教育環境の充実を図る。

２．内　　容

（１）少子化・人口減少社会に対応した活力ある学校教育推進事業

36百万円（35百万円）

①広域の教育行政を担う各都道府県において、域内の教育の充実発展に責任を持つ立場から、学校の小規模化について市町村のニーズや実情を踏まえた適切な指導・助言・援助の在り方を調査研究するとともに、②市町村における統合による魅力ある学校づくりや、統合困難な地域における教育環境の充実の取組モデルを創出するなどして、活力ある学校づくりを推進する。

（２）へき地児童生徒援助費等補助金

2,332百万円（2,313百万円）

・へき地教育振興法に基づき、離島や中山間地域に所在する学校の教育の振興を図るため、地方公共団体が実施するスクールバス購入費や通学費支援について補助を行う。
・学校統廃合に伴い遠距離通学となる児童生徒の通学条件を緩和するため、地方公共団体が実施するスクールバス購入費や通学費支援について補助を行う。

（３）高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業

65百万円（74百万円）

高等学校において、地理的要因等にとらわれず多様かつ高度な教育を可能とする遠隔教育の導入をはじめとした教育改革の優良事例の普及を図るとともに、新高等学校学習指導要領の実施を見据えつつ、定時制・通信制課程の特性を活かした効果的な学習プログラムのモデルを構築し、普及を図る。

また、定時制・通信制課程において、特別な支援を要する生徒、外国人生

徒、経済的な困難を抱える生徒や非行・犯罪歴を有する生徒等の学習ニーズに応じた指導方法等を確立し、普及を図る。

≪関連施策≫

- 教職員定数の増（統合校・小規模校への支援　＋75人）
- 学校施設整備（公立小中学校の統合校舎等の新増築事業、学校統合に伴う既存施設の改修事業等）

少子化・人口減少社会に対応した活力ある学校教育推進事業

2019年度予算額(案)36,401千円
(前年度予算額　34,739千円)

文部科学省

背景説明

○ 人口規模及び構成の推移をみると、2017年に1,559万人であった年少(0～14歳)人口は、2025年には1,407万人を割り、2035年には1,246万人の規模になるものと推計されている。

○ 少子化等の更なる進展による学校の小規模化に伴い、児童生徒が集団の中で切磋琢磨しながら学んだり、社会性を高めたりすることが難しくなることや新学習指導要領を効果的に実施する上で課題の顕在化。

目的・目標

都道府県等の支援を通じて、設置者である各市町村が学校の小規模化に伴う諸課題に正面から向き合い、保護者や地域住民とともに課題を共有した上で、それぞれの地域で多様な人々との協働が可能な活力ある学校づくりを推進する。

「都道府県の指導・助言・援助の在り方」を調査研究【新規】

23，415千円（箇所数：10）

● 広域の教育行政を担う各都道府県において、域内の教育の充実発展に責任を持つ立場から、学校の小規模化について市町村のニーズや実情を踏まえた適切な指導・助言・援助を行う。

（研究内容）
域内の市町村（10か所）における学校規模の適正化・適正配置に係る検討等を踏まえた、指針・ガイドラインの策定やカリキュラム作成、研修会の実施　など

「取組モデル創出」のための調査研究

10，795千円（箇所数：9）

● 市町村における、統合による魅力ある学校づくりや、統合困難な地域における教育環境の充実の取組モデルを創出する。また、国が取組モデルを分析し、事例報告会等の開催を通じて好事例を全国に普及する。

（研究内容）
・ 統合により生じる課題への対抗方策
・ 小規模校のメリット最大化とデメリット最小化方策　など

成果、事業を実施して、期待される効果

＜経済・財政再生計画　改革工程表（KPI）＞

◆学校の小規模化について対策の検討に着手している自治体の割合

2016（平成28）年度　58%　→　2018（平成30）年度　2/3
2020（平成32）年度　100%

課題のある市町村全体から、上記「課題はあるが現時点で検討の予定は立っていない」42%を除いたもの。

へき地児童生徒援助費等補助金

2019年度予算額（案）　2,332百万円
(前年度予算額　2,313百万円)

文部科学省

Ⅰ　趣旨

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在する公立学校（へき地学校等）の教育の振興を図るため、へき地教育振興法等に基づいて所要の措置を講じる。

Ⅱ　補助内容

（1）スクールバス・ボート等購入費　　602百万円（597百万円）

へき地、学校統合、過疎地域等の小・中学校及び義務教育学校の児童生徒の通学条件の緩和を図るために都道府県又は市町村がスクールバス・ボート等を購入する事業に対する補助

（2）遠距離通学費等　　1，449百万円（1，437百万円）

ア　遠距離通学費　1,297百万円（1,287百万円）
学校統廃合に係る小・中学校及び義務教育学校の遠距離通学の児童生徒の通学に要する交通費を負担する市町村の事業に対する補助。また、激甚災害による校舎の破損等により、通学が困難となった小・中学校又は義務教育学校の児童生徒の通学に要する交通費を負担する都道府県又は市町村の事業に対する補助

イ　寄宿舎居住費　34百万円（33百万円）
小・中学校及び義務教育学校に設置する寄宿舎に入居しているへき地学校等の児童生徒の保護者が負担することとなる寄宿舎居住に要する経費を免除する都道府県又は市町村の事業に対する補助

ウ　高度へき地修学旅行費　118百万円（117百万円）
高度へき地学校（3級～5級）の児童生徒に係る小・中学校及び義務教育学校の修学旅行に要する経費のうち、交通費、宿泊費を負担する都道府県又は市町村に対する補助

（3）保健管理費　　45百万円（45百万円）

へき地学校における児童生徒の健康管理の適正な実施を図るため、地方公共団体が健康診断等や学校環境衛生の維持改善等のための必要な検査を行うための医師、歯科医師及び薬剤師の派遣や心電図検診の実施を円滑に行うために必要な経費に対する補助

（4）離島高校生修学支援事業　　236百万円（234百万円）

高校未設置離島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費に要する経費を支援する都道府県又は市町村に対する補助

Ⅲ　補助率

1／2　（高度へき地修学旅行費で過去3ヵ年の財政力指数0.4未満の市町村は2／3、保健管理費の心電図検診の実施に必要な経費については1／3）

Ⅳ　補助事業者

都道府県・市町村

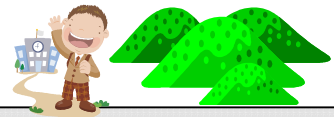

被災地通学用バス等購入費補助　（復興特別会計）　31百万円（34百万円）
東日本大震災の被災地で通学が困難になっている児童生徒の通学条件の緩和を図るために都道府県又は市町村がスクールバス・ボートを購入する事業に対する補助
補助率　：　1/2　　補助事業者　：　都道府県・市町村

高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業

2019年度予算額（案）65百万円
（前年度予算額　74百万円）

文部科学省

◆概要◆

高等学校において、地理的要因等にとらわれず多様かつ高度な教育を可能とする遠隔教育の導入をはじめとした教育改革の優良事例の普及を図るとともに、新高等学校学習指導要領の実施を見据えつつ、定時制・通信制課程の特性を活かした効果的な学習プログラムのモデルを構築し、普及を図る。

また、定時制・通信制課程において、特別な支援を要する生徒、外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒や非行・犯罪歴を有する生徒等の学習ニーズに応じた指導方法等を確立し、普及を図る。

定時制・通信制課程における新学習指導要領への対応

新高等学校学習指導要領の実施を見据えつつ、定時制・通信制課程の特性を活かした効果的な学習プログラムのモデルを構築し普及を図る。

新学習指導要領を見据えた効果的な学習プログラムのモデル構築

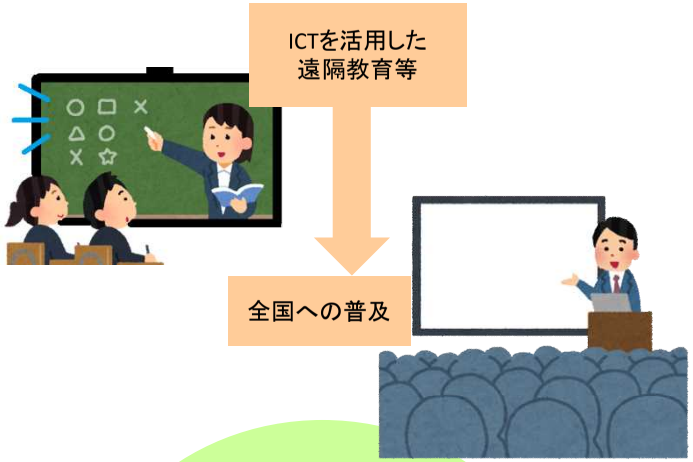

ICTを活用した遠隔教育等

全国への普及

遠隔教育等の教育改革の優良事例の普及

「経済・財政再生計画改革工程表」に基づき、地理的要因等にとらわれず多様かつ高度な教育を可能とする遠隔教育の導入をはじめとした教育改革の優良事例の普及を図る。

多様な学習ニーズに応じた指導方法等の確立・普及

定時制・通信制課程において、特別な支援を要する生徒、外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒や非行・犯罪歴を有する生徒等の学習ニーズに応じた指導方法等を確立し、普及を図る。

専門的な支援

多様な学習ニーズを有する生徒

11. 切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

（前　年　度　予　算　額　　2,398百万円）
2019年度予算額（案）　　2,586百万円

１．要　　旨

切れ目ない支援体制構築のための特別支援教育の推進について、障害のある児童生徒等の自立と社会参加の加速化に向けた取組の充実を図り、障害のある児童生徒等が十分な教育を受けられる環境を構築する。

２．内　　容

（１）切れ目ない支援体制整備充実事業　　1,796百万円（1,600百万円）

2016年の障害者差別解消法の施行、発達障害者支援法の改正等を踏まえ、自治体等の切れ目ない支援体制整備に向けた取組に対して経費の一部を補助する。〔補助率1/3〕

・特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

・特別支援教育専門家配置

・医療的ケアのための看護師　1,500人⇒1,800人

（２）学校における医療的ケア実施体制構築事業　　59百万円（ 59百万円）

学校において高度な医療的ケアに対応するため、医師と連携した校内支援体制の構築や、医療的ケア実施マニュアル等の作成など、医療的ケア実施体制の充実を図る。　　20地域

（３）発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業　　213百万円（ 280百万円）

・発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業

小・中・高等学校等における発達障害を含む障害のある児童生徒等に対する特別支援教育の体制充実のための通級による指導の担当教員に対する研修体制を構築するとともに、必要な指導方法について調査研究等を行う。

18箇所　等

（４）学校と福祉機関の連携支援事業　　10百万円（　新規　）

障害のある子供に対する、一貫した支援の提供に資するため、学校と障害児通所支援事業所の効率的かつ効果的な連携の在り方について調査研究を行う。

4箇所

（５）発達障害に係る教員・支援人材専門性向上に係る検討会議の設置等【国立特別支援教育総合研究所運営費交付金の内数】（　新規　）

教育や福祉の分野において、発達障害者支援にあたる人材が身に着けるべき専門性を整理し、指導的立場になる者に対する研修の在り方の検討等を行う。

（６）特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業

45百万円（　50百万円）

特別支援教育を担当する教員の専門性の向上を図るため、特別支援学校教諭免許状等取得に資する取組や特別支援学校教員等に対する専門的な研修を実施する。

・特別支援教育に関する教員等の養成講習及び資質向上研修等の実施　等

32箇所

（７）学習指導要領等の趣旨徹底等及び学習・指導方法の改善・充実

139百万円（　104百万円）

教科書等の作成や新学習指導要領の周知・徹底等を着実に実施するとともに、改訂を踏まえた特別支援学校における学習・指導方法の改善・充実を図るための実践研究等を行う。

25箇所

（８）学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進事業　51百万円（　86百万円）

教育委員会等が主体となり、学校において、障害のある子供とない子供との交流及び共同学習の機会を設け、各教科やスポーツ、文化・芸術活動等を教育課程に位置付ける等、障害者理解の一層の推進を図る。　20地域

（９）高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制整備事業

26百万円（　新規　）

主に、高校教育段階の入院生徒等に対する、教育保障体制の整備について調査研究を実施する。　5地域

（１０）教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト　210百万円（146百万円）

発達障害や視覚障害等のある児童生徒が十分な教育を受けられる環境を整備するため、教科書デジタルデータを活用した音声教材等に関する効率的な製作方法や高等学校等における拡大教科書の普及促進、教材の活用に関するアセスメント等についての実践的な調査研究等を実施する。

等

※上記のほか、特別支援学校及び特別支援学級等に就学する障害のある児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、通学費、学用品費等の就学に必要な経費を援助する「特別支援教育就学奨励費負担等」12,164百万円（11,567百万円）

〔補助率1/2〕

≪関連施策≫

・通級による指導担当教員の基礎定数化による教職員定数の改善を着実に実施

・学校施設整備（特別支援学校の教室不足解消のための補助、公立学校のバリアフリー化）

切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

2019年度予算額（案）　2,586百万円
(前年度予算額　　2,398百万円)

文部科学省

○切れ目ない支援体制整備充実事業　　**1,796百万円（1,600百万円）**
〔補助率1／3〕（拡充）

2016年の障害者差別解消法の施行、発達障害者支援法の改正等を踏まえ自治体等の切れ目ない支援体制整備に向けた取組に対して経費の一部を補助。

◆特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

特別な支援を必要とする子供について、就学前から就労に至るまでの切れ目ない支援体制の整備を促すため教育部局と福祉・保健・医療・労働等の関係部局が連携し一貫した支援体制を構築する地域を支援する。

◆特別支援教育専門家配置（拡充）
医療的ケアのための看護師　1,500人⇒1,800人（＋300人）

○学校における医療的ケア実施体制構築事業　　**59百万円（　59百万円）**

学校において高度な医療的ケアに対応するため、医師と連携した校内支援体制の構築や、医療的ケア実施マニュアル等の作成など、医療的ケア実施体制の充実を図る。

○発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業
213百万円（　280百万円）

◆発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業　等

小・中・高等学校等における発達障害を含む障害のある児童生徒等に対する特別支援教育の体制充実のため通級による指導の担当教員に対する研修体制を構築するとともに、必要な指導方法について調査研究等を行う。

○学校と福祉機関の連携支援事業　　**10百万円（新規）**

障害のある子供に対する、一貫した支援の提供に資するため、学校と障害児通所支援事業所の効率的かつ効果的な連携の在り方について調査研究を行う。

○発達障害に係る教員・支援人材専門性向上に係る検討会議の設置等
【国立特別支援教育総合研究所運営費交付金の内数】（新規）

教育や福祉の分野において、発達障害者支援にあたる人材が身に着けるべき専門性を整理し、指導的立場になる者に対する研修の在り方の検討等を行う。

○特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業　　45百万円（50百万円）

特別支援教育を担当する教員の専門性の向上を図るため、特別支援学校教諭免許状等取得に資する取組や特別支援学校教員等に対する専門的な研修を実施する。

○学習指導要領等の趣旨徹底等及び学習・指導方法の改善・充実
139百万円（104百万円）（拡充）

教科書等の作成や新学習指導要領の周知・徹底等を着実に実施するとともに、改訂を踏まえた特別支援学校における学習・指導方法の改善・充実を図るための実践研究等を行う。

○学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進事業　　**51百万円（　86百万円）**

教育委員会等が主体となり、学校において、障害のある子供とない子供との交流及び共同学習の機会を設け、各教科やスポーツ、文化・芸術活動等を教育課程に位置づける等、障害者理解の一層の推進を図る。

○学習上の支援機器等教材活用促進事業　　25百万円（20百万円）（拡充）

教員が障害の状態や特性を理解した上で、適切な支援機器等教材を選定・活用するために必要な指標及び支援機器の活用に伴う学習評価の研究等を行う。

○高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制整備事業
26百万円（新規）

主に高校教育段階の入院生徒等に対する、教育保障体制の整備について調査研究を実施する。

○教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト　　**210百万円（146百万円）（拡充）**

発達障害や視覚障害等のある児童生徒が十分な教育を受けられる環境を整備するため、教科書デジタルデータを活用した音声教材等に関する効率的な製作方法や高等学校等における拡大教科書の普及促進、教材の活用に関するアセスメント等についての実践的な調査研究等を実施する。

等

（上記以外の施策：就学支援・教職員定数の改善・学校施設整備）

○特別支援教育就学奨励費負担等　　**12,164百万円（11,567百万円）（拡充）〔補助率１／２〕**
○国立特別支援教育総合研究所運営費交付金、施設整備費補助金　1,083百万円（1,087百万円）
○特別支援教育の充実の観点から、通級による指導担当教員の基礎定数化による教職員定数の改善を着実に実施
○学校施設整備(特別支援学校の教室不足解消のための補助、公立学校のバリアフリー化）〔補助率1／3等〕

切れ目ない支援体制整備充実事業

2019年度予算額（案） 1,796百万円
(前年度予算額 1,600百万円)

文部科学省

背景説明

2016年4月からの障害者差別解消法の施行、同年6月の児童福祉法の一部改正、同年8月からの発達障害者支援法の改正等を踏まえ、関係部局・関係機関の連携の下、特別な支援を必要とする子供に対して、就学前から就労に至るまで、一貫した支援体制の整備や看護師、外部専門家の配置を実施することが必要である。

目的・目標

切れ目ない支援体制整備や看護師、外部専門家の配置に向けた取組として、自治体等が、 下記のⅠ、Ⅱの事業を行う場合に要する経費の一部を補助する。

◇**補助対象者** **都道府県・市区町村、学校法人(私立特別支援学校等)**
◇**補　助　率** **１／３**

Ⅰ　特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

教育・福祉・医療・労働分野等の関係部局や関係機関の連携体制の整備

・各発達段階を通じ、円滑な情報の共有、引継ぎがなされるよう、**就学前段階から進学・就労段階にわたり**、各学校等で個別の支援情報に関する**「個別の教育支援計画」等を作成**し、就学、進級、進学、就労の際に、記載情報の取扱いについて十分配慮した上で、その内容が**適切に引き継がれる仕組の整備**
・関係機関との連携を支援する**コーディネーター等の配置**（早期支援・就労支援・発達障害支援・合理的配慮コーディネーター）
・**教育・医療機関との連携による入院児童生徒（義務教育段階）の教育支援体制の整備**
・上記取組における普及啓発

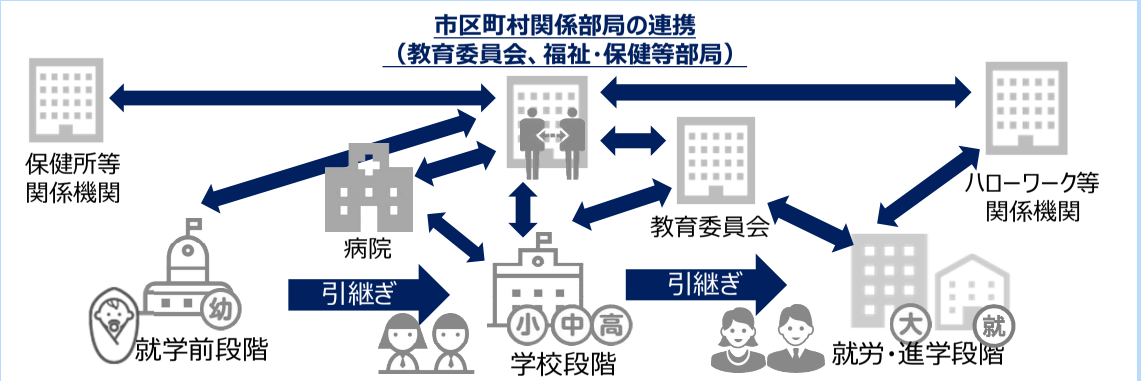

Ⅱ　看護師、外部専門家の配置

① 医療的ケアのための看護師【拡充】（1,500→1,800人）

学校において日常的にたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童生徒が増加している状況を踏まえ、これらの児童生徒の教育の充実を図るため、学校に看護師を配置し、医療的ケアの実施等を行う。

※幼稚園、高等学校等へ巡回・派遣も可能

② 外部専門家（348人）

特別支援学校のセンター的機能を充実させ、特別支援学校全体としての専門性を確保するとともに、特別支援学校以外の多様な学びの場における特別支援教育の体制を整備するため、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の外部専門家を配置・活用する。

学校における医療的ケア実施体制構築事業

2019年度予算額(案)　59百万円
(前年度予算額　59百万円)

文部科学省

概要

医療技術の進歩等を背景として、例えば、**酸素吸入や人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医行為**が必要な児童生徒等の在籍が、学校において増加している。

学校において、こうした高度な医療的ケアにも対応するため、**医師と連携した校内支援体制の構築**や、**医療的ケア実施マニュアル等の作成**など、医療的ケア実施体制の充実を図る。

◆委託先：都道府県・指定都市教育委員会・市町村教育委員会　◆委託箇所：20地域

○　医療的ケアに精通した医師を医療的ケア指導医として委嘱し、校内支援体制の充実を図る。
・学校巡回指導
・校内医療的ケア運営委員会での助言
・医療的ケアに関する相談に対する助言等

○　人工呼吸器の管理等が必要な医療的ケア児における、学校の施設・整備面や学校が設置されている地域の状況等を踏まえた受け入れ体制に応じて、指導医・医療機関・医師会・看護協会・医療系大学等と連携の下、体制の構築を図る。

○　検証を踏まえ、教育委員会・医療的ケア運営協議会において、高度な医療的ケアにも対応するための医療的ケア実施マニュアル等を作成。
教育委員会として学校の医療的ケア実施体制の構築を図る。

校内支援体制の充実

学校における課題の検証

(例)近隣に病院がない学校における人工呼吸器の管理等が必要な医療的ケア児の受入れ体制の検証
＜緊急時の対応（近隣医療機関との連携体制構築）等＞

検証のための連携協力者
（医療的ケア指導医・主治医・近隣医療機関・保健所・消防署等・保護者）

課題の提案　協力・助言　検証の報告

教育委員会・医療的ケア運営協議会 → 医療的ケア実施マニュアル等作成

学校と福祉機関の連携支援事業

2019年度予算額（案）　10百万円
(新規)

文部科学省

背景説明

発達障害をはじめ障害のある子供たちへの支援にあたっては、行政分野を超えた切れ目ない連携が不可欠である。文部科学省と厚生労働省による、「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」の検討では、学校と放課後等デイサービス事業所等（障害児通所支援事業所）との連携不足が課題として挙げられた。

○教職員や保護者の障害児通所支援事業所に関する理解不足
○保護者を含めた関係者間の情報共有や連絡方法が定まっていない

目的・目標

各自治体において、関係部局の連携のもと、学校と障害児通所支援事業所について、現状を把握・分析した上で、広く波及可能な連携の在り方を研究する。

事業内容

都道府県・市区町村　４地域

○現状の把握と分析

学校と障害児通所支援事業所の連携について現状と課題を把握した上で、連携に際して共有すべき事項やポイントについて、保護者との連携の観点も含めて整理する。

○分析をもとに、他自治体で波及可能な学校と障害児通所支援事業所の連携に際してのマニュアルを作成

・既存の会議等を活用した関係部局や関係機関が集まる場の設定
（センター的機能としての特別支援学校の位置づけ等）
・相互理解の促進
（教職員や保護者に対する障害児通所支援事業所の説明機会の確保等）
・年間を通じて関係者の間で交わすべき情報の整理
・下校時のトラブルや児童生徒の病気・事故時の対応の整理
・保護者の同意を含む、障害児通所支援事業所との連携や個人情報等に配慮した、個別の教育支援計画の様式、項目等の検討・作成

○調査分析支援員の配置

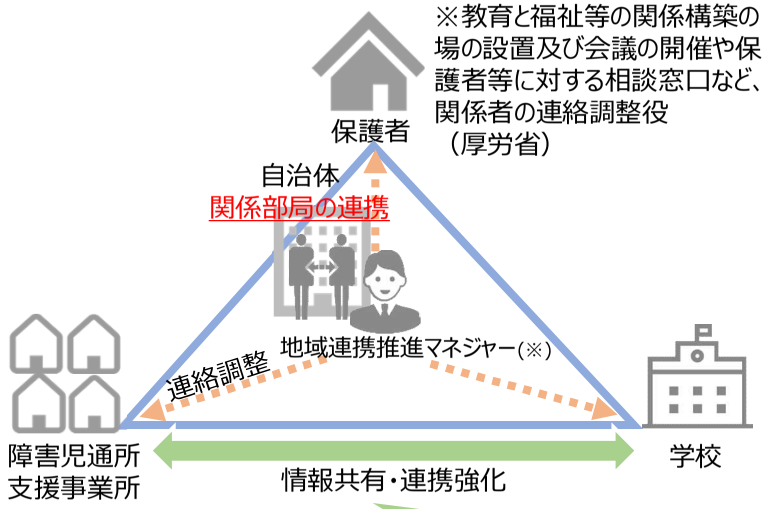

情報共有・連携強化の手法の研究（本事業）
現状を把握、分析した上で、連携にあたって取り組むべき事項について波及性のあるマニュアルを作成。

成果、事業を実施して、期待される効果

障害のある子供に対する、一貫した支援の提供に資するため、学校と障害児通所支援事業所の効率的かつ効果的な連携の在り方について調査研究を行い、他自治体に波及可能なマニュアル等を作成することで、全国的な教育と福祉の連携の推進につなげる。

１２．学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進

（前　年　度　予　算　額　　2,205百万円）
2019年度予算額（案）　　2,456百万円

１．要　　旨

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることは、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の我が国の成長・発展にもつながるものである。

「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付け、総合的な子供の貧困対策を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を実施する。

２．内　　容

（１）教育相談の充実

スクールソーシャルワーカーの配置拡充【後掲】〔補助率１／３〕

1,722百万円（1,484百万円）

〔補助事業者：都道府県、政令指定都市、中核市〕

・スクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置（7,500人→10,000人）
・高等学校のための配置（47人）
・貧困・虐待対策のための重点加配（1,000人→1,400人）
・スーパーバイザー（47人）の配置　等

［目標］　2019年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区(約１万人)に配置
2019：10,000人（ 2018：7,500人）　（ニッポン一億総活躍プラン）
（ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト）

（２）高校生等の就職・就学支援等

高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業

65百万円（74百万円）

〔委託費〕〔委託事業者：都道府県、学校法人、民間企業等〕

高等学校において、地理的要因等にとらわれず多様かつ高度な教育を可能とする遠隔教育の導入をはじめとした教育改革の優良事例の普及を図るとともに、新高等学校学習指導要領の実施を見据えつつ、定時制・通信制課程の特性を活かした効果的な学習プログラムのモデルを構築し、普及を図る。

また、定時制・通信制課程において、特別な支援を要する生徒、外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒や非行・犯罪歴を有する生徒等の学習ニーズに応じた指導方法等を確立し、普及を図る。

（３）要保護児童生徒援助費補助　669百万円（647百万円）

〔補助率１／２〕〔補助事業者：都道府県・市町村〕

要保護児童生徒の保護者に対して学用品費、修学旅行費、学校給食費等の就学援助を実施する。来年度においては、制服代やランドセル代を支援する「新入学児童生徒学用品費等」や「修学旅行費（中学校）」の単価の引き上げ、「卒業アルバム代等」の費目新設を行う。

※上記のほか、被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）を実施

594百万円（274百万円）

〔補助率２／３〕〔補助事業者：都道府県〕

熊本地震などの大規模災害で被災し、経済的に就学が困難な幼児児童生徒の就学機会を確保するため、都道府県等が実施する幼稚園児への就園支援、小中学生に対する学用品費等の援助、高校生に対する奨学金支給、特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などへの支援を実施する。

≪関連施策≫

・教職員定数の改善（貧困等に起因する学力課題の解消　50人）
・高等学校等就学支援金交付金等
・高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）
・幼児教育無償化の実施
・特別支援教育就学奨励費負担等
・地域学校協働活動推進事業

（参考：復興特別会計）

◇被災児童生徒就学支援等事業（東日本大震災）　4,382百万円（5,217百万円）

〔補助事業者：都道府県〕

東日本大震災で被災し、経済的に就学が困難な幼児児童生徒の就学機会を確保するため、都道府県等が実施する幼稚園児への就園支援、小中学生に対する学用品費等の援助、高校生に対する奨学金支給、特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などへの支援を実施する。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

2019年度予算額（案）6,460百万円
（前年度予算額 6,052百万円）

文部科学省

スクールカウンセラー等活用事業

2019年度予算額(案)　4,738百万円
(平成30年度予算額4,569百万円)補助率：1/3

スクールカウンセラー：児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者　（臨床心理士等）

学校教育法施行規則　第65条の2
スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。

[目標]2019年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校（27,500校）に配置　（ニッポン一億総活躍プラン）（ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト）

2019年度:27,500校

①全公立小学校に対する配置 17，500校(16，700校)
②全公立中学校に対する配置 10，000校(10，000校)

※支援が必要な学校に弾力的に派遣できるよう、地域の実情に応じ、教育委員会配置方式も推進。

＜学校・教職員（養護教諭等）＞

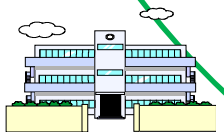

③貧困・虐待対策のための重点配置　1，400校(1,000校)
④不登校支援のための教育支援センターの機能強化
250箇所(250箇所)

スクールソーシャルワーカー活用事業

2019年度予算額(案)　1,722百万円
(平成30年度予算額1,484百万円)補助率：1/3

スクールソーシャルワーカー：福祉に関して専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者（社会福祉士、精神保健福祉士等）

学校教育法施行規則　第65条の3
スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。

[目標]2019年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区（約1万人）に配置　（ニッポン一億総活躍プラン）（ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト）

2019年度:10,000人

①小中学校のための配置　10，000人(7，500人)

＜教育委員会等＞

②貧困・虐待対策のための重点配置　1，400人(1，000人)
③高等学校のための配置　47人(47人)
④質向上のためのSV配置　47人(47人)

＜家庭＞

＜福祉関連機関＞

連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組

※(　　)は前年度

高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業

2019年度予算額（案）65百万円
（前年度予算額　74百万円）

文部科学省

◆概要◆

高等学校において、地理的要因等にとらわれず多様かつ高度な教育を可能とする遠隔教育の導入をはじめとした教育改革の優良事例の普及を図るとともに、新高等学校学習指導要領の実施を見据えつつ、定時制・通信制課程の特性を活かした効果的な学習プログラムのモデルを構築し、普及を図る。

また、定時制・通信制課程において、特別な支援を要する生徒、外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒や非行・犯罪歴を有する生徒等の学習ニーズに応じた指導方法等を確立し、普及を図る。

定時制・通信制課程における新学習指導要領への対応

新高等学校学習指導要領の実施を見据えつつ、定時制・通信制課程の特性を活かした効果的な学習プログラムのモデルを構築し普及を図る。

新学習指導要領を見据えた効果的な学習プログラムのモデル構築

ICTを活用した遠隔教育等

全国への普及

遠隔教育等の教育改革の優良事例の普及

「経済・財政再生計画改革工程表」に基づき、地理的要因等にとらわれず多様かつ高度な教育を可能とする遠隔教育の導入をはじめとした教育改革の優良事例の普及を図る。

多様な学習ニーズに応じた指導方法等の確立・普及

定時制・通信制課程において、特別な支援を要する生徒、外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒や非行・犯罪歴を有する生徒等の学習ニーズに応じた指導方法等を確立し、普及を図る。

専門的な支援

多様な学習ニーズを有する生徒

要保護児童生徒援助費補助金

2019年度予算額（案）　6．7億円
(前年度予算額　6．5億円)

文部科学省

背景説明

○学校教育法において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、**市町村は、必要な援助を与えなければならない**。」とされており、また、就学援助法等において、**国は市町村に対して必要な援助を行う**こととされている。

目的・目標

○経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して必要な支援を行い、**義務教育の円滑な実施に資する**。

事業内容

【要保護者への就学援助】

市町村の行う就学援助のうち、生活保護法に規定する「要保護者」への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資するよう、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」（就学援助法）「学校保健安全法」「学校給食法」等に基づいて必要な援助を実施。

◆補助対象費目　：　学用品費、体育実技用具費、卒業アルバム代等（新設）、新入学児童生徒学用品費等、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、ＰＴＡ会費、医療費、学校給食費

※平成29年度からは、入学する年度の開始前に支給した「新入学児童生徒学用品費等」についても国庫補助対象とできるよう要綱を改正済み。
文部科学省としては、自治体に対してこの入学前支給の導入を通知等で積極的に促している。

◆国庫補助率　：　1／2（予算の範囲内）

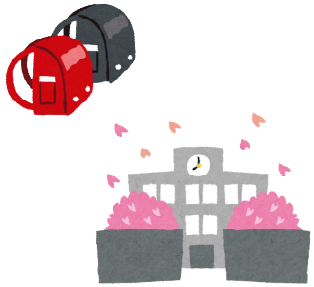

◆平成31年度より、

- **「修学旅行費」の中学校の単価引き上げ**
  中学校：　57,590円　→　60,300円（＋2,710円）
- **「新入学児童生徒学用品費等」の単価引き上げ**
  小学校：　40,600円　→　50,600円（＋10,000円）　中学校：　47,400円　→　57,400円（＋10,000円）
- **「卒業アルバム代等」を補助対象費目に追加（新設）**
  小学校：　10,890円　　中学校：　8,710円

【準要保護者への就学援助】

要保護者に準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認める「準要保護者」への就学援助事業については、三位一体改革により、平成17年度から国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で事業を行っている。

成果、事業を実施して、期待される効果	子供たちの将来がその生まれ育った家庭の環境によって左右されることのない社会の実現

被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）

2019年度予算額（案）　5.9億円
(前年度予算額　2.7億円)

文部科学省

背景説明

○大規模災害により被災し、経済的理由から就学困難となった幼児児童生徒が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

○本事業は、平成28年熊本地震を発端として同年度から実施。

目的・目標

○被災により就学困難となった幼児児童生徒に対して、都道府県等が就学支援等を実施することで、教育機会を確保する。

事業内容

○大規模災害により被災し、経済的理由から就学等が困難となった幼児児童生徒に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の**一部（2/3）を国庫で支援**する。

【幼稚園等】

（対 象 者）震災により幼稚園等への就園支援が必要となった世帯の幼児
（震災により所得階層区分が変更となった世帯の幼児も含む）
（対象事業）市町村において行う幼稚園就園奨励事業等
（対象経費）保育料、入園料

【小・中学校】

（対象者）　震災により就学困難となった児童生徒
（対象事業）　市町村等において行う就学援助事業
（対象費目）　学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費　等
※　通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む

【高等学校】

（対象者）　震災により就学困難となった生徒
（対象事業）　都道府県において行う奨学金事業

【私立高等学校等】

（対象者）　震災により就学等が困難となった児童生徒
（対象事業）　都道府県等において行う授業料等減免事業

【特別支援学校等（幼・小・中・高）】

（対象者）　震災により就学困難となった幼児児童生徒
（震災により支弁区分が変更となった者も含む）
（対象事業）　都道府県等において行う就学奨励事業
（対象費目）学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費　等

【専修学校・各種学校 】

（対象者）　震災により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
・専修学校高等課程、専門課程：修業年限1年以上
・専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上
（対象事業）　都道府県等において行う授業料等減免事業

成果、事業を実施して、期待される効果　被災した子供が安心して学ぶことができる教育環境の確保

被災児童生徒就学支援等事業（東日本大震災）

2019年度予算額（案） 44億円
(前年度予算 52億円)

【東日本大震災復興特別会計】

文部科学省

背景説明

○東日本大震災により被災し、経済的理由から就学困難となった幼児児童生徒が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

目的・目標

○被災により就学困難となった幼児児童生徒に対して、都道府県等が就学支援等を実施することで、教育機会を確保する。

事業内容

○東日本大震災により被災し、経済的理由から就学等が困難となった幼児児童生徒に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の**全額（10/10）を国庫で支援**（一部を除く。）する。

＜現状＞
○本事業の支援者数は、発災直後には約６万８千人（うち、被災３県は約５万４千人）であったが、被災地の復興に伴い、支援者数は減少。
○平成２９年度には発災直後の半数以下まで減少したが、いまだ約２万９千人（うち、被災３県は約２万６千人）が支援対象となっている。

【幼稚園等】

（対象者） 震災により幼稚園等への就園支援が必要となった世帯の幼児
（震災により所得階層区分が変更となった世帯の幼児も含む）
（対象事業） 市町村等において行う幼稚園就園奨励事業等
（対象経費） 保育料、入園料

【小・中学校】

（対象者） 震災により就学困難となった児童生徒
（対象事業） 市町村等において行う就学援助事業
（対象費目） 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等
※ 通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む

【高等学校】

（対象者） 震災により就学困難となった生徒
（対象事業） 都道府県において行う奨学金事業

【私立学校】

（対象者） 震災により就学等が困難となった幼児児童生徒
（対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業

【特別支援学校等（幼・小・中・高）】

（対象者） 震災により就学困難となった幼児児童生徒
（震災により支弁区分が変更となった者も含む）
（対象事業） 都道府県等において行う就学奨励事業
（対象費目） 学用品費、通学費、修学旅行費、
学校給食費 等

【専修学校・各種学校 】

（対象者） 震災により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
・専修学校高等課程、専門課程：修業年限1年以上
・専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上
（対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業
※ 専修学校専門課程及び一般課程並びに各種学校については学校が実施した減免額の2/3が上限

成果、事業を実施して、期待される効果 | 被災した子供が安心して学ぶことができる教育環境の確保

１３．私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業

（前　年　度　予　算　額　　１，１９４百万円）
2019年度予算額（案）　　９９５百万円

１．要　　旨

私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関し、年収４００万円未満の世帯に属する児童生徒について、授業料負担の軽減を行いつつ、義務教育において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などについて実態把握のための調査を行う。（２０１７～２０２１年度の５年間実施）

２．内　　容

【支給対象学校種】

私立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、
特別支援学校（小学部、中学部）

【支給額】

最大で１０万円（年額）

私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業

2019年度予算額（案）　10億円
（前年度予算額　　12億円）

文部科学省

背景説明

○ 国及び地方公共団体は、能力があるにも関わらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して奨学の措置を講じなければならない。(教育基本法)
○ 私立学校も「公の性質」を有する学校として、公立学校とともに義務教育制度の一翼を担っている。
○ 私立小学校の授業料平均は約４３万円、私立中学校の授業料平均は約４１万円であり、家庭の経済的負担が大きい。
（教育基本法、学校教育法により、国立又は公立の小中学校は無償。）

目的・目標

○ 私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関し、年収４００万円未満の世帯に属する児童生徒について、授業料負担の軽減を行いつつ、義務教育において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などについて実態把握のための調査を行う。

事業内容

◆ 様々な事情から私立小中学校等に進学されているものの、経済的には厳しい世帯（年収約400万円未満）をいかに支援できるかという観点から、支援対象世帯の経済状況や私立小中学校等を選択した理由などを把握するための5年間の実証事業。【実施期間】 2017年度～2021年度
◆ ２０１９年度予算案　制度趣旨を踏まえた支給要件の見直しに伴う給付対象（予定）者数の減少　▲２億円

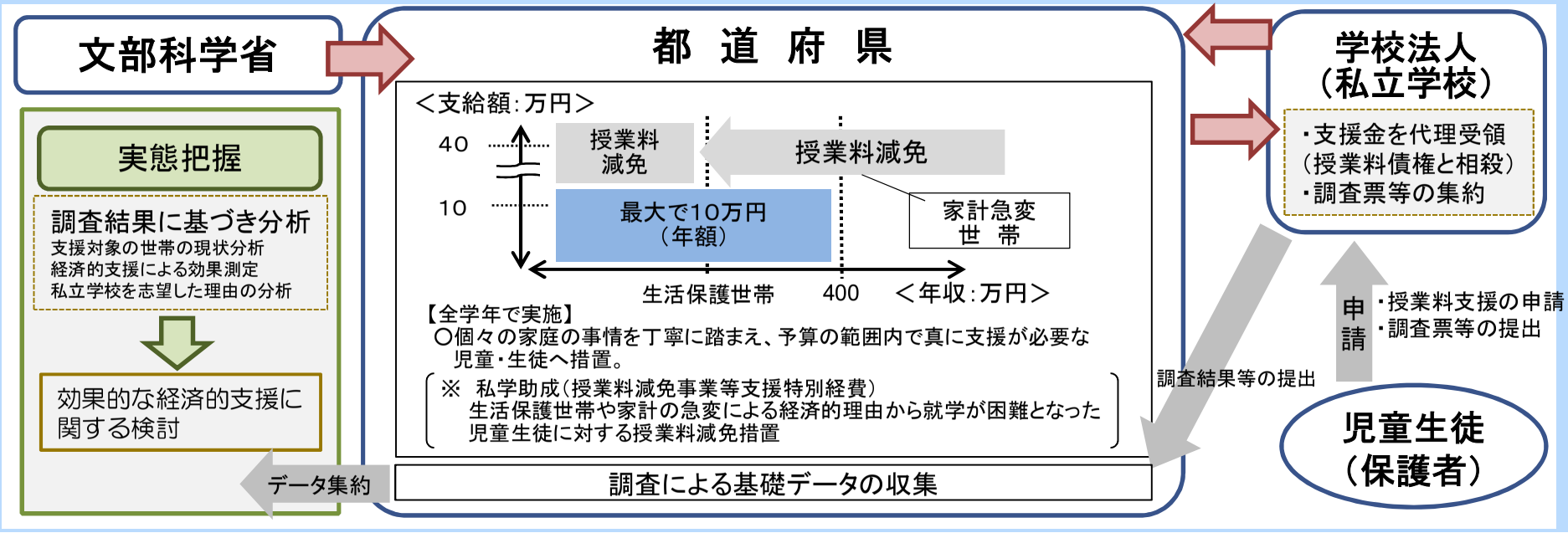

成果、事業を実施して、期待される効果	私立小中学校等を希望した理由や家庭の経済状況などについて調査結果に基づく分析を行うことで、効果的な経済的支援に関する検討が可能となる。

１４．高校生等への修学支援

（前　年　度　予　算　額　　３８４，１１４百万円）
2019年度予算額（案）　　３８７，３２８百万円

１．要　　旨

全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるため高等学校等就学支援金を支給するとともに、低所得世帯に対しては、授業料以外の教育費について、各都道府県が実施する高校生等奨学給付金事業を支援することで、家庭の教育費負担の軽減を図る。

２．内　　容

（１）高等学校等就学支援金交付金等　　373,398百万円（370,835百万円）

①　高等学校等就学支援金交付金　　370,894百万円（367,812百万円）

【支給額】

○　高等学校等に在学する者に対して年額118,800円を支給（学校設置者が代理受領）。

○　保護者等の年収が910万円（道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額507,000円）未満の世帯の生徒等が対象。

○　私立高等学校等に在学する生徒については、所得に応じて、支給金額を1.5～2.5倍した額を上限として支給する。

年収270万円未満程度〔非課税(＊)〕	297,000円（2.5倍）
年収270～350万円未満程度〔85,500円未満(＊)〕	237,600円（2.0倍）
年収350～590万円未満程度〔257,500円未満(＊)〕	178,200円（1.5倍）

〔＊道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額〕

【※年収は両親と子供2人世帯の場合の目安】

【対象学校種】

国公私立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3学年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校

②　高等学校等就学支援金事務費交付金　　2,490百万円（3,008百万円）

高等学校等就学支援金に関する事務の円滑な実施に資することを目的として、都道府県に交付。

③　公立高等学校授業料不徴収交付金（旧制度）　　13百万円（15百万円）

（２）高校生等奨学給付金　　13,931百万円（13,279百万円）

【支給対象】

○　生活保護受給世帯、非課税世帯

○　保護者、親権者等が当該都道府県内に住所を有していること。

○　高校生等が高等学校等就学支援金の支給対象となっている高等学校等（高等学校、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校（１～３学年）、専修学校（高等課程）等）に在学し、且つ、高等学校等就学支援金を受ける資格を有していること（特別支援学校高等部の生徒を除く）。

【給付額】

非課税世帯【全日制等】（第１子）の給付額の増額により、低所得世帯の更なる教育費負担の軽減を図る。

○生活保護受給世帯【全日制等・通信制】

・国公立の高等学校等に在学する者　年額　32,300円

・私立の高等学校等に在学する者　年額　52,600円

○非課税世帯【全日制等】（第１子単価）

・国公立の高等学校等に在学する者　年額　80,800円　→　82,700円（＋1,900円）

・私立の高等学校等に在学する者　年額　89,000円　→　98,500円（＋9,500円）

○非課税世帯【全日制等】（第２子単価）

・国公立の高等学校等に在学する者　年額 129,700円

・私立の高等学校等に在学する者　年額 138,000円

○非課税世帯【通信制】

・国公立の高等学校等に在学する者　年額　36,500円

・私立の高等学校等に在学する者　年額　38,100円

高校生等への修学支援

2019年度予算額(案)　3,873億円
(前年度予算額　3,841億円)

文部科学省

背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

目的・目標

○高等学校等の授業料及び授業料以外の教育費に充てるために、高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

高等学校等就学支援金等

3,734億円（3,708億円）

- 高等学校等に在籍する生徒に対して、授業料に充てるため、高等学校等就学支援金を支給（学校設置者が代理受領）。
- 対象となる学校種は、国公私立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（１～３年生）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校。
- 年収約910万円（道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額　507,000円）未満の世帯の生徒等が対象。
- 私立高校等に通う低所得世帯の生徒については、授業料負担が大きいため、所得に応じて就学支援金を1.5～2.5倍した額を上限として支給。

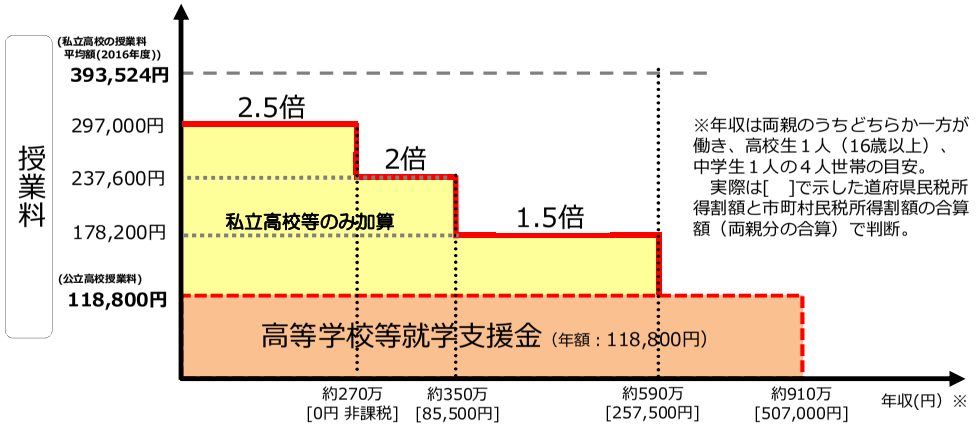

高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

139億円（133億円）

- 低所得世帯（生活保護世帯・非課税世帯）の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行う。
  ※授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学学用品費、教科外活動費など
- 都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に対して、国がその経費を一部補助する。（国庫補助率１／３）
- 家庭の教育費の負担が大きい15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合は給付額を増額。
- 2019年度予算案
  ・非課税世帯　全日制等（第１子）の給付額の増額
  （国公立：＋1,900円　私立：＋9,500円）

世帯区分	給付額（年額）			
生活保護受給世帯 全日制等・通信制	国公立	32,300円	私立	52,600円
非課税世帯 全日制等（第１子）	国公立	80,800円 ↓（＋1,900円） 82,700円	私立	89,000円 ↓（＋9,500円） 98,500円
非課税世帯 全日制等（第２子以降） ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	国公立	129,700円	私立	138,000円
非課税世帯 通信制	国公立	36,500円	私立	38,100円

成果、事業を実施して、期待される効果　家庭の経済事情にかかわらず、希望する質の高い教育を受けられる社会の実現

１５．Society5.0に向けた人材育成

（前　年　度　予　算　額　　－百万円）
2019年度予算額（案）　　643百万円

１．要　旨

「Society 5.0に向けた人材育成～社会が変わる、学びが変わる～」(平成30年6月5日)において取りまとめた３つの方向性(①「公正に個別最適化された学び」を実現する多様な学習の機会と場の提供、②基礎的読解力、数学的思考力などの基盤的な学力や情報活用能力をすべての児童生徒が習得、③文理分断からの脱却)に基づき、Society5.0という新たな時代に向けた具体的施策を展開する。

２．内　容

◆新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業　　257百万円(新規)

「公正に個別最適化された学び」の実現や、教師の指導の充実による教育の質の向上に向け、これまで実施していた「次世代学校支援モデル構築事業」の取組も活用しつつ、学校現場と企業等との協働により、学校教育において効果的に活用できる先端技術の導入について実証を行うとともに、その実証成果を全国へ普及・展開する。

◆先端技術を活用した幼児教育分野の実証研究　　22百万円(新規)

Society5.0時代の先端技術の活用を通じて、園内環境や幼児行動、教師の働きかけ等を総合的・多角的に捕捉・可視化し、幼児の豊かな行動を引き出す環境の構築や教師による適切な指導を支援するための取組を推進する。

◆WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業
113百万円(新規)

これまでのスーパーグローバルハイスクール(ＳＧＨ)などの取組の実績を活用し、高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が協働し、海外連携校等とも連携したテーマを通じた高校生国際会議の開催等、高校生へより高度な学びを提供する仕組み(アドバンスト・ラーニングネットワーク)の形成により、ＷＷＬ(ワールド・ワイド・ラーニング)コンソーシアムにおける拠点校を目指す。(拠点校数：10校程度)。

◆地域との協働による高等学校教育改革推進事業　　251百万円(新規)

新高等学校学習指導要領を踏まえ、Society5.0を地域から分厚く支える人材の育成に向けた教育改革を推進するため、「経済財政運営と改革の基本方針2018」や「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」に基づき、高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を推進することで、地域振興の核としての高等学校の機能強化を図る。(50校程度)

新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業

2019年度予算額（案） ２５７百万円【新規】

文部科学省

- 平成30年6月：**Society 5.0に向けた人材育成に係る大臣懇談会「Society 5.0に向けた人材育成 ～ 社会が変わる、学びが変わる ～」**を取りまとめ。

  「Society5.0の時代において、人間としての強みを発揮していくためには、全ての子供たちが、基礎的読解力や数学的思考力など基盤的な力を確実に習得することが重要。その際、学校において**AI等の先端技術（いわゆる「EdTech」を含む）を効果的に活用することにより、**全ての子供たちに対し、**一人一人の進度や能力、関心に応じて最適化された学び（「公正に個別最適化された学び」）を提供できる可能性**。」
- 平成30年11月：**「新時代の学びを支える先端技術のフル活用に向けて ～柴山・学びの革新プラン～」**を公表。

  「**学びの質を高め、すべての児童生徒にこれからの時代に求められる資質・能力を育成**するためには、新学習指導要領の着実な実施やチームとしての学校運営の推進が不可欠。**その中核を担う教師を支え、その質を高めるツールとして先端技術には大きな可能性**。」

これらを踏まえ、新時代の学びにおける先端技術の導入について実証的取組を実施。

事業概要

- **教師支援のツールとしてビッグデータの活用などによる児童生徒の学習状況に応じた指導の充実**。
- **指導力の分析・共有、研修への活用などによる授業改善など教師の資質能力の向上**。
- 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等を対象とし、これまで実施していた「次世代学校支援モデル構築事業」の取組も活用しつつ、学校現場と企業等との協働により、**学校教育において効果的に活用できる先端技術の導入について実証**。その際、提案者（学校設置者）の創意工夫の幅を保ちつつ、広く現場のニーズ・課題を反映した開発・実証となるよう、文部科学省が「戦略的開発・実証領域」を設定。
- 事業成果を全国へ普及・展開することにより、学校教育の質の向上を図る。

「戦略的開発・実証領域」の例

１．**一人一人の能力や適性、学習状況（スタディ・ログ）に応じた学びの個別最適化及び教師の指導の充実**に向けた先端技術の活用。

２．**エビデンスに基づいた学校改善及び域内の教育施策の改善等**に資するデータや先端技術の活用。

Society5.0に向けた高等学校改革パッケージ

文部科学省

Society5.0に向けたリーディングプロジェクト

新たな社会を牽引する人材の育成

WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業

113百万円（新規）

◆ 将来、イノベーティブなグローバル人材を育成するため、高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が共同し、高校生へより高度な学びを提供する仕組みを構築するとともに、テーマ等を通じた高校生国際会議の開催等や高等学校のアドバンスト・ラーニング・ネットワークの形成により、WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアムにおける拠点校を目指す。

✓指定校数：10校程度（10百万円程度/年・校）

【取組例】
・国内外の高校生が参加する「高校生国際会議」等を開催
・短期・長期留学や海外研修をカリキュラムの中に体系的に位置づけ
・大学教育の先取り履修を単位認定する取組など高大接続による高度かつ多様な科目内容のプログラムを用意　等

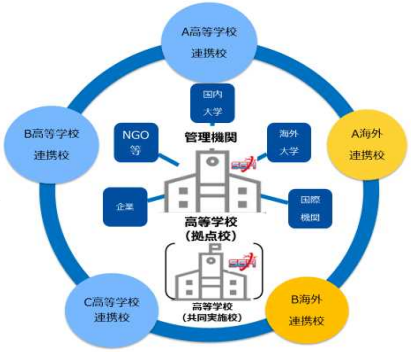

スーパーサイエンスハイスクール　※継続　※運営費交付金中の推計額

2, 219百万円（2,219百万円）

◆ 将来のイノベーション創出を担う科学技術人材を育成するため、教育課程等の改善に関する研究開発を含めた先進的な理数系教育を実施している高等学校をSSHに指定し支援。

✓指定校数：H31年度新規指定 30校程度

（750～1200万円程度/ 年・校、指定期間5年）

【基礎枠 取組例】
＜H30年度：204校＞
・学習指導要領の枠を超え、理数を重視した教育課程を編成
・主体的・協働的な学びを重視
・研究者の講義による興味関心の喚起やフィールドワーク等による自主研究の取組
・上記取組を高大連携や企業連携等により高度に実施

【重点枠 取組例】
※更に高度な取組には追加支援（500～1300万円/年・校）
＜H30年度：14校＞
・高大接続による人材育成手法の開発・実証
・カリキュラムや指導手法等の広域普及
・海外の研究機関等との連携による共同研究
・企業等との連携による 地球規模課題の解決

共通して求められる力の育成

Society5.0を地域から分厚く支える人材

地域との協働による高等学校教育改革推進事業

251百万円（新規）

◆ 高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を推進することで、地域振興の核としての高等学校の機能強化を図る。

✓指定校数：50校程度（1校4百万～7百万円程度）

●学校・地域のニーズに応じた類型で実施●

＜地域魅力化型＞〈普通科中心20校程度〉
地域課題の解決等を通じた学習を各教科・科目や学校設定科目等において体系的に実施するためのカリキュラムを構築

＜グローカル型＞〈学科共通20校程度〉
グローバルな視点を持ってコミュニティーを支える地域のリーダーを育成

＜プロフェッショナル型＞〈専門学科中心10校程度〉
地域の産業界等との連携・協働による実践的な職業教育を推進し、地域に求められる人材を育成

高校生と地域課題のマッチングを効果的に行うためのコンソーシアムを構築

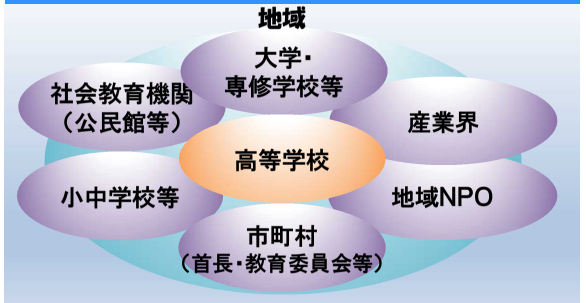

※スーパーグローバルハイスクール（継続指定校67校　424百万円）及びスーパー・プロフェッショナル・ハイスクール（継続指定校20校　85百万円）の事業成果を活用。

2019年度予算額（案）　113百万円（新規）

Society 5.0に向けたリーディング・プロジェクト

WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業　（2019年度新規）

文部科学省

事業概要

これまでのスーパーグローバルハイスクール（SGH）事業などの取組の実績を活用

◆将来、イノベーティブなグローバル人材を育成するため、高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が協働し、高校生へより高度な学びを提供する仕組みを構築するとともに、テーマ等を通じた高校生国際会議の開催等や高等学校のアドバンスト・ラーニング・ネットワークの形成により、WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアムにおける拠点校を目指す。

- ◆ 委託事業：委託先（都道府県市教育委員会、国立大学法人、学校法人：管理機関）
- ◆ 対象学校：国公私立高等学校及び中高一貫教育校（研究開発の対象は小・中学校からも可能）
- ◆ 指定期間：原則3年（3年目の評価に応じて延長可）
- ◆ 指定校数：10校程度（幹事校1校程度）
- ◆ 支援金額：年間経費支援額は1000万円程度／件（研究開発内容や対象生徒など規模に応じて）

Society5.0に向けた人材育成

文理分断からの脱却　文理両方を学ぶ高大接続改革

大学教育の先取り履修を単位認定する取組なども含めた高度かつ多様な科目内容を、生徒個人の興味・関心・特性に応じて、履修可能とする高校生の学習プログラム/コースを「WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム」として創設する。高校生６万人あたり１か所を目安に、各都道府県で国公私立高校等を拠点校として整備し、すべての高校生が選抜を経てオンライン・オフラインで参加可能とする。これにより、国内外のトップ大学等にも入学できるようなグローバル・イノベーティブ人材を育成する。また、海外からのハイレベル人材を受け入れ、日本人高校生と留学生が一緒に英語での授業・探究活動等を履修することとする。

「Society 5.0に向けた人材育成　～社会が変わる、学びが変わる～」
文部科学大臣懇談会報告書（2018年6月5日）より

具体的な取組（例）

- ✓ グローバルな社会課題研究（SDGs、経済、政治、教育、芸術等のテーマ）のカリキュラム開発。
- ✓ 外国語や社会科学等の複数の教科を融合し、テーマと関連した融合科目「グローバル探究」等の学校設定教科・科目の設定。
- ✓ テーマと関連した国内外の高校生が参加する「高校生国際会議」等の日本開催。
- ✓ 短期・長期留学や海外研修をカリキュラムの中に体系的に位置づけ。
- ✓ 海外からのハイレベル人材を受け入れ、日本人高校生と留学生が一緒に授業・探究活動等を履修。
- ✓ 大学教育の先取り履修を単位認定する取組（科目等履修生制度を活用）など高大接続による高度かつ多様な科目内容のプログラムを用意。
- ✓ コミュニケーション能力を重視した外国語（複数外国語含む）の先進的な授業を実践。
- ✓ ICTの活用による海外との連携の強化。
- ✓ 国内外の高校とのネットワークの構築。
- ✓ 外国語によるテーマと関連した課題研究論文を作成。
- ✓ 教員研修、セミナー等の実施。

【世界高校生水会議2018年7月】

アドバンスト・ラーニング・ネットワークのイメージ

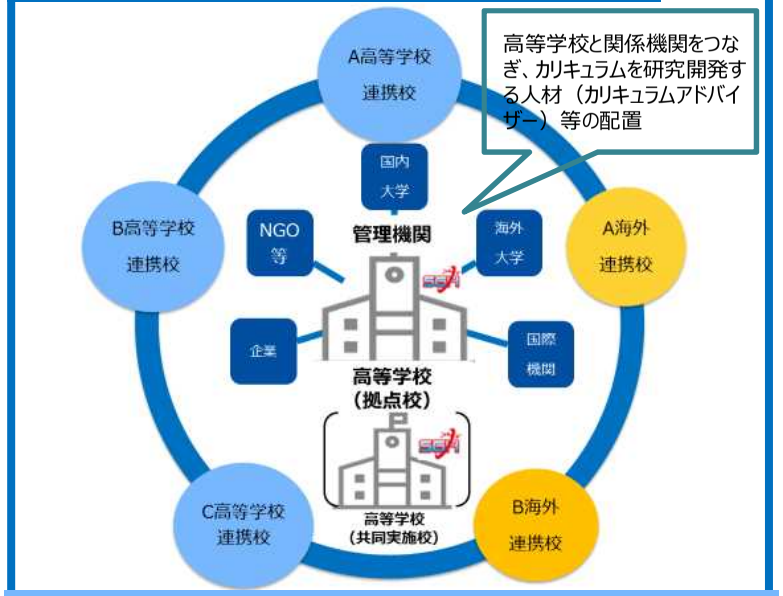

国際会議の開催等により、プロジェクトが効果的に機能するよう高校間のネットワークを形成

今後５年間ほどでアドバンスト・ラーニング・ネットワークを形成した拠点校を全国に50校程度配置し、将来的にWWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアムへとつなげる

地域との協働による高等学校教育改革推進事業

2019年度予算額（案）　251百万円(新規)

文部科学省

新高等学校学習指導要領を踏まえ、Society5.0を地域から分厚く支える人材の育成に向けた教育改革を推進するため、「経済財政運営と改革の基本方針2018」や「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」に基づき、高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を推進することで、地域振興の核としての高等学校の機能強化を図る。

高校生と地域課題のマッチングを効果的に行うためのコンソーシアムを構築

高等学校

- 地域との協働による活動を学校の活動として明確化
- 専門人材の配置等、学内における実施体制を構築

✓地域における活動を通じた探究的な学びの実現（新高等学校学習指導要領への対応）
✓学校の中だけではできない多様な社会体験

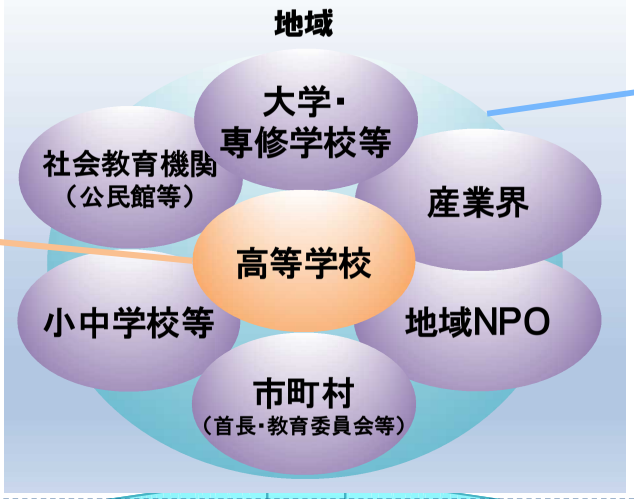

コンソーシアム

- 将来の地域ビジョン・求める人材像の共有や協働プログラムの開発
- 学校と地域とをつなぐコーディネーターを指定

✓高校生のうちに地元地域を知ることにより、地元への定着やUターンが促進される
✓地域の活動に高校生が参画することにより、地域活力の向上へ貢献

標準スキームを踏まえつつ、地域の実情や人材ニーズに応じた取組を展開

【プロフェッショナル型】
〈専門学科中心10校程度〉

地域の産業界等との連携・協働による実践的な職業教育を推進し、地域に求められる人材を育成

～特徴・取組例～
- 地域の特産物の付加価値を高め安定的な食料生産により地域の発展を担う人材を育成
- ものづくりに関する専門的な技術を身に付け、地場産業を支える人材を育成　など

【地域魅力化型】
〈普通科中心20校程度〉

地域課題の解決等を通じた学習を各教科・科目や学校設定科目等において体系的に実施するためのカリキュラムを構築し、地域ならではの新しい価値を創造する人材を育成

～特徴・取組例～
- 地域との連携に係る教科横断的な単位を設定
- 衰退しつつある地域の振興方策を地域との連携により研究・実践　など

【グローカル型】
〈学科共通20校程度〉

グローバルな視点を持ってコミュニティーを支える地域のリーダーを育成。

～特徴・取組例～
- グローバルな社会課題研究のカリキュラム研究開発
- 海外研修等をカリキュラムの中に体系的に位置づけ
- 海外からの留学生を受け入れるなど外国人生徒と一緒に授業・探究活動等を履修
- コミュニケーション能力を重視した外国語（複数外国語含む）の先進的な授業を実践　など

１６．義務教育教科書の無償給与

（前　年　度　予　算　額　　43,249百万円）
２０１９年度予算額（案）　　44,791百万円

１．要　　旨

義務教育教科書購入費については、憲法第２６条に掲げる義務教育無償の精神を広く実現するものとして、国公私を問わず、義務教育諸学校の児童・生徒が使用する教科書を国が発行者から直接購入し、無償で給与するための経費。

２．内　　容

平成３１年度義務教育教科書購入費は、平成３１年度から使用される中学校の「特別の教科　道徳」及び平成３２年度から使用される小学校英語の教科書、また平成３２年度から小学校３年生に配布される地図帳を無償給与するために、平成３１年度に必要な経費を計上するとともに、教科書の定価は公共料金であることから公共料金として適正な価格にするため、前年の定価をベースに物価指数や製造コスト等の変動要素を適切に反映し、総額で約４４８億円を計上。

（１）予算額等の推移

区　分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度(案)
予算額	412億円	411億円	416億円	432億円	448億円
定価改定率	＋0.8%	＋0.5%	±0.0%	±0.0%	＋0.3%(※)

※消費税引上げに対して別途1.48％計上

（２）平成31年度児童生徒１人当たりの平均教科書費(予算案ベース)

・小学校用教科書　　3,788円（教科書一冊あたり379円）
・中学校用教科書　　5,387円（教科書一冊あたり629円）

義務教育教科書の無償給与

2019年度予算額(案)　448億円
(前年度予算額　432億円)

文部科学省

～ 理 念 ～

○憲法第26条の義務教育無償の精神を広く実現
○次代を担う子供たちの国民的自覚を深めるなど、国民全体の期待を込めて教育的意義から実施
○教育費の保護者負担の軽減

昭和38年の制度発足以来、国民の間に深く定着

諸外国においても多くの国で教科書の無償制度を実施

国（文部科学省）

（購入契約を締結）

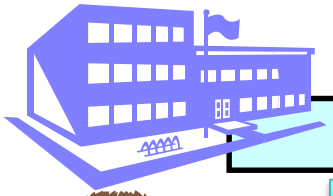

教科書発行者・教科書供給業者

国立学校　公立学校　私立学校

無償給与　無償給与　無償給与

義務教育諸学校のすべての児童生徒

※教科書は児童生徒の所有物　書き込みをしたり自宅に持ち帰って学習

101

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度（案）
予　算　額	412億円	411億円	416億円	432億円	448億円
定価改定率	＋0.8%	＋0.5%	±0.0%	±0.0%	+0.3%

平成31年度は小学校英語、中学校道徳の教科書等を無償給与するために必要な経費を新たに計上

（参考）平成31年度児童生徒１人当たりの平均教科書費（予算案ベース）　・小学校用 3,788円　・中学校用 5,387円

（参考）

2019年度東日本大震災復興特別会計予算（案）

【初等中等教育局関係分】

幼児児童生徒の心のケアや教育支援等　42億円

○緊急スクールカウンセラー等活用事業　24億円

・スクールカウンセラー　870人　など

○被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員加配　18億円

・被災児童生徒に対する学習支援や心のケア等に取り組むための定数措置（784人）

就　学　支　援　44億円

○被災児童生徒就学支援等事業　44億円

・震災により、経済的理由から就学等が困難となった世帯の幼児児童生徒に対する就学支援等の経費を支援

○被災地スクールバス等購入経費　0.3億円

・被災により通学困難となった児童生徒の通学支援のためのスクールバス等購入の補助

復興を支える人材の育成など地域における暮らしの再生　5億円

○福島県教育復興推進事業　0.8億円

・避難地域12市町村の小中学校や双葉郡中高一貫校における魅力ある学校づくりを支援

○福島イノベーション・コースト構想等を担う人材育成に関する事業　3億円

・構想の中心となる浜通り地域等の教育環境の整備や人材の裾野を広げるための取組を支援

○放射線副読本の普及　0.6億円

・学校における放射線に関する教育の支援として副読本を普及